消 防 予 第 172 号
平成 14 年 6 月 11 日

各都道府県消防主管部長　殿

消防庁予防課長

消防用設備等の点検要領の全部改正について

従来、消防用設備等の点検要領については、「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」(昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 168 号)の別紙として定められていましたが、平成 14 年 3 月 12 日付けで「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 3 号)及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号)がそれぞれ一部改正され、点検の種類の統合等が図られたことに伴い、消防用設備等の点検要領を全部改正し、別添のとおりとすることとしました。

なお、これに伴い「消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示について」（昭和 50 年 4 月 10 日消防安第 39 号)及び「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」（昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 168 号)は廃止します。

貴職におかれましては、この運用について、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

別 添

消防用設備等の点検要領

第１　消火器具

1　一般的留意事項

(1)　性能に支障がなくともごみ等の汚れは、はたき、雑きん等で掃除すること。

(2)　合成樹脂製の容器又は部品の清掃にはシンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。

(3)　キャップ又はプラグ等を開けるときは容器内の残圧に注意し、残圧を排除する手段を講じた後に開けること。

(4)　キャップの開閉には、所定のキャップスパナ(第 1-1 図)を用い、ハンマーで叩いたり、タガネをあてたりしないこと。

(5)　ハロゲン化物及び粉末消火薬剤は、水分が禁物なので、消火器本体の容器内面及び部品の清掃や整備には十分注意すること。

(6)　二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び加圧用ガス容器のガスの充てんは、専門業者に依頼すること。

(7)　点検のために、消火器を所定の設置位置から移動したままにする場合は、代替消火器を設置しておくこと。

第 1-1 図　キャップスパナ

2　機器点検

点　検　項　目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
設置状況	設　置　場　所	目視又は簡易な測定により確認する。	ア　通行又は避難に支障がないこと。 イ　使用に際し、容易に持ち出すことができること。 ウ　床面からの高さが 1.5m 以下の箇所に設置されていること。 エ　消火器に表示された使用温度範囲内である箇所に設置されていること。なお、使用温度範囲外の箇所に設置されているものは、保温等適当な措置が講じられていること。 オ　本体容器又はその他の部品の腐食が著しく促進されるような場所(化学工場、メッキ工場、温泉地等)、著しく湿気の多い箇所(厨房等)、たえず潮風又は雨雪にさらされている箇所等に設置されているものは、適当な防護措置が講じられていること。
	設　置　間　隔	目視又は簡易な測定により確認する。	防火対象物又は設置を要する場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が 20m 以下、大型消火器に会っては 30m 以下となるように配置してあること。
	適　応　性	第 1-1 表に示す適応消火器具の表により確認する。	適応した消火器具が設置されていること。

第 1-1 表　適応消火器具

消火器具の区分				水を放射する消火器		強化液を放射する消火器		泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	消火粉末を放射する消火器			水バケツ又は水槽	乾燥砂	膨張ひる石又は膨張真珠岩
				棒状	霧状	棒状	霧状				りん酸塩類等を使用するもの	炭酸水素塩類等を使用するもの	その他のもの			
対象	建築物その他の工作物			○	○	○	○	○			○			○		
	電気設備				○		○		○	○	○	○				
	危	第一	アルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの									○	○		○	○

物の区分	危険物	第一類	その他の第一類の危険物	○	○	○	○	○			○			○	○	○
		第二類	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの									○	○		○	○
			引火性固体	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
			その他の第二類の危険物	○	○	○	○	○			○			○	○	○
		第三類	禁水性物品									○	○		○	○
			その他の第三類の危険物	○	○	○	○	○						○	○	○
		第四類					○	○	○	○	○	○			○	○
		第五類		○	○	○	○	○						○	○	○
		第六類		○	○	○	○	○			○			○	○	○
	指定可燃物	可燃性固体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
		可燃性液体類					○	○	○	○	○	○			○	○
		その他の指定可燃物		○	○	○	○	○			○			○		

備考　1　○印は、対象物の区分の欄に掲げるものに、当該各項に掲げる消火器具がそれぞれ適応するものであることを示す。

2　りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

3　炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。

4　禁水性物品とは、危険物の規制に関する政令代 10 条第 1 項第 10 号に定める禁水性物品をいう。

	耐震措置(転倒により消化薬剤が露出するおそれのある消火器に限る。)	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　取付け等の措置が適正であること。
表示及び標識		目視により確認する。	ア　損傷、汚損、脱落、不鮮明等がないこと。 イ　表示については、所定の銘板が貼付されていること。 ウ　標識については、消火器具設置場所の見易い位置に消火器具の種類にしたがい、「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示した標識が設けてあること。 エ　型式失効に伴う特例期間を過ぎたものでないこと。 ※(ア)　銘板のないもの又は型式失効に伴う特例期間を過ぎたものは廃棄すること。 （イ）　ハロゲン化物消火器にあっては、注意書シールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。

消火器の外形	本体容器	目視により確認する。	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ※　溶接部の損傷しているもの又は著しい変形のあるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食しているもの及び錆がはく離するようなものは廃棄すること。
	安全栓の封	目視により確認する。	ア　損傷又は脱落がないこと。 イ　確実に取り付けられていること。
	安全栓	目視により確認する。	ア　安全栓が外れていないこと。 イ　操作に支障がある変形、損傷等がないこと。 ウ　確実に装着されていること。
	使用済みの表示装置	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。
	押し金具及びレバー等の操作装置	目視により確認する。	変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。
	キャップ	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア　強度上支障がある変形、損傷等がないこと。 イ　容器に緊結されていること。 ※(ア)　緩んでいるものは締め直しを行うこと。 (イ)　粉末消火器で変形、損傷、緩み等のあるものにあっては、消火薬剤の性状を点検すること。
	ホース	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア　変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。 イ　容器に緊結されていること。 ※(ア)　消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。 (イ)　ホース取付けねじの緩みは締め直しを行うこと。 (ウ)　加圧式の粉末消火器(開閉バルブ付きのものを除く。)でつまり、著しい損傷、取付けねじの緩み等のあるものにあっては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。
	ノズル、ホーン及びノズル栓	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア　変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。 イ　ホースに緊結されていること。 ウ　ノズル栓が外れていないこと。 エ　ホーン握り(二酸化炭素消火器に限る。)が脱落していないこと。 ※(ア)　異物によるつまりは清掃すること。 (イ)　消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。 (ウ)　ねじの緩みは締め直しをすること。 (エ)　ノズル栓の外れているものは取り付け直しをすること。 (オ)　加圧式の粉末消火器(開閉バルブ付きのものを除く。)でつまり、著しい損傷、老化、取付けねじの緩み等のあるものにあっては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。
	指示圧力計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示圧力値が緑色範囲内にあること。(第 1-2 図) ※(ア)　指針が緑色範囲の下限より下がっているものは、消火薬剤量を点検すること。 (イ)　指示圧力値が緑色範囲外のものは、指示圧力計の作動を点検すること。

				緑色範囲 7　9.8 消　SUS $\times 10^{-1}$MPa 第1-2図　指示圧力計
	圧力調整器		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	安全弁		目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　緊結されていること。 ※(ア)　噴き出し口の封が損傷、脱落しているもので、反応式消火器で反応しているものにあっては、詰め替えること。 (イ)　その他の消火器にあっては、消火薬剤を点検すること。 (ウ)　ねじの緩みは締め直しを行うこと。 (エ)　ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器でねじの緩んでいるものにあっては、消火薬剤量を点検すること。
	保持装置		目視及び着脱を行うこと等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に取り外しができること。
	車輪(車載式消火器に限る。)		目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。 ※　点検のつど、注油等を行い円滑に動くようにしておくこと。
	ガス導入管(車載式消火器に限る。)		目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　緊結されていること。 ※(ア)　結合部の緩みは締め直しをすること。 (イ)　粉末消火器で折れ、つぶれ等の変形、損傷、結合部の緩みのあるものにあっては、消火薬剤の性状を点検すること。
消火器の内部及び機能	※　消火器のうち製造年から3年(化学泡消火器にあっては、設置後1年)を経過したもの、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の緊結部等に異常が認められたもの(使用済みの表示装置が設けられているもののうち、当該装置が脱落しておらず、又は作動していないものを除く。)について実施すること。この場合において、3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)及び加圧式の粉末消火器にあっては、抜取り方式により点検を行うことができる。(別添「抜取り方式による確認試料の作成要領」により確認する。)			
	本体容器及び内筒等	本体容器	内部点検用の照明器具(第1-3図)を本体容器内に挿入し、裏面等の見にくい箇所は反射鏡(第1-4図)により確認する。	著しい腐食、防錆材料の脱落等がないこと。 ※　本体容器内面に著しい腐食、防錆材料の脱落等のあるものは廃棄すること。

				第 1-3 図　内部点検用の照明器具 第 1-4 図　反射鏡
		内 筒 等	目視により確認する。	内筒及び内筒ふた、内筒封板に変形、損傷、腐食、漏れ等がないこと。
		液面表示	目視により確認する。	液面表示が明確なこと。
	消火薬剤	性　　状	(1)　強化液消火薬剤又は泡消火薬剤は、個々にポリバケツ等に移して確認する。 (2)　粉末消火薬剤は個々にポリ袋等に移して確認する。	ア　変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がないこと。 イ　固化していないこと。
		消火薬剤量	(1)　薬剤量を質量で表示しているものは秤量により確認する。 (2)　液面表示で表示しているものは、消火薬剤を移す前に液面表示により確認する。	所定量(質量は第 1-2 表の許容範囲内)であること。

第 1-2 表　消火器総質量の許容範囲

薬剤の表示質量	総質量の許容範囲
1 kg未満	+100g～　－80g
1 kg以上　2 kg未満	+200g～　－80g
2 kg以上　5 kg未満	+300g～　－100g
5 kg以上　8 kg未満	+400g～　－200g
8 kg以上　10 kg未満	+500g～　－300g
10 kg以上　20 kg未満	+700g～　－400g
20 kg以上　40 kg未満	+1,000g～　－600g
40 kg以上　100 kg未満	+1,600g～　－800g
100 kg以上	+2,400g～－1,000g

加圧用ガス容器	(1)　目視により確認する。 (2)　液化炭酸ガス又は窒素ガス、混合ガス封板式のものにあっては秤で総質量を測定して確認する。 (3)　容器弁付窒素ガスのものにあっては内圧を測定することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食がなく、封板に損傷がないこと。 イ　液化炭酸ガス又は窒素ガス、混合ガス封板式のものにあっては第1-3表に示す許容範囲内に、容器弁付窒素ガスのものにあっては第1-5図に示す所定圧の範囲内にあること。 ※　取り付けねじには右ねじのものと左ねじのものがあるから注意すること。

第1-3表　加圧用ガス容器総質量の許容範囲

	ガスの別	充てんガス量	許容範囲
作動封板を有するもの	液化炭酸ガス CO_2	5g以上　10g未満	±1g
		10g以上　20g未満	±3g
		20g以上　50g未満	±5g
		50g以上　200g未満	±10g
		200g以上　500g未満	±20g
		500g以上	±30g
	窒素ガス　N_2		表示充てんガス量の±10%以内
	混合ガス　CO_2+N_2		
容器弁付のもの	液化炭酸ガス CO_2	500g以上　900g未満	±30g
		900g以上	±50g
	窒素ガス　N_2	第1－5図の圧力範囲	

第1-5図　窒素ガスの圧力範囲

カッター及び押し金具	加圧用ガス容器が取り外されていることを確認した後、レバー、ハンドル等の操作により作動状況を確認する。	変形、損傷等がなく、円滑かつ確実に作動すること。
ホ　ー　ス	ホースを取り外し目視により確認する。	ホース及びホース接続部につまり等がないこと。 ※　つまりのあるものは清掃すること。
開閉式ノズル及び切替式ノズル	レバー等の操作により確認する。	ノズルの開閉又は切替操作が円滑かつ確実に作動すること。
指　示　圧　力　計	容器内圧を排出するとき、指針の作動を目視により確認する。	円滑に作動すること。
使用済みの表示装置	作動軸を手で操作して確認する。	円滑に作動すること。
圧　力　調　整　器	次の操作により確認する。 (1)　消火器本体容器との連結バルブを閉める。 (2)　加圧用ガス容器のバルブを開き、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。 (3)　加圧用ガス容器のバルブを閉め、高圧側の指度を確認する。なお、指度が下がった場合は、漏れの箇所を確認する。 (4)　圧力調整器の逃がし弁又はガス導入管の結合部を緩めてガスを放出し、元の状態に復元する。	指針の作動が円滑であり、調整圧力値が緑色範囲内であること。
安全弁及び減圧孔（排圧栓を含む。）	目視又は操作により確認する。	ア　変形、損傷、つまり等がないこと。 イ　排圧栓は確実に作動すること。 ※　つまりのあるものは清掃すること。
粉上り防止用封板	目視及び手で触れて確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　確実に取り付けられていること。
パ　ッ　キ　ン	目視により確認する。	変形、損傷、老化等がないこと。
サイホン管及びガス導入管	目視及び通気等により確認する。	ア　変形、損傷、つまり等がないこと。 イ　取付部の緩みがないこと。 ※(ア)　つまりのあるものは清掃すること。 (イ)　取り付け部がねじのもので緩みのあるものは締め付け直しをすること。
ろ　過　網	目視により確認する。	損傷、腐食、つまり等がないこと。 ※　つまりのあるものは清掃すること。
放　射　能　力	二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射状態を確認する。	放射状態が正常であること。 ※　放射が不能のもの又は著しく異常があるものは各項目の点検をしながら原因を確認し、該当項目の判定に従って処置すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">簡易消火用具</td><td>外　　形</td><td>目視により確認する。</td><td>水バケツ及び水槽に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
※　著しい変形、損傷、腐食等のあるものは廃棄すること。</td></tr>
<tr><td>水　量　等</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　規定量あること。
イ　乾燥砂等は乾燥していること。
ウ　乾燥砂等で乾燥の悪いものは乾燥させておくこと。
※(ア)　規定量ないものは補充すること。
(イ)　乾燥砂等で乾燥の悪いものは乾燥させておくこと。</td></tr>
</table>

別添　抜取り方式による確認試料の作成要領

第１　確認試料の数

<table>
<tr><th colspan="3">消火器の区分</th><th colspan="2">確認項目</th></tr>
<tr><th>器種</th><th>加圧方式</th><th>対象</th><th>放射能力を除く項目</th><th>放射能力</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水</td><td>加圧式</td><td rowspan="4">製造年から３年を経過したもの</td><td>全数</td><td>全数の 10%以上</td></tr>
<tr><td>蓄圧式</td><td>※　抜取り数</td><td>抜取り数の 50%以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強化液</td><td>加圧式</td><td>全数</td><td>全数の 10%以上</td></tr>
<tr><td>蓄圧式</td><td>※　抜取り数</td><td>抜取り数の 50%以上</td></tr>
<tr><td>化学泡</td><td>反応式</td><td>設置後１年を経過したもの</td><td>全数</td><td>全数の 10%以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機械泡</td><td>加圧式</td><td rowspan="4">製造年から３年を経過したもの</td><td>全数</td><td>全数の 10%以上</td></tr>
<tr><td>蓄圧式</td><td>※　抜取り数</td><td>抜取り数の 50%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハロゲン化物</td><td>質量及び指示圧力値に欠陥のないものは、その他の項目は省略できる。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">二酸化炭素</td><td>質量に欠陥のないものは、その他の項目は省略できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粉末</td><td>加圧式</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">※　抜取り数</td><td rowspan="2">抜取り数の 50%以上</td></tr>
<tr><td>蓄圧式</td></tr>
<tr><td colspan="2">全器種</td><td>外形確認で欠陥があり、内部及び機能の確認を要するもの</td><td>確認指示項目に欠陥のないものは、その他の項目は省略できる。</td><td></td></tr>
</table>

備考　1　車載式のものは、放射能力を除く。
2　表中※印のあるものは、次の抜取り方法によること。
(1)　確認試料(確認ロット)の作り方
器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超えるものは別ロットとする。
(2)　試料の抜取り方
ア　製造年から3年を超え8年以下のものは5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
イ　製造年から8年を超えるものは2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

第2　抜取り方式の場合の判定

1　欠陥が見いだされなかった場合	当該ロットは良とする。
2　欠陥が見いだされた場合	(1)　消火薬剤の固化又は容器内面の塗膜のはくり等の欠陥がある場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について欠陥項目の確認を行うこと。 ただし、内面塗膜のはくりが明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りではない。 (2)　前(1)以外の欠陥がある場合は、欠陥のあった試料について整備するよう指示すること。

第3　加圧方式の区分による確認の順序
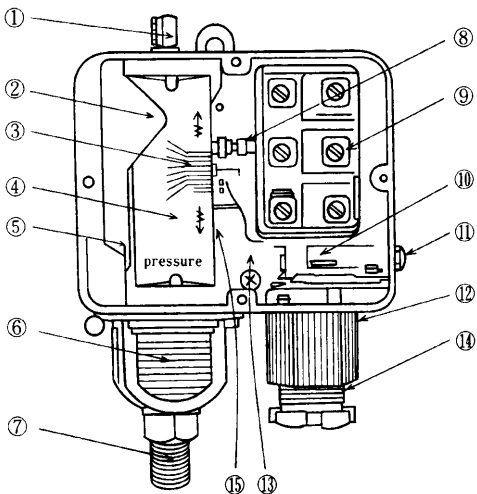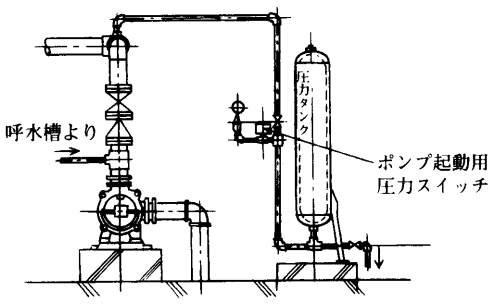
1　加圧式の消火器	(1)　消火薬剤量を質量で表示してあるものは、総質量を秤量して消火薬剤量を確認する。 (2)　排圧栓のあるものはこれを開き、容器内圧を完全に排出する。 (3)　キャップを外し、加圧用ガス容器の支持具、加圧用ガス容器等を取り出す。 (4)　消火薬剤量を容量で表示してあるものは、液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。 (5)　消火薬剤を別の容器に移す。 (6)　清掃 ア　水系の消火器にあっては、本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を水洗いする。 イ　ハロゲン化物消火器又は粉末消火器にあっては、水分が禁物であるので乾燥した圧縮空気等により本体容器内、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を清掃する。 (7)　各部品についての確認を行う。 ※　放射の試料は(1)の確認のあと放射を行うこと。
2　蓄圧式の消火器	(1)　総質量を秤量して消火薬剤量を確認する。 (2)　指示圧力計の指度を確認する。 (3)　排圧栓のあるものはこれを開き、ないものは容器をさかさにしてバルブを開き内圧を排除する。(ハロゲン化物消火器及び二酸化炭素消火器を除く。以下同じ。) (4)　キャップ又はバルブ本体を本体容器から外す。 (5)　消火薬剤を別の容器に移す。 (6)　前1(6)の要領で本体容器内、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を清掃する。 (7)　各部品についての確認を行う。 ※　放射の試料は(2)の確認のあと放射を行うこと。
3　反応式の消火器	(1)　キャップを外し、内筒を取り出す。 (2)　消火薬剤量が液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。 (3)　消火薬剤を別の容器に移す。 (4)　消火器の本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、ろ過網、内筒等を水洗いする。 (5)　各部品についての確認を行う。 ※　放射の試料は(2)の確認のあと放射を行うこと。
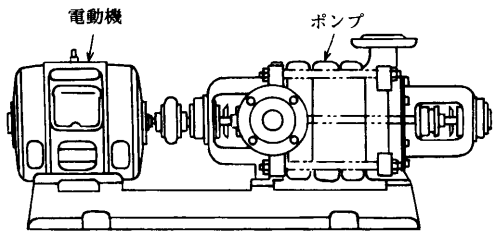
第２　屋内消火栓設備
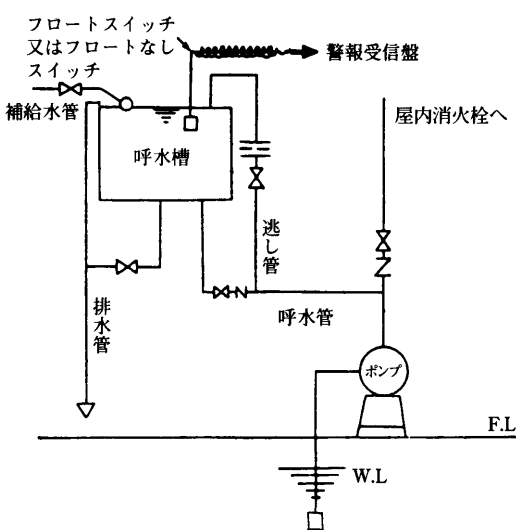
1　機器点検
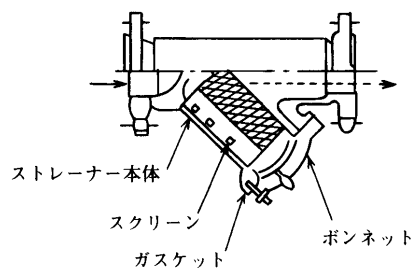
点検項目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
水源	貯水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計ないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水位計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
加圧送　ポンプ　電動機	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

水装置	方式	の制御装置	表示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結栓接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
			遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　操作部が消火栓箱表面あるいは内部又はその直近に設けられていること。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	押しボタン等(自動火災報知設備の発信機と連動するものにあっては発信機)の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。 ※　押しボタン等が自動火災報知設備 P 型発信機を兼用しているものにあっては、非常ベルが鳴動するので必要な借置を講じたのち行うこと。
			遠隔起動部（易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓に限る。）	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				機能	開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等により確認する。	ア　確実に加圧送水装置が起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。

							①設定圧力調整用ボルト　②設定圧力調整用スプリング ③指針　④目盛板　⑤作動用主レバー ⑥ベローズ及びベローズカバー　⑦配管用ネジ ⑧スイッチプッシュ間調整ボルト　⑨マイクロスイッチ ⑩圧力差調整スプリング　⑪圧力差調整ボルト ⑫本体取付用ブラケット　⑬スイッチ操作用連結レバー ⑭配線接続部　⑮作動レバー用ストッパー 第 2-1 図　圧力スイッチの例
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 第 2-2 図　起動用圧力タンクの例
					機　能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
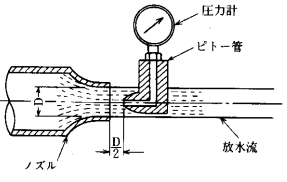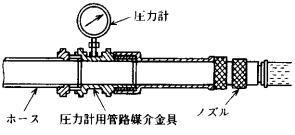
電動機	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 第 2-3 図　加圧送水装置(ポンプ方式)の例
	回　転　軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸　継　手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機　　能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回　転　軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計	(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性　　能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

項目	点検方法	判定方法
		第2-4図　呼水装置
バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
自動給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
減水警報装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。
フート弁	(1)　吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2)　ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3)　ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
性能試験装置	目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
高架水槽方式	高架水槽の直近及び最遠の消火栓開閉弁等における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
圧力水槽方式	排気弁を開放して確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。

				※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。
減圧のための借置			減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ等		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ろ過網の変形、損傷、漏れ、異物のたい積等がないこと。 ストレーナー本体 スクリーン ボンネット ガスケット Y型ストレーナー 第2-5図　ろ過装置の例
	逃し配管		ポンプを締切運転させて、排水量を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$ q:逃し水量(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力(kw) C:860kcal(1kw時あたりの水の発熱量) Δt:30℃(ポンプ内部の水温上昇限度) ※　逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
屋内消火栓箱等	消火栓箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
		表示	目視により確認する。	消火栓である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	ホース及び 外形	1号消火栓	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　ホース及びノズルが必要本数あり、正常に収納されていること。 イ　収納状態でのホース及びノズルに変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。

	ノズル	易操作性1号消火栓・2号消火栓	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。
		操作性（易操作性1号消火栓及び2号消火栓に限る。）	一人でホースの延長操作及び格納を行うことにより確認する。	ア　ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。 イ　ホースの延長、格納等が容易にできること。
		ホースの耐圧性能（ホース（易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除く。）の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を5分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水力は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	消火栓開閉弁		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉操作が容易にできること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
	始動表示灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
	使用方法の表示		目視により確認する。	ア　適正に取り付けられていること。 イ　表示内容が適正であり、汚損、不鮮明な部分がないこと。
耐震措置			貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点検方法(留意事項は※で示す。)</th><th>判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)</th></tr>
<tr><td rowspan="6">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="4">非常電源に切り替えた状態で、直接操作部の起動装置又は遠隔起動装置の操作により機能を確認する。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放水圧力</td><td>任意の屋内消火栓により確認する。
(1)　棒状放水の測定は、第 2-6 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。
第 2-6 図　棒状放水の測定例
(2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 2-7 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状･噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。
第2-7図　噴霧ノズル放水の測定例</td><td>ア　1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。
イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
※　開閉弁の開放、消防用ホースの延長等と連動して起動する方式のものは、点検後、消火栓開閉弁を閉止して、ホース内の水を排水し、かつ、ノズルの手元開閉装置を閉止して収納すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放水量</td><td>放水量は、次の式により算定し確認する。</td><td>1 号消火栓(易操作性 1 号消火栓を含む。)にあっては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあっては 60ℓ/min 以上であること。</td></tr>
</table>

		$Q=KD^2\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(㎜) P:放水圧力(MPa) K:定数(1 号消火栓(開閉弁の開放、消防用ホースの延長等との起動して作動する方式のものを除く。)にあっては、0.653 とし、それ以外の消火栓にあっては、その形式により指定された定数を用いる。)	
	減圧のための措置	加圧送水装置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力は、1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。
高架水槽方式・圧力水槽方式	放水圧力	任意の屋内消火栓により確認する。 (1) 棒状放水の測定は、第 2-6 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 (2) ピトー管により測定できないものもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 2-7 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	ア 1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。 イ ホース等からの著しい漏水がないこと。
	放水量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q=KD^2\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(㎜) P:放水圧力(MPa) K:定数(1 号消火栓(開閉弁の開放、消防用ホースの延長等との連動して作動する方式のものを除く。)にあっては、0.653 とし、それ以外の消火栓にあっては、その形式により指定された定数を用いる。)	1 号消火栓(易操作性 1 号消火栓を含む。)にあっては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあっては、60ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水装置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力は、1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。

第３　スプリンクラー設備
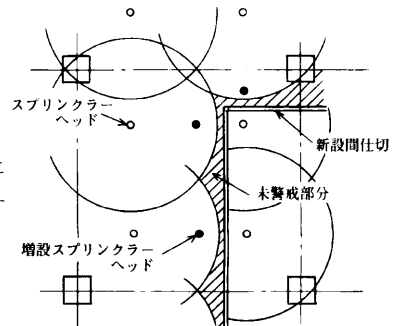
１　機器点検
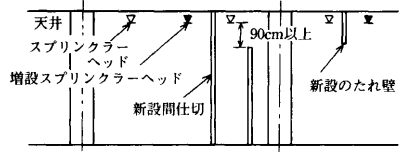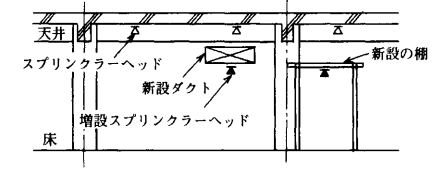
点　検　項　目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
水　源	貯　水　槽	外部から目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回線の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	(1)　開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、次により確認する。 一斉開放弁及び手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、直接操作部及び遠隔操作部であるバルブ及びスイッチ類を操作することにより確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
					(2)　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、直接操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			自動式起動装置　起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
				起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉状態が正常であること。
				機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。

	火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。なお、予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し感知器を作動させ電動バルブが作動したのを確認した後、排水弁を開放し加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
		閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 オ　ヘッドの保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに損傷、脱落等がないこと。
電動機	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部		目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手		スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機能		起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部		目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部		目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計		(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性能		ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼水槽		目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

			自動給水装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
			減水警報装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報を発すること。
			フート弁	(1)　吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2)　ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3)　ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
		性能試験装置		目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式			高架水槽の直近及び最遠の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式			排気弁を開放して確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。
減圧のための措置				減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、漏れ等がないこと。
配管等			管及び管継手	目視により確認する。なお、乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止した後、末端試験弁の圧力計で監視空気圧を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　指示値が適正であること。
			支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
			ろ過装置	目視及び分解して確認する。	ろ過網の変形、損傷、漏れ、異物のたい積等がないこと。
			逃し配管	加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は設定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{L_s\cdot C}{60\cdot\Delta t}$ q:逃し水量　(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力　(kW) C:860kcal(1kW 時あたりの水の発熱量) Δt:30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
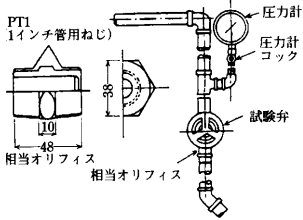
	流水検知装置二次側配管〔乾式又は予作動式のものに限る。〕	目視により確認する。	ア　配管に水のたまりがなく、排水が適正に行われること。 イ　予作動式のものについては、圧力設定値が適正であること。 ※　点検及び点検終了後の復元については、当該設備の構造及び機能に熟知した者が行うこと。
	標　　識	目視により確認する。	ア　制御弁及び末端試験弁である旨及び開閉状態を示す標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
送　水　口	周　囲　の　状　況	目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外　　形	目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具より確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っていないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。 ウ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 エ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。
	標　　識	目視により確認する。	ア　スプリンクラー設備用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
スプリンクラーヘッド	外　　形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	感　熱　障　害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 ウ　ヘッドの保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに損傷、脱落等がないこと。
	散　水　分　布　障　害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドの保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに損傷、脱落等がないこと。
	未　警　戒　部　分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によってヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(平面図) スプリンクラーヘッド　新設間仕切　未警戒部分　増設スプリンクラーヘッド
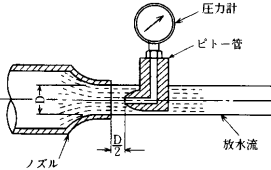
			間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 天井 スプリンクラーヘッド 増設スプリンクラーヘッド 新設間仕切 90cm以上 新設のたれ壁 ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 天井 スプリンクラーヘッド 新設ダクト 増設スプリンクラーヘッド 床 新設の棚 第 3-1 図　未警戒部分の例
	適　応　性	目視により確認する。	使用目的の変更によりヘッドの標示温度に影響を及ぼす室温の変更等がなく、設置場所に適応するヘッドが設けられていること。
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品	(1)　目視により確認する。 (2)　検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1)　目視により確認する。 (2)　オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1)　目視及びドライバー等により確認する。 (2)　作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値どおりに作動すること。
	音響警報装置及び表示装置	検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により確認する。 ※　乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止して行うこと。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
	減圧警報装置	制御弁及び加圧弁を閉じた後、排水弁又は排気弁等の開放操作により減圧させ、設定圧力における警報を確認する。	ア　作動圧力が適正であること。 イ　警報が確実に行われること。

<table>
<tr><td colspan="3">一斉開放弁（電磁弁を含む。）</td><td>(1)　目視及びドライバー等により確認する。
(2)　一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。</td><td>ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。
イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">排水設備（放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。）</td><td>目視により確認する。</td><td>損傷、つまり、排水の障害となる物品の放置等がなく、排水が確実に行われること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">補助散水栓箱等</td><td rowspan="3">補助散水栓箱</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>外形</td><td>目視及び扉の開閉操作により確認する。</td><td>ア　変形、損傷等がないこと。
イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。</td></tr>
<tr><td>表示</td><td>目視により確認する。</td><td>「消火用散水栓」又は「消火栓」の表示が適正であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ホース及びノズル</td><td>外形</td><td>ホースを補助散水栓箱等から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ　正常に収納されていること。</td></tr>
<tr><td>操作性</td><td>一人でホースの延長操作及び格納を行い確認する。</td><td>ア　ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。
イ　ホースの延長、格納が容易にできること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助散水栓開閉弁</td><td>目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。
イ　開閉操作が容易にできること。
※　点検後、補助散水栓開閉弁を閉止して、ホース内の水を排出し、かつ、ノズルの手元開閉装置を閉止して収納すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示灯</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
イ　取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用方法の表示</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　適正に取り付けられていること。
イ　表示内容が適正であり、汚損、不鮮明な部分がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐震措置</td><td>貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。</td><td>ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食がないこと。
ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。</td></tr>
</table>

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="4">点検項目</th><th>点検方法（留意事項は※で示す。）</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">閉鎖型スプリンク</td><td rowspan="3">ポンプ方式</td><td rowspan="3">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="3">(1)　非常電源に切り替えた状態で、加圧送水装置から最遠及び任意の区域における末端試験弁の開放操作により機能を確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
</table>

ラーヘッドを用いるスプリンクラー設備			運転状況	(2) 放水圧力は、末端試験弁を開放し加圧送水装置が起動した後、圧力計の指示値を確認する。 ① 末端試験弁にスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィスを取り付けて試験する。 第3-2図 末端試験弁のオリフィスの取付け方法の例 ② 乾式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、試験弁又は排水弁の操作により確認する。 ③ 予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、感知器を作動させ、電動バルブ等が作動したのを確認した後、試験弁又は排水弁を開放し、加圧送水装置の起動を確認する。 (3) 加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計で確認する。	運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		放水圧力			末端試験弁における放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		減圧のための措置			末端試験弁における放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
					放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
開放型スプリンクラーヘ	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	(1) 非常電源に切り替えた状態で、任意の一の区域において次の操作により確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。 ① 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、点検用排水弁を開放する。 ② 手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させる。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		一斉開放弁			確実に作動すること。

設備	方式	点検項目		点検方法	判定方法
ッドを用いるスプリンクラー設備		減圧のための措置		※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。 (2)　減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計で確認する。	放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		一斉開放弁			確実に作動すること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下であること。
補助散水栓	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	(1)　非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓の開閉操作等により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。 (2)　放水圧力は、任意の補助散水栓により確認する。 ①　棒状放水の測定は、第 3-3 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管の先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 第 3-3 図　棒状放水の測定例 ②　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 3-4 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		放水圧力			ア　放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が 60ℓ/min 以上であること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		放水圧力			ア　放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が 60ℓ/min 以上であること。
		減圧のための措置			放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下であること。

			第3-4図　噴霧ノズル放水の測定 (3)　放水量は、次式により算定する。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(mm) P:放水圧力(MPa) K:定数(補助散水栓は形式により指定された定数を用いること) (4)　減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の補助散水栓の開閉弁の開放操作等により確認する。	

第４　水噴霧消火設備

1　機器点検

点　検　項　目		点　検　方　法	判　定　方　法　（留意事項は※で示す。）
水　源	貯　水　槽	外部から目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧　力　計 （圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	一斉開放弁等の二次側の止水弁を閉止し、直接操作及び遠隔操作により確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉状態が正常であること。
					機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
				火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
					閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。

電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計	(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。
	フート弁	(1)　吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2)　ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3)　ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。

	性能試験装置	目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式	高架水槽の直近及び最遠の試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式	排気弁を開放して確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。
減圧のための措置		減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置	目視及び分解して確認する。	ろ過網の変形、損傷、漏れ、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管	加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$ q:逃し水量(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力(kW) C:860kcal(1kW 時あたりの水の発熱量) Δt:30℃(ポンプ内部の水温上昇限度)
	標識	目視により確認する。	ア　制御弁である旨及び開閉状態を示す標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
水噴霧ヘッド	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	散水分布障害	ヘッドの周囲を目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに塗装、異物の付着がないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によって、ヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。

			間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(平面図) 間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(断面図) ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(断面図) 第 4-1 図　未警戒部分の例
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品	(1)　目視により確認する。 (2)　検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。、 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング･チャンバー	(1)　目視により確認する。 (2)　オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1)　目視及びドライバー等により確認する。 (2)　作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値どおりに作動すること。

	音響警報装置及び表示装置	(1) 表示及び鳴動を確認する。 (2) 試験弁等の操作により確認する。	ア ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ 表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
一斉開放弁(電磁弁を含む。)		(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。	ア 漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。
排水設備	排水溝及び集水管	目視により確認する。	損傷、つまり等がないこと。
	区画境界堤	目視により確認する。	駐車区画内の境界堤に損傷がないこと。
	消火ピット	目視により確認する。	ア 損傷、つまり等がないこと。 イ 砂、石、ゴミ等のつまりがなく、油分離装置の機能が正常であること。
耐震措置		貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア 可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2 総合点検

点検項目			点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法 (留意事項は※で示す。)
ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	非常電源に切り替えた状態で、次により確認する。 (1) 試験は任意の区画で行う。 (2) 手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動する。 (3) 一斉開放弁の最遠の水噴霧ヘッドの直近に設けた圧力計(排水管を設けてあるものにあっては、その末端に水噴霧ヘッドと同等の放射量を有するオリフィス等と圧力計)の指示値を確認する。 (4) 放射量は、次式により算定する。 $Q=K\sqrt{10P}$ Q:放射量(ℓ/min) P:放射圧力(MPa) K:常数(噴霧ヘッドそれぞれの定数による) (5) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の手動式起動操作部の操作により、自動起動装置の作動により加圧送水装置を起動させて確認する。 ※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	加圧送水装置が確実に作動すること。
		表示、警報等		表示及び警報等が適正に行われること。
		電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
		運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
	一斉開放弁			確実に作動すること。
	放射圧力等			ア 放射圧力が規定の圧力の範囲内であること。 イ 放射量は規定の量の範囲内であること。 ウ 放射状態は適正であること。 ※ 放射に当たっては状況を確認の上行うこと。
	減圧のための措置			当該水噴霧ヘッドの性能の上限を超えない範囲であること。
高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			適正に行われること。
	一斉開放弁			確実に作動すること。
	放射圧力等			ア 放射圧力が規定の圧力の範囲内であること。 イ 放射量は、規定の量の範囲内であること。 ウ 放射状態は適正であること。 ※ 放射に当たっては状況を確認の上行うこと。
	減圧のための措置			当該水噴霧ヘッドの性能の上限を超えない範囲であること。

第５　泡消火設備

１　機器点検

点　検　項　目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
水　源	貯　水　槽	外部から目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのち、これにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧　力　計 (圧力水槽方式のものに限る。)	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等がないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	一斉開放弁等の二次側の止水弁を閉止し、直接操作及び遠隔操作により確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉状態が正常であること。
					機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
				火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
					閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。

電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計	(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置	(1)　外形を目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。
	フート弁	(1)　吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2)　ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3)　ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　呼水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。

	性能試験装置	目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式	高架水槽の直近及び最遠の試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式	排気弁を開放して確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。
減圧のための措置		減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置	目視及び分解して確認する。	ろ過網の変形、損傷、漏れ、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管	加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は設置時の量と比較して著しい差がないこと。 $q=\frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$ q:逃し水量(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力(kW) C:860kcal(1kW時あたりの水の発熱量) Δt:30℃(ポンプ内部の水温上昇限度)
泡消火薬剤貯蔵槽等	消化薬剤貯蔵槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。
	消火薬剤	目視及び液面計等により確認する。 ※　貯蔵槽に設けられている排液口のバルブを開き、消火薬剤をビーカ又はメスシリンダーに採液すること(上、中、下の位置から採液するのが望ましい。)。	ア　変形、腐敗、沈殿物、汚れ等がないこと。 イ　規定量以上貯蔵されていること。
	圧力計	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。

	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。
	薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）	目視及び設計図書により確認する。	ア　調整機構の調整は、設置時と同じであること。 イ　配管部分の制限事項及び能力が維持されていること。 ※（ア）　混合方式は数種あり、かつ、製造業者によりその機能が異なるので、混合器、送液装置、比例混合のための調整機構及びこれらを連結する配管部分の制限事項、能力については、設計図書により確認すること。 （イ）　混合装置回りの配管に設けられるバルブ類（逃し弁等の安全装置を含む。）の開閉については、その回路及び充液部又は乾式部を設計図書により確認したうえ点検のための操作を行うことが必要で、特に、その機構を熟知しないまま調整機構の調整･整備を行わないこと。
	加圧送液装置	目視により確認する。	ア　運転中に著しい漏液等がないこと。 イ　加圧用ポンプを用いるものにあっては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であること。 ※　加圧送液装置を運転することにより、薬剤貯蔵槽に環流してその機能を確認できるものにあっては、薬剤貯蔵槽内での起泡及び溢液に注意すること。
泡放出口	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	泡放出障害	目視により確認する。	泡ヘッドにあっては周囲に泡の分布を、高発泡用泡放出口にあっては泡の流動を妨げるものがないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によって、ヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ベッド（平面図） 泡ヘッド 新設間仕切 未警戒部分 増設泡ヘッド

			間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(断面図) ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド(断面図) 第 5-1 図　未警戒部分の例
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品等	(1)　目視により確認する。 (2)　検知装置の試験弁等の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1)　目視により確認する。 (2)　オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1)　目視及びドライバー等により確認する。 (2)　作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値が適正であること。
	音響警報装置及び表示装置	(1)　表示及び鳴動を確認する。 (2)　試験弁等の操作により確認する。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
一斉開放弁(電磁弁を含む。)		(1)　目視及びドライバー等により確認する。 (2)　一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部の操作により機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。
防護区画(高発泡を用いる泡消火設備に限る。)	区画変更等	目視により確認する。	間仕切変更等による防護区画及び開口部面積の変更がないこと。
	開口部の自動開閉装置	目視及び起動装置の操作等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に作動すること。

非常停止装置（高発泡を用いる泡消火設備に限る。）			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　操作部、伝達部及び起動部に変形、損傷等がないこと。 イ　電動機駆動ファンにより発泡させる泡発生機を有するものにあっては、当該電動機の停止及び泡水溶液の送液を停止する機構が正常に作動すること。 ウ　水流駆動ファンにより発泡させる発泡生機を有するものにあっては、泡水溶液の送液を停止する機構が正常に作動すること。 エ　その他の機構により泡を発生させるものにあっては、当該機構により泡の発生を停止する機構が正常に作動すること。
泡放射用器具格納箱等	泡放射用器具格納箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
		表示	目視により確認する。	移動式泡消火設備である旨が適正に表示されていること。
	ホース及びノズル	外形	目視及びホースを格納箱から取出して、手で操作することにより確認する。	ア　ホース及びノズルは、必要本数が正常に収納されていること。 イ　ホース及びノズルに変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
		ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を 5 分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27 号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	ホース接続口		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　着脱が容易にできること。 ウ　ホース接続口である旨の標識は、損傷、脱落、汚損等がなく、適正に設けられていること。
	開閉弁		目視及び手で操作することにより確認する。	漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　設置位置が適正であること。

耐震措置	貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。
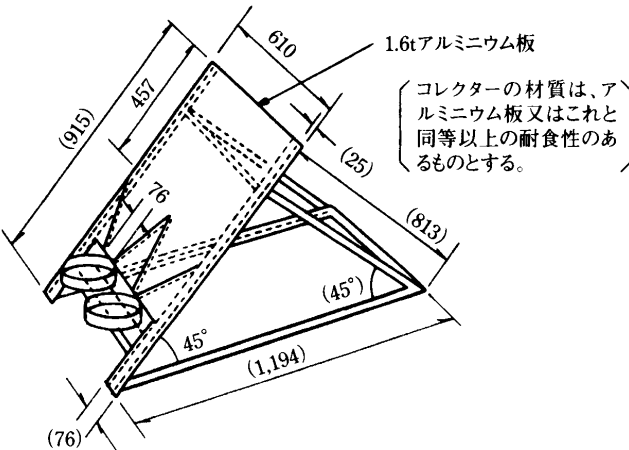
2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="4">点検項目</th><th>点検方法(留意事項は※で示す。)</th><th>判定方法</th></tr>
<tr><td rowspan="13">固定式の泡消火設備</td><td rowspan="8">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="13">非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部又は自動式起動装置の作動により確認する。
(1)　発泡倍率、放射圧力、混合率は、次により確認すること。
　別添の「泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法」の発泡倍率測定方法に従って、発泡倍率を測定するとともに当該測定により採取された水溶液を用いて糖度計法、比色計法又は電気抵抗法により混合率(希釈容量濃度)を測定する。
(2)　減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の起動装置の開閉弁の開放操作等によりポンプを起動させて確認する。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>一斉開放弁が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分布等</td><td>低発泡を用いるもの</td><td rowspan="2">ア　分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。
イ　放射圧力が規定の圧力範囲であること。</td></tr>
<tr><td>高発泡を用いるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>当該泡放出口の性能の上限を超えない範囲内であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td colspan="2">表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>一斉開放弁が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分布等</td><td>低発泡を用いるもの</td><td rowspan="2">ア　分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。
イ　放射圧力が規定の圧力範囲であること。</td></tr>
<tr><td>高発泡を用いるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>当該泡放出口の性能の上限を超えない範囲内であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">移動式の泡</td><td rowspan="3">ポンプ方式</td><td rowspan="3">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="3">非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部又は自動式起動装置の作動により確認する。
(1)　発泡倍率、放射圧力、混合率は、次により確認すること。
　別添の「泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法」の発泡倍率測定方法に従って、発泡倍率を測定するとともに当該測定により採取された水溶液を用いて糖度計法、比色計法又は電気抵抗法により混合率(希釈容量濃度)を測定する。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
</table>

消火設備		運転状況	(2) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の起動装置の開閉弁の開放操作等によりポンプを起動させて確認する。 ※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		発泡倍率、放射能力、混合率		ア 分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。 イ 放射圧力が規定の圧力範囲であること。
		減圧のための措置		当該泡ノズルの性能の上限を超えない範囲内であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
		発泡倍率、放射能力、混合率		ア 分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。 イ 放射圧力が規定の圧力範囲であること。
		減圧のための措置		当該泡ノズルの性能の上限を超えない範囲内であること。

別 添

泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法(その1)

項目		測定基準	備考
適用範囲		本測定方法は、たん白泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤のうち低発泡のものを使用したものについて規定する。	(単位:mm) 610　457　(915)　76　(25)　(813)　(45°)　45°　(1,194)　(76) 1.6tアルミニウム板 コレクターの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。 泡試料コレクタ
必要器具	発泡倍率測定器具	① 1,400mℓ容量の泡試料コンテナ‥2個(備考欄参照) ② 泡試料コレクタ‥‥‥‥‥‥‥‥1個(備考欄参照) ③ 秤‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥1個	
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥2個 ② 泡試料コンテナ台‥‥‥‥‥‥‥1個(備考欄参照) ③ 100mℓ容量の透明プラスチック容器‥‥‥‥‥1個	
泡試料の採取法	泡ヘッドの場合	発泡面積内の指定位置に、1,400mℓ泡試料コンテナ2個をのせた泡試料コレクタを位置させ、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、泡ヘッドより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
	泡ノズルの場合	発泡落下地点のほぼ中央に、1,400mℓ泡試料コンテナ2個をのせた泡試料コレクタを位置させ、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、泡ノズルより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	

測定法	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ泡試料コンテナの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,400m\ell}{コンテナ重量を除いた全重量(g)}=発泡倍率$	187φ アルミニウム コンテナの材質は、アルミニウムのみに限定しないが、次のものを条件とする。 (イ)容量が正確であること (ウ)底部に凹凸がないこと コンテナの上面は、GLより50cm以下とする。 51 ゴム管 ピンチコック 注：内側に近い底部に6.4mm径の排液口を設け、ゴム管及びピンチコックを付ける。 泡試料コンテナ(寸法は内のりを示す)
	25%還元時間	泡の25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の25%(1/4)排液するに要する時間を分で表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を4等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が排液するに要する時間を知るためにコンテナをコンテナ台におき、一定時間内にコンテナの底にたまる液を100mℓ容量の透明プラスチック容器に排液する。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が180グラムあったとすると、 $25\%容量値=\frac{180}{4}=45(m\ell)$ そして、排液量の値が次のように記録されたとする。 時間(分)　排液量(mℓ) 0　0 0.5　10 1.0　20 1.5　30 2.0　40 2.5　50 3.0　60 この記録から25%容量の45mℓは2分と2.5分の間にあることがわかる。 即ち、 $\frac{45m\ell(25\%容量値)-40m\ell(2.0分時の排液量値)}{50m\ell(2.5分時の排液量値)-40m\ell(2.0分時の排液量値)}=\frac{1}{2}$ から2.25分が求められ、これにより性能を判定する。	 泡試料コンテナ台 (注)寸法の( )書は参考寸法とする。

泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法(その2)

項　　目	測　定　基　準	備　　考
適　用　範　囲	本測定方法は、水成膜泡消火薬剤を使用して発泡させたものについて規定する。	(単位:mm)

必要器具	発泡倍率測定器具	①　1,000mℓ　目盛付メスシリンダ……………2個 ②　泡試料コレクタ……………1個(備考欄参照) ③　1,000g 秤(又はこれに近いもの)…………1個
	25% 還元時間測定器具	①　ストップウォッチ………………………1個 ②　1,000mℓ目盛付シリンダ…………………2個
泡試料の採取法	泡ヘッドの場合	発泡面積内の指定位置に、1,000mℓ目盛付シリンダ2個を設けた泡試料コレクタを位置させ、該当シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。
	泡ノズルの場合	発泡落下地点のほぼ中央に、1,000mℓ目盛付シリンダ2個を設けた泡試料コレクタを位置させ、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。
測定法	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ1,000mℓ目盛付シリンダの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,000\text{m}\ell}{\text{シリンダ重量を除いた全重量(g)}}$ = 発泡倍率
	25% 還元時間	泡の25%還元時間は、採取した泡から還元する泡水溶液量が、シリンダ内の泡に含まれている全泡水溶液量の25%(1/4)還元するに要する時間を分で表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を4等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が還元するに要する時間を知るためにシリンダを平らな台上におき、一定時間内にシリンダの底にたまる液を泡と容易に分離していることが判然とする計量線で測定する。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が　200 グラムあったとすると、1グラムを1mℓとして換算し、 25%容量値 = $\frac{200\text{m}\ell}{4}$ = 50mℓ そして、還元量の値が次のように記録されたとする。

泡試料コレクタ

○　メスシリンダの上面はG.L.より50㎝以下とする。

○　コレクタの材質はアルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。

（注）　寸法の(　)書は参考寸法とする。

時間(分)	還元量(mℓ)
0	0
1.0	20
2.0	40
3.0	60

この記録から25%容量の50mℓは2分と3分の間にあることがわかる。

即ち、

$$\frac{50\text{mℓ}(25\%\text{容量値})-40\text{mℓ}(2.0\text{分時の還元量値})}{60\text{mℓ}(3.0\text{分時の還元量値})-40\text{mℓ}(2.0\text{分時の排液量値})}$$

$$=\frac{10}{20}=0.5$$

から2.5分が求められ、これにより性能を判定する。

第６　不活性ガス消火設備

1　一般的留意事項

(1)　閉止弁が取り付けられているものにあっては、点検作業の実施前に「閉」とし、点検終了後に「開」とすること。

(2)　点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下(低圧式を除く。)であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「二酸化炭素貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥=液化ガス 3,000 kg)又は高圧ガス製造所(低圧式のもの)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	高圧式(常温で貯蔵するものに限る。)	消火剤量	次の方法により確認する。 (1)　秤を用いて行う方法 ①　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押さえを取り外して計量する。 ②　消火剤量は測定値から、容器弁(サイフォン管)及び容器の質量を差し引いた値とする。 (2)　液面計(液化ガスレベルメータ)を用いて行う方法 ①　液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 ②　容器は通常の状態のままで、液面計のプローブと放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。 ③　液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の 10%以内であること。 ※(ア)　測定が秤による場合 計測前に目盛誤差を確認すること。 (イ)　測定が液面計による場合 a　放射線源(コバルト 60)は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取扱店等に連絡すること。 b　コバルト 60 の有効使用期間は約 3 年であり、経過しているものにあっては取扱店等に連絡すること。 (ウ)　測定が容器内圧力による場合 a　圧力計の指針の読みとりの際は、視差に留意し、正しい方向から測定すること。 b　検圧治具を用いて測定した場合は、圧力計の取り付け、取り外しの際、漏洩の原因とならないよう留意すること。 (エ)　共通事項 a　容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。 b　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 c　二酸化炭素の充てん比は 1.5 以上 1.9 以下であること。

			④　液面の高さと消火剤量との換算は、専門の換算表を用いて行う。 (3)　容器内圧力による方法 ①　貯蔵容器の温度を計測し、温度換算表等を用いて内容量を確認する。 ②　容器弁に圧力計又は指示圧力計が取り付けられている場合は、その指示値を読み取る。 ③　容器弁に検圧口が設けられている場合は、検圧治具を用いて圧力を測定する。	 第 6-1 図　高圧式貯蔵容器の薬剤量の測定要領 （桿秤式秤量計による例）
		容　　器　　弁	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
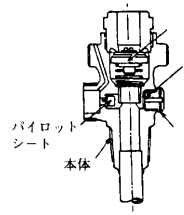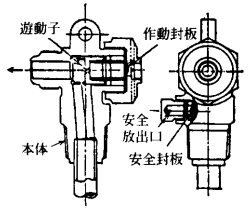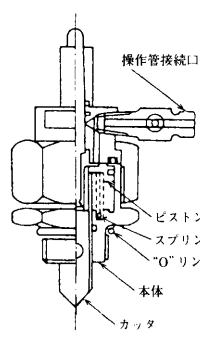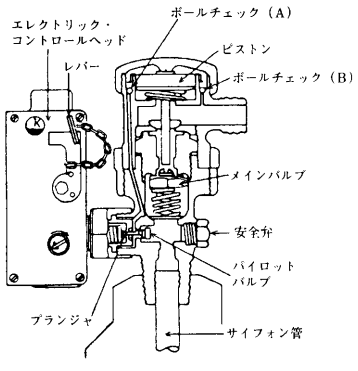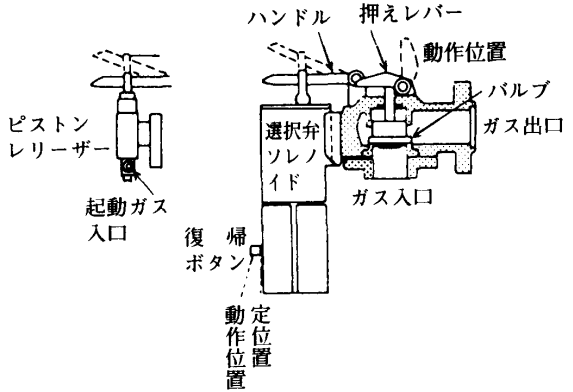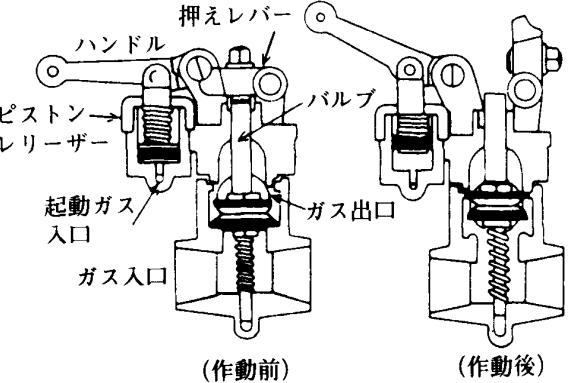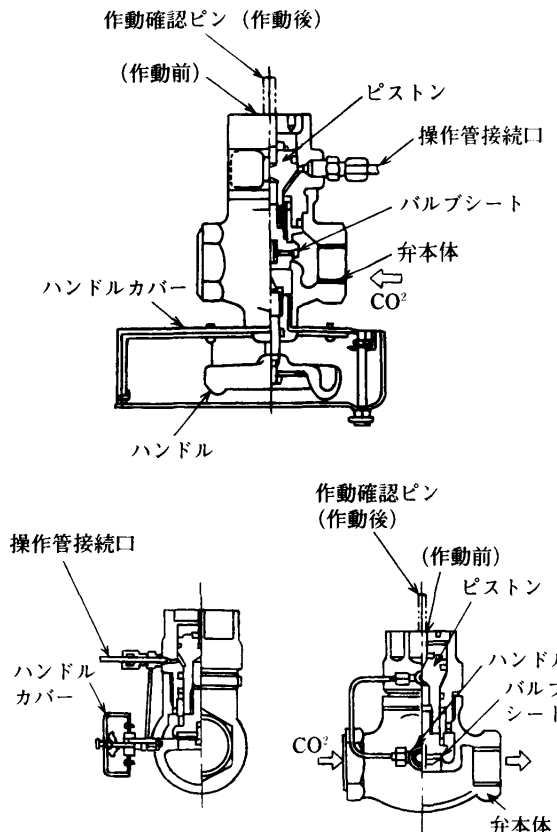
					(C)　(D) 第 6-2 図　容器弁の例
		容器弁開放装置	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。 第 6-3 図　容器弁開放装置の例
			電気式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作動が正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
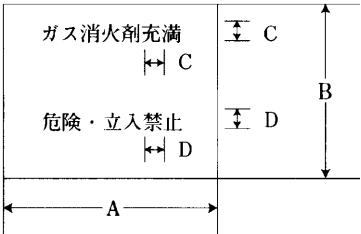
			(4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
低圧式（二酸化炭素を低温で貯蔵するものに限る。）	消火剤量		液面計により確認する。	消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	液計面及び圧力計		(1)　目視により確認する。 (2)　一次的に仕切弁を閉じ、液面計及び圧力計を取り外して、マノメータ及び試験用ガスを用いて作動及び指示値を確認する。	ア　変形、損傷、漏れ等がないこと。 イ　指示値が適正であること。 ウ　液面計及び圧力計の指示値が比較計測器と合致すること。 ※　点検後は必ず液面計及び圧力計を取付け、仕切弁を「開」にしておく。
	圧力警報装置及び安全装置等		(1)　目視により確認する。 (2)　接点付圧力計、圧力スイッチ及び安全弁（ばね式のもの）等は一時的に仕切弁等を閉じ、取り外して試験用ガスを用いて作動の状況を確認する。	ア　警報用の接点付圧力計、圧力スイッチ等に変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　安全装置、破壊板等に損傷、異物のつまり等がないこと。 ウ　警報装置等が作動圧力の範囲内で作動し、機能が正常であること。 エ　安全弁は耐圧試験圧力の0.64倍から0.8倍までの圧力で作動すること。 ※（ア）　安全弁、圧力計等の仕切弁等を閉じるときは、高圧ガス作業主任者立会いのもとに行うことが望ましい。 （イ）　点検後は必ず安全弁、圧力計等の仕切弁等を「開」にしておくこと。
	自動冷凍機		(1)　目視により確認する。 (2)　冷凍機の始動・停止機能は上記警報装置、安全弁等の点検方法により接点付圧力計等を作動して確認する。 (3)　冷媒管系統は石けん水等で確認する。 (4)　冷媒管系統にリキッドアイが取り付けられているものにあっては、運転中にリキッドアイの白い泡の発生状態を確認する。	ア　各種配管及び本体に変形、損傷、著しい腐食、き裂、塗装のはく離、油漏れ等がないこと。 イ　冷凍機は架台等に確実に固定されていること。 ウ　安全弁等の仕切弁等は、「開」の位置にあること。 エ　作動温度が適正であること。 オ　冷凍機の運転が正常であること。 カ　冷凍機運転中のリキッドアイに白い泡が1～2分以上継続して見えないこと。
	放出弁		(1)　目視及びスパナ等により確認する。 (2)　開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3)　試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
	放出弁開放装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
		電気式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。

				(2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　作動及び復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
			ガス圧式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等で手を引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
		バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管			目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形		目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表示		目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガス量			次の操作により確認する。 (1)　容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2)　適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の重量を測定する。 (3)　容器に取り付けの銘板又は重量票に記載の重量と照合する。	二酸化炭素の量は、記載重量と計量重量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(ア)　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (イ)　二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。
	容器弁			目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	本体		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。

				ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作で確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、また、手動操作が確実に行えること。 エ　通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し(ハンドル等の操作により直接手動開放する方式の弁を除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　確実に作動すること。
選択弁	本　体	外　　　形	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。 ①　電気式開放の選択弁 ②　ガス圧式の選択弁

				③　ガス圧式の選択弁 第 6-4 図　選択弁の例
		表　　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　　　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外　　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1)　端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2)　当該選択弁に対応する起動装置を操作して開放装置を作動させて確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押さえレバー等のロックが外れていること。 ※　貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1)　開放装置起動用の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。

			(2)　加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押さえレバー等にあってはロックが外れていること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	機能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗料のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 **不活性ガス消火設備** **手動起動装置** A　B (a)　寸法 A:300 mm以上 B:100 mm以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 6-5 図
		電源表示灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
		音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押しボタンの操作等で警報装置が作動すること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2)　操作箱の放出起動用スイッチを操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作したときに遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が確実に作動すること。

			(3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	エ 放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。
		表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 ガス消火剤充満 C 危険・立入禁止 D A B C D (a) 寸法 A:280 mm以上 B:80 mm以上 C:約 35 mm D:約 20 mm (b) 常時は生地、文字とも白色であること。 (c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d) 本体の色調は赤色であること。 第 6-6 図
		保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
	自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※ 受信機又は専門の制御盤にある自動･手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
		自動･手動切替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動･手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア) 「自動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (イ) 「手動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 ※(ア) 点検は警報装置、制御装置等の点検を兼ねて行うこと。 (イ) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動･手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
警報装置	外形		目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ 常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。

			①　警報装置が音声の場合 ここには 不活性ガス（　　　　）消火設備を設けています。 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。 A　B (a)　寸法 A:480 ㎜以上　　B:270 ㎜以上 (b)　生地は黄色、文字は黒色であること。 (c)　字体は丸ゴシック体であること。 (d)　1 文字 25 ㎟以上 ※(　　　)内には消火剤名が記してある。 ②　警報装置がサイレン、ベル等の場合 ここには 不活性ガス（　　　　）消火設備を設けています。 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。窒息の危険があるので、ただちに室外へ退避して下さい。 A　B (a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。 (b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。 ※(　　　)内には消火剤名が記してある。 第 6-7 図
	音響警報	(1)　感知器又は手動式起動装置の警報操作により確認する。 (2)　音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。
	音声警報	音声警報と同じ要領で 2 回以上行うことにより確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。 ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

	表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電圧計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	ア　著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 イ　閉止弁が「開」である状態の表示がされていること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押しボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は 20 秒以上であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	放出制御機能	目視及び次の操作により確認する。 (1)　手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2)　手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線(音響用･放出起動用･非常停止用等)及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア　放出用起動回路が作動しないこと。 イ　短絡試験にあっては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ　地絡試験にあっては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	制御盤用音響警報装置		音響警報が確実に作動すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	閉止弁(二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。)	(1)　手動操作の閉止弁にあっては、直接操作で閉止して確認する。 (2)　遠隔操作の閉止弁にあっては、遠隔操作で閉止して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　手動式起動装置(操作箱)及び制御盤に、閉止弁が閉止したことを示す表示灯が点灯されること。 エ　閉止弁が「開」の状態において、当該表示内容が点灯のみの場合は、音響警報が作動すること。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。

	破壊板		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
消火剤等排出措置			目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、適正な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置等が確実に作動し機能が正常であること。
圧力上昇防止措置			目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　圧力の上昇を防止するための機能が正常であること。
放出表示灯			(1)　目視により確認する。 (2)　圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア　設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。
噴射ヘッド	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害			周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	ア　開口部が階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーの場所に面して設けられていないこと。 イ　階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 ウ　自動閉鎖装置を設けない開口部(換気ダクト等を含む。)にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 エ　増･改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。 オ　局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　取付けが完全で、扉の開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ　扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ　確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ　出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用押しボタン操作後、20 秒以上で設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　確実に作動すること。 ウ　操作管及び自動閉鎖装置等からのガス漏れがないこと。 エ　自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものは、復帰が確実に行われること。
	設定範囲		目視及び設計図書により確認する。	適正に設けられていること。

区分	点検項目			点検方法	判定方法
防護区画に隣接する部分の保安措置（二酸化炭素を放射する不活性化ガス消火設備に限る。）	保安措置	消火剤排出措置		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、適正な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置等が確実に作動し、機能が正常であること。
		放出表示灯		(1)　目視により確認する。 (2)　圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア　設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。
		警報装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。
			音響警報	(1)　感知器又は手動式装置の警報操作により確認する。 (2)　音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。
			音声警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。 ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
	注意銘板			目視により確認する。	必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。
非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形			目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ　電槽支持が堅ろうであること。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示			目視により確認する。	ア　所定の電圧値及び容量の表示が適正であること。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧			(1)　充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において電圧計により確認する。 (2)　電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア　充電装置の指定範囲内であること。 イ　電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置			常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置			(1)　変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2)　専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器等からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ　過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。

	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。 ウ　貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して目視及び巻尺等により確認する。	ア　変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ　ホースリールの根本からホーン(ノズル)先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ホースの引出し、格納(巻戻し)等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア　著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　握り部分は凍傷等の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉操作は容易に行えること。 ※　開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識(移動式に限る。)		目視により確認する。	ア　設置位置が適正であること。 イ　表示灯(赤色)は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 ウ　移動式の不活性ガス消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 移動式 不活性ガス消火設備 A B (a)　寸法　A:300㎜以上 B:100㎜以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第6-8図
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

3　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全域放出方式及び局所放出方式</td><td>全域放出方式</td><td>警報装置
遅延装置
開口部の自動閉鎖装置等
起動装置及び選択弁
配管及び配管接続部
放出表示灯</td><td rowspan="2">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1)　高圧式
①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の 10%相当の量（下記表による設置されている消火剤に対する放射区画の消火剤必要貯蔵量 1 kg あたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。）を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5 本を超えないこととする。
<table><tr><th>消火剤</th><th>1 kgあたりの体積（ℓ）</th></tr><tr><td>二酸化炭素</td><td>55</td></tr><tr><td>窒　素</td><td>86</td></tr><tr><td>IG－55</td><td>71</td></tr><tr><td>IG－541</td><td>71</td></tr></table>②　点検時には次のものを用意する。
a　試験用ガス容器は、設置貯蔵容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。
b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のものを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意すること。
c　集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。
③　点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。
a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。
b　放射に使用する試験用ガス容器に容器弁開放装置及び操作管を接続する。
c　放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部をプラグ止めする。</td><td>ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が確実に作動し、換気装置が確実に停止すること。ただし、ガス圧式の自動閉鎖装置の場合にあっては、機器点検の点検要領により個々に確認してもよい。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で、配管からの試験用ガスがの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯すること。
※(ア)　点検終了後、高圧式のものにおいて、当該設備の貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのある貯蔵容器については、容器の再検査を受け、これに合格したものを使用すること。なお、設置後 10 年を経過した貯蔵容器の容器弁は、設置後 15 年までに再検査を行うこと。
また、低圧式のものであって貯蔵消火剤を用いたものは、すみやかに規定量の再充てんを行うこと。
(イ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
(ウ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</td></tr>
<tr><td>局所放出方式</td><td>警報装置
起動装置及び選択弁
配管及び配管接続部</td><td>ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で、配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ア)　点検終了後、高圧式のものにおいて、当該設備の貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのある貯蔵容器については、容器の再検査を受け、これに合格したものを使用すること。なお、設置後 10 年を経過した貯蔵容器の容器弁は、設置後 15 年までに再検査を行うこと。
また、低圧式のものであって貯蔵消火剤を用いたものは、すみやかに規定量の再充てんを行うこと。
(イ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
(ウ)　点検終了後は、すべて確実に復元おくこと。</td></tr>
</table>

			d　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 e　試験用ガス容器部以外は通常の設備状況であるかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2)　低圧式 ①　放射に用いる消火剤量は、点検を行う放射区画に必要な薬剤量の 10%以上又は代替薬剤として窒素ガス 40ℓ入りを 5 本以上用いて行う。 ②　点検は次により行う。 a　起動装置、警報装置、遅延装置、換気装置、自動閉鎖装置(ガス圧で作動するものを除く。)等は、機器点検の要領で個々に実施して確認する。 b　放射点検は、次のいずれかにより作動が確実であるかを確認する。 (a)　貯蔵容器の放出弁又は閉止弁及び選択弁を手動で操作して放射薬剤量を液面計で確認しながら防護区画又は防護対象物に放射し、放射系統の確認、ガス圧作動の自動閉鎖装置及び放出表示灯等の作動状況 (b)　窒素ガスを用いて行うときは、窒素ガスを規定の圧力値に減圧した圧力源を放射区域の選択弁部等に接続して、選択弁等を手動で操作して放射し、ガス圧作動の自動閉鎖装置及び放出表示灯等の作動状況	
移動式	ノズル開閉弁		手動式起動操作部を起動させて次により確認する。 (1)　試験用ガス(窒素又は空気)による放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。
	ホース及びホース接続部			

		(2)　貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2 本共) (3)　貯蔵容器 1 本を試験用ガス容器と取り換える。 (4)　試験用ガス容器と連結管を接続する。 (5)　他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。 (6)　貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。 (7)　手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (8)　ノズル開閉弁を開放操作する。	(イ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

第7　ハロゲン化物消火設備
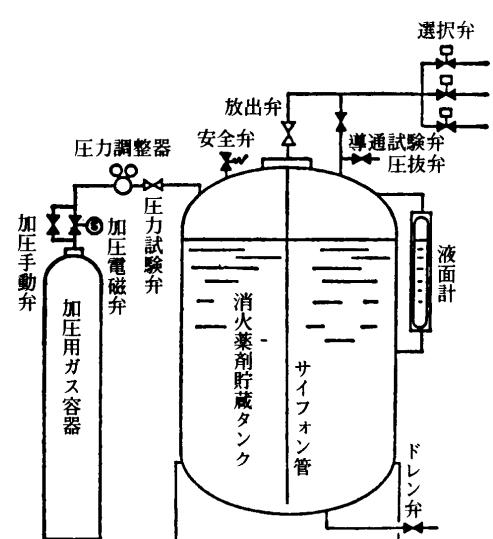
1　一般的留意事項

点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 ※　注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「ハロン 1301 消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥=液化ガス 3,000 kg)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消火剤量		次の方法により確認する。 (1)　秤を用いて行う方法 ①　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押さえを取り外す。 ②　秤の上に乗せ計量する。 ③　消火剤量は測定値から、容器弁(サイフォン管)及び容器の質量を差し引いた値となる。 (2)　液面計(液化ガスレベルメータ)を用いて行う方法 ①　液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 ②　容器は通常の状態のままで、液面計のプローブと放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。 ③　液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の 10%以内であること。 ※(ア)　秤による場合 計測前に目盛誤差を確認すること。 (イ)　液面計による場合 a　放射線源(コバルト 60)は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取扱店等に連絡すること。 b　コバルト 60 の有効使用期間は約 3 年であり、経過しているものにあっては取扱店等に連絡すること。 (ウ)　共通事項 a　容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。 b　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。
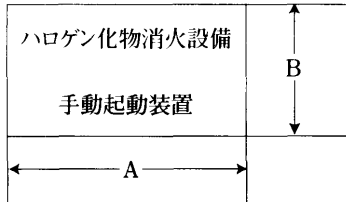
			④　液面の高さと消火剤量との換算は、専門の換算表を用いて行う。	
	容器弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電の遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示圧力値が適正であり、確実に作動すること。
	連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　確実に接続されていること。
加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれのないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。

			※　注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
	外　　形	目視により確認する。	ア　貯蔵タンク、貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　貯蔵タンク本体は取付枠等に確実に固定されていること。 第 7-1 図　加圧式のハロン 2402 消火設備の例
	表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「ハロン 1301 消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥=液化ガス 3,000 kg)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。
消　火　剤　量		液面計及び清浄な試験管等に少量の消火剤をドレン弁を開けて採取し確認する。	ア　液面の表示が所定の位置を示していること。 イ　変質、沈澱物、浮遊物等がなく、無色透明であり、比重が適正であること。
放　出　弁		(1)　目視及びスパナ等により確認する。 (2)　開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3)　試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
放出弁開放装置	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
	電気式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　作動及び復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

			(3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	
		ガス圧式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
バ　ル　ブ　類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　加圧電磁弁、加圧ピストン弁、加圧手動弁等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外　形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表　示	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥=液化ガス 3,000 kg)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	ガ　ス　量		圧力試験弁を閉鎖した後、加圧手動弁を開き、圧力調整器の一次側圧力計に取り付けた圧力計より確認する。封板式のものにあっては、重量測定又は検圧治具により確認する。	ア　規定量以上であること。 イ　一次側の圧力計の指針が所定圧力範囲を示すこと。 ※　点検終了後は、加圧手動弁を閉じた後、貯蔵タンクの圧抜弁及び圧力試験弁を開いて、加圧用ガスの放出を確認した後、復元させること。
	容　器　弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。

容器弁開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電気式の容器弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	ガス圧式の容器弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
圧 力 調 整 器		目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で設定圧力値を示し、機能が正常であること。 第 7-2 図　圧力調整器
連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。

起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外　形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表　示	目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガ　ス　量		次の操作により確認する。 (1)　容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2)　適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いてガス容器の重量を測定する。 (3)　容器に取り付けの銘板又は重量票に記載の重量と照合する。	ア　二酸化炭素の量は、記載重量と計量重量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(ア)　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (イ)　二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。
	容　器　弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、また、手動操作が確実に行えること。 エ　通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し(ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　作動が確実であること。
選択弁	本　体	外　形	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。
		表　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1)　端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。

			(2)　当該選択弁に対応する起動装置を操作して確認する。	イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 ※　貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1)　開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2)　加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押さえレバー等にあってはロックが確実に外れること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外　形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	機　能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 ハロゲン化物消火設備 手動起動装置 B A (a)　寸法　A:300 ㎜以上 B:100 ㎜以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 7-3 図
		電源表示灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
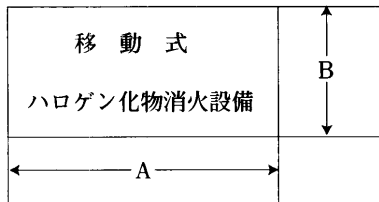
		音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押しボタンの操作等で警報装置が作動すること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2)　操作箱の放出起動用スイッチ等を操作して確認する。 (3)　上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ　放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。
		表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
		保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
	自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動･手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
		自動・手動切替装置	(1)　目視により確認する。 (2)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ①　「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ②　「手動」の場合、切替装置を「手動」に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③　防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ　自動･手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ　点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 （ア）「自動」の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 c　遅延装置の作動 d　換気装置等の停止 e　容器弁開放装置の作動 （イ）「手動」の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 ※（ア）　点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 （イ）　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
警報装置	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。

			ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。 ①　警報装置が音声の場合 ここには ハロゲン化物（　　　　）消火設備を設けています。 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。 B A (a)　寸法　A:480 mm以上　B:270 mm以上 (b)　生地は黄色、文字は黒色であること。 (c)　字体は丸ゴシック体であること。 (d)　1 文字 25 mm²以上 ※(　　　)内には消火剤名が記してある。 ②　警報装置がサイレン、ベル等の場合 ここには ハロゲン化物（　　　　）消火設備を設けています。 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。ただちに室外へ退避して下さい。 B A (a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。 (b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。 ※(　　　)内には消火剤名が記してある。 第 7-4 図
	音響警報	(1)　感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2)　音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。
	音声警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。 ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電圧計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押しボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は 20 秒以上であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	放出制御機能	目視及び次の操作により確認する。 (1)　手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2)　手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア　放出用起動回路が作動しないこと。 イ　短絡試験にあっては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ　地絡試験にあっては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	制御盤用音響警報装置		音響警報が確実に作動すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れる等により確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
消火剤等排出措置		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、装置等が必要な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置が確実に作動し、機能が正常であること。
放出表示灯		(1)　目視により確認する。	ア　設置場所が適当であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。

			(2)　圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	イ　正常に点灯又は点滅すること。 ガス消火剤充満 C 危険・立入禁止 D A B C D (a)　寸法　A:280 mm以上 B:80 mm以上 C:約 35 mm D:約 20 mm (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第 7-5 図
噴射ヘッド	外　形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放　射　障　害		目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	ア　階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 イ　自動閉鎖装置を設けない開口部(換気ダクト等を含む。)にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 ウ　増･改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。 エ　局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外　形	目視及び手動操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　取付けが完全で、扉の開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ　扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ　確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ　出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用押しボタン操作後、20 秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 ウ　自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあっては、復帰が確実に行われること。
非常電源(内蔵型のものに限る。)	外　形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ　設置位置は換気、通気がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。

			ウ　電槽支持が堅ろうであること。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧	(1)　充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2)　電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア　充電装置の指示範囲内であること。 イ　電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	(1)　変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2)　専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ　過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。 ウ　貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア　変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ　ホースリールの根本からホーン(ノズル)先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ホースの引出し、格納(巻戻し)等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア　著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けられ、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉操作は容易に行えること。 ウ　開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識(移動式に限る。)		目視により確認する。	ア　設置位置が適正であること。 イ　表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 ウ　移動式のハロゲン化物消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>移動式
ハロゲン化物消火設備
B
A
(a)　寸法　A:300 mm以上
　　　　　B:100 mm以上
(b)　生地は赤色であること。
(c)　文字は白色であること。
第7-6図</td></tr>
<tr><td>耐震措置</td><td>目視及びスパナ等により確認する。</td><td>ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。
ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。</td></tr>
</table>

3　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点検項目</th><th>点検方法</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">全域放出方式及び局所放出方式</td><td rowspan="6">全域放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="9">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1)　蓄圧式
①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の 10%相当の量(下記表による設置されている消火剤に対する放射区画の消火剤必要貯蔵量 1 kgあたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。)を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。
<table><tr><th>消火剤</th><th>1kgあたりの体積(ℓ)</th></tr><tr><td>ハロン2402</td><td>9</td></tr><tr><td>ハロン1211</td><td>15</td></tr><tr><td>ハロン1301</td><td>16</td></tr><tr><td>HFC−23</td><td>34</td></tr><tr><td>HFC−227ea</td><td>14</td></tr></table></td><td rowspan="6">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯すること。
※(ア)　点検終了後、蓄圧式のものにおいて、当該設備の貯蔵容器等の封板等に損傷、腐食又は漏れのある貯蔵容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものを使用すること。なお、設置後 10 年を経過した貯蔵容器の容器弁は、設置後 15 年までに再検査を行うこと。
　また、加圧式のものにあって貯蔵消火剤を用いたものは、速やかに規定量の再充てんを行うこと。
(イ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
(ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>遅延装置</td></tr>
<tr><td>開口部の自動閉鎖装置</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
<tr><td>放出表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">局所放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="3">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ア)　点検終了後、蓄圧式のものにおいて、当該設備の貯蔵容器等の封板等に損傷、腐食又は漏れのある貯蔵容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものを使用すること。なお、設置後 10 年を経過した貯蔵容器の容器弁は、設置後 15 年までに再検査を行うこと。
　また、加圧式のものにあって貯蔵消火剤を用いたものは、速やかに規定量の再充てんを行うこと。</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
</table>

			②　点検時には次のものを用意する。 a　試験用ガス容器は、設置貯蔵量容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のものを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意する。 c　集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　放射に使用する試験用ガス容器に容器弁開放装置及び操作管を接続する。 c　放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部をプラグ止めする。 d　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 e　試験用ガス容器部以外は通常の設備状況であるかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2)　加圧式 ①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画に必要な薬剤量を放射するに要する加圧用ガスの 10%以上放射して行う。 ②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。	(イ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。 (ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。

			b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。 c　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 d　貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 e　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部		手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。 (1)　試験用ガス(窒素又は空気)による放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。 (2)　貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2 本共) (3)　貯蔵容器 1 本を試験用ガス容器と取り換える。 (4)　試験用ガス容器と連結管を接続する。 (5)　他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処理をする。 (6)　貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁を取り付ける。	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (イ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

		(7)　手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (8)　ノズル開閉弁を開放操作する。	

第８　粉末消火設備

1　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押さえ等により、確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消火剤量		次の方法により確認する。 (1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押さえを取り外す。 (2)　秤の上に乗せ計量する。 (3)　消火剤量は測定値から、容器弁(サイフォン管)及び容器の質量を差し引いた値となる。	ア　所定の消火薬剤が規定量以上貯蔵されていること。 イ　異物の混入、変質、固化等がなく、かつ、手で握ってケーキングしても床上 50 ㎝の高さから落下させた場合、砕けること。 ※　温度 40℃以上、湿度 60%を超える場合は、点検を見合わせること。
	容器弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3)　安全ピン又はコックピン等を抜き取り手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

			(5)　作業後の復元は、通電の遮断又は復旧操作により確認する。	
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針が緑色範囲内にあること。 ※　指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤の点検を行うこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　確実に接続されていること。
加圧式粉末消化剤貯蔵容器等	消化剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵タンク、各種計器等は変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠に確実に固定されていること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。
	消火剤量		目視又は秤を用いて確認する。	所定の消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	放出弁		(1)　目視及びスパナ等により確認する。 (2)　開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3)　試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
	放出弁開放装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。

		電気式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ 作動及び復元作動は正常であること。 ※ 手動式起電装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を引っぱり確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。
バルブ類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲の温度は 40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により、確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示	目視により確認する。	ア 貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること
	ガス量		次の手順により確認する。 (1) 窒素ガスを用いるもの ① 圧力調整器のあるものにあっては二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器開放装置を電気又はガス圧	ア 窒素ガスを用いるものにあっては、消火剤 1 ㎏につき温度 35℃で 0MPa の状態に換算した体積が 40ℓ以上であること。 イ 二酸化炭素を用いるものにあっては、消火剤 1 ㎏につき 20g 以上であること。

				により作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計の指針を読み取る。 ② 封板式のものにあっては、重量測定又は検圧治具を用いて圧力を測定する。 (2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押さえ等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総重量を計る。 ③ 総重量から容器重量及び開放装置の重量を引く。	
		容　器　弁		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁開放装置	外　形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
			電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜き取り手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッターに変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ 復元作動は正常であること。 ※ 手動起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行う。
			ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜き取り手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元動作の状況を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。 (4) バルブ開放式の場合は、手動によりバルブを開閉して確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。

	圧力調整器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で設定圧力値を示し機能が正常であること。
	連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
定圧作動装置		目視及び次の手順により確認する。 (1)　封板方式 封板の変形等を目視により確認する。 (2)　スプリング方式 ①　試験用ガス(窒素又は空気(以下同じ))容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0MPaから少しずつ上昇させて遊動子を作動させる。 (3)　圧力スイッチ方式 ①　試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0MPaから少しずつ上昇させて接点が閉じたときの圧力値を読み取る。 (4)　機械的方式 ①　試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力0MPaから少しずつ上昇させてバルブロックが解除する圧力値を読み取る。 第8-2図	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　封板方式にあっては、変形、損傷等がないこと。 ウ　スプリング方式にあっては、設定圧力値どおり遊動子が作動すること。 エ　圧力スイッチ方式にあっては、設定圧力値どおり接点が閉じること。 オ　機械的方式にあっては、設定圧力値どおりバルブロックが解除すること。 カ　時限リレー方式にあっては、設定時間どおり作動すること。 第8-1図　定圧作動装置(スプリング方式)の例

			(5)　限時リレー方式 手動によりタイマーを作動させてその時間を測定する。	
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外　形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表　示	目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱い方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガ　ス　量		次の手順により確認する。 (1)　容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収容箱から取り出す。 (2)　適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の重量を測定する。 (3)　容器に取り付けの銘板又は刻印質量または質量票に記載の質量と比較する。	二酸化炭素の量は、記載重量と計量重量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(ア)　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (イ)　二酸化炭素の充てん比は、1.5以上であること。
	容　器　弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、また、手動操作が確実に行えること。 エ　通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※　手動式起電装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し(ハンドル等の操作により直接手動開放する方式の弁を除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　作動が確実であること。
選択弁	本　体	外　形	目視及び接続部の状況をスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。
		表　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。

	開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1)　端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2)　当該選択弁に対応する起動装置等を操作して開放装置を作動させ確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 ※　貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1)　開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2)　加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押さえレバー等にあってはロックが確実に外れること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外　　　形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が設置図面どおり適正に設けられていること。
	機　　　能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操 作 箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 粉末消火設備 手動起動装置 B A (a)　寸法　A:300 ㎜以上 B:100 ㎜以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 8-3 図
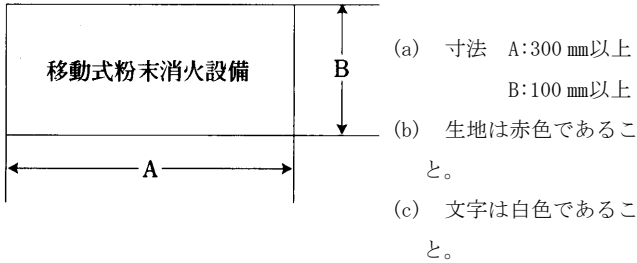
	電源表示灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
	音響警報起動スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押しボタンの操作等で警報装置が鳴動すること。
	放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2)　操作箱の放出起動用スイッチ等を操作して確認する。 (3)　上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ　放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 粉末消火剤充満　C 危険・立入禁止　D A　B　C　D (a)　寸法　A:280 ㎜以上 B:80 ㎜以上 C:約 35 ㎜ D:約 20 ㎜ (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第 8-4 図
	保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の点検要領判定方法に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動･手動切替装置は、必ず｢手動｣側にすること。
	自動・手動切替装置	(1)　目視により確認する。 (2)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ①　｢自動｣の場合、切替装置を｢自動｣側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ②｢手動｣の場合、切替装置を｢手動｣側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ　自動･手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ　点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア)　｢自動｣の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 c　遅延装置の作動 d　換気装置等の停止 e　容器弁開放装置の作動

			③　防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	（イ）「手動」の場合 a　警報装置の鳴動 b　火災表示灯の点灯 ※(ア)　点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (イ)　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
警報装置	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、標識の損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。 ①　警報装置が音声の場合 ここには 粉末消火設備を設けています。 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。 B A (a)　寸法　A:480 ㎜以上　B:270 ㎜以上 (b)　生地は黄色、文字は黒色であること。 (c)　字体は丸ゴシック体であること。 (d)　1 文字 25 ㎟以上 ②　警報装置がサイレン、ベル等の場合 ここには 粉末消火設備を設けています。 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。ただちに室外へ退避して下さい。 B A (a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。 (b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。 第 8-5 図

	音響警報	(1)　感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2)　音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約1m離れた位置で90dB以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。
	音声警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約1m離れた位置で92dB以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。 ウ　起動したとき音声警報は、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
制御盤	周囲の状況	適正であることを確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
	電圧計	目視及び電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により継電器を作動させ機能を確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押しボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は20秒以上で、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

<table>
<tr><td colspan="3">放出表示灯</td><td>(1) 目視により確認する。
(2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。</td><td>ア 設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。
イ 正常に点灯又は点滅すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">噴射ヘッド</td><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。
イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取付け角度の著しい偏向等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射障害</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に放射の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防護区画</td><td colspan="2">区画変更等</td><td>目視及び設計図書と照合して確認する。</td><td>ア 階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。
イ 自動閉鎖装置を設けない開口部(換気ダクト等を含む。)にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。
ウ 増･改築、模様替え等による防護区画の容積及び開口部等の増減がないこと。
エ 局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等変更がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開口部の自動閉鎖装置</td><td>外形</td><td>目視及び手動により確認する。</td><td>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ 取付けが完全で開閉が円滑かつ確実に行えること。
ウ 扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き、常時閉鎖の状態にあること。</td></tr>
<tr><td>電気で作動するもの</td><td>手動式起動装置を操作して確認する。</td><td>ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
イ 確実に作動し、遅延装置の作動制限の範囲内で閉鎖状態となること。
ウ 出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用押しボタン操作後、20 秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッター閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。
※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</td></tr>
<tr><td>ガス圧で作動するもの</td><td>試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続し、確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは、噴射ヘッドの規定の放射圧力以上で加圧すること。</td><td>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。
ウ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあっては、復帰が確実に行われること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非常電源（内蔵型のものに限る。）</td><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。
イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。
ウ 電槽支持が堅ろうであること。
エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示</td><td>目視により確認する。</td><td>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">端子電圧</td><td>(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。</td><td>ア 充電装置の指示範囲内であること。
イ 電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。</td></tr>
</table>

		(2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	
	切替装置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路となっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器等からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースをリールから引き出して、目視及び巻尺により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根元からホーン(ノズル)先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納(巻戻し)が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉操作は容易で円滑に行えること。 ※ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識(移動式に限る。)		目視により確認する。	ア 設置位置が適正であること。 イ 表示灯は、変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。 ウ 移動式の粉末消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 移動式粉末消火設備 B A (a) 寸法 A:300 ㎜以上 B:100 ㎜以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。 第 8-6 図

耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点検項目</th><th>点検方法</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">全域放出方式及び局所放出方式</td><td rowspan="6">全域放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="9">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が２以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1)　加圧式
①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域の必要消火剤量を放射するのに要する加圧用ガスの 10%(端数切上げ本数とする。)以上で、設置されている加圧用ガス容器を用いる。
②　点検時には次のものを用意する。
a　点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。
b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。
c　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。
③　点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。
a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。
b　放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。
c　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。
d　貯蔵タンクに設けられるクリーニング操作用の弁のみ「開」とする。
e　貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。</td><td rowspan="6">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。
(イ)　放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。
(ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>遅延装置</td></tr>
<tr><td>開口部の自動閉鎖装置等</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
<tr><td>放出表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">局所放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="3">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。
(イ)　放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。
(ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
</table>

			f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2)　蓄圧式 ①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域に必要消火剤量を放射するのに要する蓄圧用ガスの 10%以上で、クリーニング用に設置されたものを用いて行う。 ②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、クリーニング用ガスの再充てん期間の代替設置に用いるクリーニング用ガス容器を、放射クリーニング用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵容器等、起動装置及びクリーニング用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　貯蔵容器等の容器弁開放装置等を取り外し容器弁部を密栓する。 c　容器弁又は放出弁に至る操作管にあっては一時的に取り外し密栓する。 d　クリーニング用ガス容器をクリーニング回路の配管に接続する。 e　貯蔵容器等及び起動装置部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、加圧式に準じて行う。	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部		手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。 (1)　試験用ガスによる放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器 1 本の試験用ガスを放射して行う。	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。

		⑵　点検後、加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器の再充てんの期間の代替設置に用いる容器は、該当するそれぞれの容器と同一仕様のものを１本用意する。 ⑶　放射に用いる加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器をクリーニング回路に接続する。 ⑷　手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 ⑸　ノズル開閉弁を開放操作する。	（イ）　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

第9　屋外消火栓設備

1　機器点検

点　検　項　目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
水　源	貯　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧　力　計 (圧力水槽方式のものに限る。)	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正であること。
			電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視及びスイッチ等の操作等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
				機能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　操作部が消火栓箱表面あるいは内部又はその直近に設けられていること。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	押しボタン等の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。 ※　押しボタン等が自動火災報知設備の P 型発信機を兼用しているものにあっては、非常ベルが鳴動するので必要な措置を講じたのち行うこと。
			起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設置図書のとおりであること。
				起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉状態が正常であること。
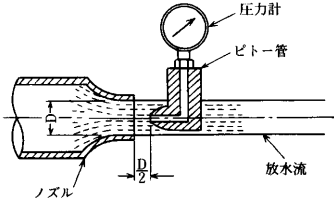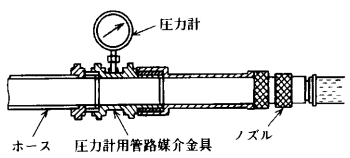
		機　能	(1)　圧力スイッチの端子を目視及びドライバーにより確認する。 (2)　設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させ、作動圧力値を確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
電動機	外　形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回　転　軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部		目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸　継　手		スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機　能		起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外　形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回　転　軸		手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部		目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部		目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計		(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性　能		ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出圧力及び吐出量が所定の値であること。
呼水装置	呼　水　槽		目視により確認する。	変形、損傷、漏れ、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置		目視及び排水弁の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置		(1)　外形を目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報が発すること。

			点検方法	判定方法
		フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア 吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ 呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ 逆止効果が正常であること。
		性能試験装置	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式		高架水槽の直近及び最遠の消火栓開閉弁等における静水頭圧を確認する。	ア 変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ 所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式		排気弁を開放して機能を確認する。	ア 変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ 所定の圧力が確保されていること。 ウ 圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。 ※ 排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。
減圧のための措置			減圧弁等を目視により確認する。	減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手		目視により確認する。	ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ 「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ろ過網の変形、損傷、漏れ等がなく、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管		ポンプを締切運転させて、排水量を確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がなく、排水が適正であること。 イ 逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$ q:逃し水量(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力(kW) C:860kcal(1kW 時あたりの水の発熱量) Δt:30℃(ポンプ内部の水温上昇限度) ※ 逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
屋外消火栓箱等	屋外消火栓箱	位置及び周囲の状況	目視により確認する。	ア 屋外消火栓から規定の範囲にあること。 イ 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 扉の開閉が容易で、確実にできること。

		表　示	目視により確認する。	ホース格納箱である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
	ホース及びノズル	外　形	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。 イ　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
		ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を５分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(昭和 43 年自治省令第 27 号)によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	屋外消火栓	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外　形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　地下式消火栓にあっては、格納ピットの蓋等の開閉が確実にできること。
		標　識	目視により確認する。	消火栓である旨の標識が適正に設けられていること。
		消火栓開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　規定の設置位置(高さ又は地盤面下の深さ)であること。 イ　開閉操作が容易にできること。
	始動表示灯		目視により確認する。	ア　設置位置が正常であること。 イ　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯又は点滅すること。
耐震措置			貯水槽、配管及び加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目			点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法
ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	非常電源に切り替えた状態で、直接操作又は遠隔操作部により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	ア　加圧送水装置が正常に作動すること。
		表示、警報等		イ　表示、警報等が適正に行われること。
		電動機の運転電流		ウ　電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
		運転状況		エ　運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

	放水圧力	任意の屋外消火栓により確認する。 (1)　棒状放水の測定は、第 9-1 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 第 9-1 図　棒状放水の測定例 (2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 9-2 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状･噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。 第9-2図　噴霧ノズル放水の測定例	ア　放水圧力が 0.25MPa 以上 0.6MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
	放水量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q=0.653D\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(mm) P:放水圧力(MPa)	放水量が 350ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水措置の直近及び最遠の消火栓の開放装置により確認する。	放水圧力が 0.25 MPa 以上 0.6 MPa 以下であること。

高架水槽方式及び圧力水槽方式	放　水　圧　力	任意の屋外消火栓により確認する。 (1)　棒状放水の測定は、第 9-1 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 (2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 9-2 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状･噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	ア　放水圧力が 0.25 MPa 以上 0.6 MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
	放　水　量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q=0.653D\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(㎜) P:放水圧力(MPa)	放水量が 350ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水措置の直近及び最遠の消火栓の開放装置により確認する。	放水圧力が 0.25 MPa 以上 0.6 MPa 以下であること。

第10　動力消防ポンプ設備

1　機器点検

点　検　項　目			点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
周囲の状況等			目視及び関係図書等により確認する。	ア　常置場所の周囲は、動力消防ポンプの使用上及び点検上の障害となるようなものがないこと。 イ　消防ポンプ自動車又は自動車によりけん引されるものは、水源からの歩行距離が1,000m以内に常置されていること。 ウ　消防ポンプ自動車又は自動車によりけん引されるもの以外のものは、水源の直近に常置されていること。 エ　常置場所及び水源まで容易に接近できること。
水源	貯水槽		目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水量		水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ア)　他の施設･設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確保すること (イ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水状		マンホールの蓋等を開け、目視又は採水により確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給水装置		目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、手動操作によりボールを水中に没することにより減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
吸管投入孔及び採水口	周囲の状況		目視及び関係図書により確認する。	周囲に使用上及び動力消防ポンプの接近の障害となるものがないこと。
	吸管投入孔		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、蓋又は扉等の開閉が確実にできること。 イ　吸管の投入に支障のない大きさを有していること。
	採水口	本体	吸管の着脱及び目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がないこと。 イ　吸管等の着脱が容易にできること。
		開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

	標識		目視により確認する。	吸管投入孔又は採水口である旨の表示に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に設けられていること。
内燃機関	燃料		目視により確認する。	ア　汚れ、変質、異物の混入等がないこと。 イ　規定量が満たされていること。
	潤滑油		目視及びレベルゲージ等により確認する。	ア　著しい汚れ、変質、漏れ等がないこと。 イ　必要量が満たされていること。
	蓄電池	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏液、き裂等がないこと。
		電解液	目視及び比重計により確認する。	ア　著しい汚れ、極板のはく離による沈澱等がなく、規定量が満たされていること。 イ　比重が所定の範囲内であること。
		端子電圧	回路計により確認する。	端子の緩み等がなく、所定の値であること。
	起動装置		スターータースイッチ等の操作により確認する。	ア　容易に始動すること。 イ　スターターモーターの取付け部の緩みやピニオンギヤのかみあい不良による異常回転、離脱不能等が生じないこと。
	動力伝達装置		内燃機関を起動させ確認する。	ア　エンジンミッション、クラッチ、ポンプミッション、軸受等に異常音がなく、クラッチ操作が円滑に行えること。 イ　エンジンミッション、ポンプミッションからの油漏れがないこと。 ウ　真空ポンプ駆動用のクラッチ(ギヤー部を含む。)の操作が円滑に行えること。
	冷却装置	ラジエータ等	目視及び内燃機関を作動させ確認する。	ア　ラジエーター、ゴムホース、ウォーターポンプ、配管等に変形、損傷、漏水等がないこと。 イ　冷却水はラジエターのオーバーフローパイプの開口位置まで入っており、著しい汚れ、腐敗等がないこと。
		冷却ファン		冷却ファンベルトの装着が適正で、損傷がなく円滑に作動すること。
	給排気装置		目視及び内燃機関を作動させ確認する。	ア　変形、損傷等がなく、内燃機関の作動に支障がないこと。 イ　エアクリーナーは、変形、損傷、目つまり等がないこと。 ウ　排気管は、変形、損傷等がなく、有効に排気できること。
ポンプ	本体		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　ポンプ及び接続管部分に変形、損傷等がないこと。 イ　バルブ類の開閉位置が正常で開閉操作が容易にできること。
	真空ポンプ	潤滑剤	(1)　目視及びレベルゲージ等により確認する。 (2)　真空ポンプを作動させ確認する。	ア　容器に表示されている規定線(油面計の場合を含む。)まで入っていること。 イ　真空ポンプを作動させ、真空ポンプの排気孔より微量の潤滑剤が、排気とともに排出されること。
		自動停止スイッチ	真空ポンプを作動させ確認する。	確実に吸水し、吸水後自動的に真空ポンプが停止すること。
	計器類		目視及び手で操作する等により確認する。	ア　真空計、圧力計、連成形、回転計等の計器類に変形、損傷等がなく、ゼロ点の位置及び指針の作動が適正であること。 イ　回転計は、回転ケーブルとの接続が完全で、安定した示度を示すこと。 ウ　照明灯のあるものにあっては、正常に点灯すること。

	作　　動	内燃機関を手動操作により始動させ確認する。	ア　始動が容易に行えること。 イ　エンジン部、ポンプ部等に異常音がなく、円滑に作動すること。
車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。）		目視により確認する。	ア　車台、ボディー等に変形、損傷等及びボルト、リベット等に緩み等がないこと。 イ　ハンドル又はけん引装置等の損傷、脱落がなく、容易に搬送できること。 ウ　車台又は搬送装置のハンドル、ギヤーボックス、ロッド、アーム類、ナックル、かじ取車輪等に、損傷、緩み、結合部のがた、油汚れ等がなく、円滑で、容易に操作できること。 エ　タイヤは空気圧が適正で、著しい損傷がなく、ボルト類の締付け部に緩みがないこと。 オ　スプリング及びその取付け部に損傷及び緩みがないこと。
積載器具	装　　備	目視により確認する。	ホース、吸管、破壊器具等の積載器具が適正に装備されていること。
	吸管及びストレーナー	目視及び次の操作により確認する。 　吸管をポンプの吸込口に接続し、吸管末端部をゴム板等により閉塞し、真空ポンプを作動させ、真空計又は連成形の指針により確認する。	ア　吸管及びストレーナー、ちりよけかご、枕木等に変形、損傷、著しい腐食、つまり、パッキンの老化等がないこと。 イ　吸水が確実に行えること。 ウ　吸管及びパッキング部分から空気流入による真空度低下が起きないこと。 エ　吸管相互の接続及びポンプ吸込口への接続が円滑で、確実に行えること。
	ホース及びノズル等　外　　形	目視及び結合金具の着脱により確認する。	ア　ホース及びノズルに変形、損傷、著しい腐食、異物のつまり、パッキンの老化等がないこと。 イ　結合金具に変形、損傷、パッキンの老化等がないこと。 ウ　差込式のホース及びノズルの結合金具は、爪、誘導金具等に錆等がなく、円滑に作動すること。 エ　ねじ式のホース及びノズルの結合金具は、ねじ山につぶれ等がなく、着脱が容易にできること。

				第10-1図　結合金具
		ホースの耐圧性能（ホース製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を 5 分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(昭和 43 年自治省令第 27 号)によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	はしご		目視及び伸縮して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　円滑に伸縮し、伸張した場合にがたつき等がないこと。
	破壊器具その他の器具		目視により確認する。	ア　とび口、金てこ、まさかり等の破壊器具に変形、損傷等がないこと。 イ　必要工具を備えてあること。 ※(ア)　道路運送車両法に基づく車両の点検は、同法によって別途行う必要がある。
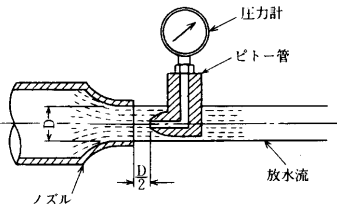
			（イ）　動力消防ポンプ、ホース、吸管及びこれらに使用する結合金具は、検定品であること。

2　総合点検

点　検　項　目		点　　検　　方　　法	判　　定　　方　　法　（留意事項は※で示す。）
運　　転　　状　　況		内燃機関によりポンプを回転させ、ポンプの放水口にノズルを取り付けた後、放水口を開け、アクセルペダル又はスロットレバーの操作により低速から高速運転における放水を行い確認する。	ア　断続運転状態及び異常音が発生しないこと。 イ　低速、加速運転を行ったときに安定した性能を保持し、異常回転が認められないこと。
吸　　水　　性　　能		(1)　ポンプ吸込口を閉塞し、真空ポンプを作動させ、真空計により最大真空度を確認する。 (2)　ポンプの吸水性能は、仕様書に示された条件において確認する。	ア　最大真空度は、仕様書の値を満足していること。 イ　キャビテーション等の異常吸水状態が発生しないこと。 ※　水源のごみ、浮遊物等がストレーナー等に集中するとキャビテーションが発生するので、ごみ等の除去を行った後再点検を行うこと。
放水性能	放　　水　　圧　　力	次により測定し確認する。 (1)　棒状放水の測定は、第 10-2 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧計の指示値を読む。 第 10-2 図　棒状放水の測定例 (2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 10-3 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状･噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	ア　放水圧力が規定圧力であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。

		第10-3図　噴霧ノズル放水の測定例	
	放　　水　　量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q:放水量(ℓ/min) D:ノズル径(㎜) P:放水圧力(MPa) K:定数(0.653 とする。噴霧ノズルを使用する場合は、当該ノズルに指定された定数を使用すること。)	放水量が、規定圧力において規定量以上であること。
走　　行　　性　　能 (消防ポンプ自動車又は自動車等によりけん引される動力消防ポンプ設備に限る。)		常設場所から水源まで、運転する等して移動させ、確認する。	走行操作に支障がなく、敏速に走行できること。
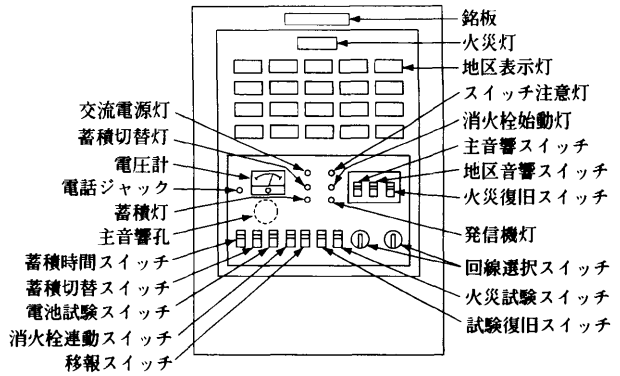
第11　自動火災報知設備

1　一般的留意事項

(1)　自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備(消火設備、放送設備、防排煙設備等)との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。

(2)　火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれは復元すること。

(3)　予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。

(4)　感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。

(5)　自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。

(6)　「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年、消防予第220号)(通知)の4、その他の(1)により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備点検要領」により点検することができるものであること。

2　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法(留意事項は※で示す。)
予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視等により確認する。	変形、破損、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり(中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　検定合格証が貼付されていること。

			イ　銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ　銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　第 11-1 図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。 第 11-1 図　P 型 1 級受信機の例
	警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電　　圧　　計	目視及び計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	ス　イ　ッ　チ　類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒ　ュ　ー　ズ　類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表　　示　　灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	通　話　装　置	送受話器の操作により確認する。	ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ　2 以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※　T 型発信機を接続する受信機は、2 回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線における T 型発信機の話中音が流れること。

<table>
<tr><td colspan="2">結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">接　　　　地</td><td>目視及び回路計により確認する。</td><td>著しい腐食、断線等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">附　属　装　置</td><td>火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。</td><td>ア　表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。
イ　相互に機能障害がないこと。
※　附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）</td><td>蓄積式</td><td rowspan="4">火災表示試験を行い確認する。</td><td rowspan="4">ア　火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。
イ　蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に５秒を加えた時間以内であること。
ウ　二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。
（ア）　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。
（イ）　第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
※（ア）　回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。
（イ）　P 型３級、GP 型３級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。
（ウ）　1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</td></tr>
<tr><td>アナログ式</td></tr>
<tr><td>二信号式</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">注意表示（アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>注意表示試験を行い確認する。</td><td>注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。
※　1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">回路導通（常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。）</td><td>回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）</td><td>ア　試験用計器の指示値が所定の範囲内（文字板に色別してある範囲内）であること。
イ　導通表示灯によるものにあっては点灯等すること。
※（ア）　断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。
（イ）　自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">設定表示温度等（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。
イ　表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自</td><td>所定の外部試験器により操作を行い、確認する。</td><td>感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。</td></tr>
</table>

		動火災報知設備に限る。）		
		予備品等	目視により確認する。	ア　ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ　表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。
感知器	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状況	未警戒部分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
		感知区域		ア　感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ　炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		適応性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※(ア)　煙感知器、熱煙複合式スポット感知器又は炎感知器を設けることができない場所の適応性については、第 11-1 表(その 1)によること。 (イ)　非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所の適応性については、第 11-1 表(その 2)によること。

第 11-1 表(その 1)

設置場所			適応熱感知器									炎感知器	備考
環境状態		具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型		
			1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1　規則第23条第５項第６号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3　差動式スポット型感知器又は補償式スポット感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

												5　紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃ 以下としたものが望ましいこと。
水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

(ハ)に掲げる場所	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1　規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2　熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃ 以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1　固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2　厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3　上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃ 以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2　補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

注1　○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

2　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

3　差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

4　差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用すること。

5　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが(その 1)により適応感知器とされたものであること。

6　熱アナログ式スポット型にあっては、定温式特種の感知器として取り扱うこと。

第 11-1 表(その 2)

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*		○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベータ昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○		

大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8メートル以上の場所		○								○	○	○	

注1　○印は当該設置場所に適応することを示す。
2　○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
3　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近(光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
4　差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式(当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの)の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
5　差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
6　光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
7　大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあっては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあっては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。
8　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが(その2)により適応感知器とされたものであること。
9　蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

		機能障害		ア　塗装等がされていないこと。 イ　光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ　炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 エ　模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※(ア)　炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあっては、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 (イ)　炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあっては、道路面(監視員通路が設けられている場合にあっては、当該通路面)からの高さ1.0m以上1.5m以下の部分に設けてあること。
	熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火	スポット型	(1)　差動式、定温式(再用型)及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2)　定温式(非再用型) 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第11-2表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ※(ア)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ)　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>（ウ） 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
第 11-2 表　感知器の抜き取り数表
<table>
<tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr>
<tr><td>1 以上10以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td>11以上50以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td>51以上100以下</td><td>4</td></tr>
<tr><td>101以上</td><td>7</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>分布型</td>
<td>空気管式</td>
<td>(1)　火災作動試験(空気注入試験)
次により感知器の作動空気圧(空気膨張圧力)に相当する空気量を、空気注入試験機(5 cc用、以下「テストポンプ」という。)によって注入し、確認する。
①　検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。
②　検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。
③　空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。
(2)　作動継続試験
火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。</td>
<td>ア　確実に作動すること。
イ　作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。
ウ　警戒区域の表示が適正であること。
第 11-2 図　差動式分布型感知器(空気管式)の火災作動試験の例
※(ア)　注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。
（イ）　注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。
（ウ）　不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>熱電対式及び熱半導体式</td>
<td>(1)　火災作動試験
次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定の試験器により検出部に印加し、確認する。
①　試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。
②　ダイヤルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。</td>
<td>ア　確実に作動すること。
イ　作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。
ウ　回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。
エ　警戒区域の表示が適正であること。
※　熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが 8m 未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。</td>
</tr>
</table>

				(2)　回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	
		感　知　線　型		(1)　感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2)　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ①　受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ②　回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型		所定の加煙試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア)　加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ)　加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
		分　離　型		所定の減光フィルターにより確認する。	
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）			所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）			熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。
	感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）			受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。
発　信　機		周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

	外形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア　主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ　確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
	表示灯	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できること。
音響装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア　主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ　音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※　放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
	鳴動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。	ア　一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ　区分鳴動の場合 地階を除く階数が 5 以上で延べ面積が 3,000 ㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあっては、この限りではない。 （ア）　出火階が 2 階以上の場合 出火階とその直上階 （イ）　出火階が 1 階の場合 出火階とその直上階及び地階 （ウ）　出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※　階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ　相互鳴動の場合 2 以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ　再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。
蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		(1)　第11-3表に掲げる警報区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2)　蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。	ア　感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ　蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ　アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>(3)　アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。</td><td>第 11-3 表
<table><tr><td rowspan="2">警戒区域数</td><td colspan="3">試験感知器個数</td></tr><tr><td>熱感知器</td><td>煙感知器</td><td>炎感知器</td></tr><tr><td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。
また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。</td><td>ア　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。
イ　第二信号により主音響設置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
ウ　発信機を操作した場合、主音響設置装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）</td><td>予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）</td><td rowspan="6">記録装置の記録等を確認する。</td><td rowspan="6">異常が記録又は保持表示されていないこと。
※（ア）　予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。
a　予備電源及び非常電源の容量
b　切替装置
c　結線接続
d　ヒューズ、ブレーカー等の作動
（イ）　異常が表示されている場合は、対策を講じること。</td></tr>
<tr><td>受信機の火災表示</td></tr>
<tr><td>受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る）</td></tr>
<tr><td>受信機及び中継器の制御機能及び電路</td></tr>
<tr><td>感　知　器</td></tr>
<tr><td>感知器回路及びベル回路</td></tr>
</table>

3　総合点検

点　検　項　目	点　検　方　法	判　定　方　法　（留意事項は※で示す。）
同　時　作　動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の 5 回線(5 回線に満たないものは全回線)の火災表示試験を行い、確認する。	受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該 5 回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	所定の試験器により確認する。	ア　スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※（ア）　警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 （イ）　感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。

		（ウ） 感度が正常なものは、再度取り付けること。 （エ） 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※（ア） 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。 （イ） 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計(A 特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第11の2　ガス漏れ火災警報設備

1　一般的留意事項

予備電源が非常電源の容量を上まわる場合にあっては、非常電源に替えることができる。

2　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
予備電源及び非常電源（内臓型のものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源及び非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されるものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。 第11の2-1図　使用上及び点検上必要な空間の例
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　検定合格証等が貼付されていること。 イ　銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ　銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　第11の2-2図の例に示すスイッチ等の表示が適正にされていること。

		第11の2-2図　G型受信機の例
警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電　　圧　　計	目視又は計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
スイッチ類	目視、ドライバー及び開閉操作等により確認する。	ア　端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継　　電　　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
表　　示　　灯	所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通　話　装　置	送受話器の操作により確認する。	いずれの場所においても明瞭に相互間の通話ができること。 ※(ア)　受信機が設けてある場所相互にインターホン等が設けられている場合は、当該インターホン等の点検等も実施すること。 （イ）　同一の室内又は場所において 2 以上の受信機が設けられている場合は、当該通話装置は省略できる。
結　線　接　続	目視及びドライバー等を用いて確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接　　　　地	目視又は回路計を用いて確認する。	著しい腐食、損傷、断線等がないこと。
附　属　装　置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア　ガス漏れ信号が表示機(副受信機)等に適正に移報されること。 イ　相互に機能障害がないこと。 ※　ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。

	ガス漏れ表示		目視及び次の操作により確認する。 (1)　回線選択スイッチのあるもの ①　切替スイッチを試験側に入れる。 ②　遅延時間を有するものは、1回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③　自己保持機能を有するものは、1 回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2)　回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。	ア　各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ　ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ　受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ　自己保持機能が正常であること。
	回路導通		回路導通試験により確認する。	ア　各回路ごとに試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ　確認灯(導通表示灯等)によるものにあっては、点灯すること。 ※　断線表示灯によるものにあっては断線時に点灯すること。
	故障表示		次の操作により確認する。 (1)　受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあっては、外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。 (2)　受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。 (3)　検知器の電源停止表示機能を有するものにあっては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。	ア　中継器にあっては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ　検知器にあっては、受信機側で電源の停止が確認できること。
	予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
ガス漏れ検知器	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	警戒状況	未警戒部分	目視により確認する。	設置後の用途変更、間仕切変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないこと。
		設置場所及び設置位置		取り付け場所、位置等が適正であること。

第11の2-1表　検知器の設置基準表

設置場所		1　点検に便利な場所であること。 2　次に掲げる場所には設けられていないこと。 (1)　出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所 (2)　排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所 (3)　ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所 (4)　検知器の機能の保持が著しく困難な場所
設置位置	空気に対する比重が1未満のガスの場合	1　燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けてあること。 2　燃焼器が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器から最も近いものの付近に設けてあるもの。 3　検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けてあること。
	空気に対する比重が1を超えるガスの場合	1　燃焼器又は貫通部から水平距離で4m以内に設けてあること。 2　検知器の上端は、床面の上方0.3m以内のなるべく低い位置に設けてあること。
その他検知対象ガスの性状等に応じて設けられていること。		

		適応性		空気に対する検知対象ガスの比重に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。
		機能障害		機能障害のおそれのある塗装、覆い等がされていないこと。
	作　動　等		(1)　試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。） (2)　試験対象個数 ①　検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ②　製造者の表示する有効期限を超過したものにあっては、すべて試験を行うこと。	ア　中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ　受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(ア)　試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ)　濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1とすること。 (ウ)　作動時間の目安 (a)から(c)までにより測定した時間から、次のa及びbに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 a　中継器を介する場合は5秒 b　(c)の場合は20秒 (a)　検知器に確認灯を有するもの

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td>作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間
(b)　前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの
検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間
(c)　前(a)又は(b)以外のもの
試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間
(エ)　点検が抜き取りにより行う場合は、第 11 の 2-2 表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。
(オ)　抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。
(カ)　裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。
第 11 の 2-2 表　検知器の抜き取り表
<table>
<tr><th>1回線の検知器設置個数</th><th>検知器の抜き取り個数</th></tr>
<tr><td>1～5</td><td>1</td></tr>
<tr><td>6～10</td><td>2</td></tr>
<tr><td>11～15</td><td>3</td></tr>
<tr><td>16～20</td><td>4</td></tr>
<tr><td>21～25</td><td>5</td></tr>
<tr><td>26～30</td><td>6</td></tr>
<tr><td>31以上</td><td>20%相当数（端数切り上げ）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="9">警報装置</td><td rowspan="4">音声警報装置</td><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td>取付状態</td><td>目視により確認する。</td><td>脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>増幅部、操作部</td><td>押しボタン等を操作し、放送を行い作動状況を確認する。</td><td>ア　作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。
イ　作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。
ウ　電圧計及び出力計が正常に作動すること。
エ　ヒューズ類は、損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>音圧等</td><td>放送を行い確認する。</td><td>音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガス漏れ表示灯</td><td>検知器の作動試験において、点灯状況を確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落又は周囲に視認障害となるものがないこと。
イ　著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
ウ　作動した検知器の設けられている区域等が容易に識別できること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">検知区域警報装置</td><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td>取付状態</td><td>目視により確認する。</td><td>脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>音圧等</td><td>検知器を作動させ鳴動状況を確認する。</td><td>ア　規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
イ　一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分において有効に聞き取れること。</td></tr>
<tr><td>鳴動区域</td><td>検知器を作動させ確認する。</td><td>鳴動区域が適正であること。</td></tr>
</table>

3　総合点検

点　検　項　目	点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法
同　時　作　動	2回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
検知区域警報装置の音圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方1m離れた位置で指示騒音計(A特性)を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は70dB以上であること。
総　合　作　動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※　非常電源に代えて予備電源で実施してもよい	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
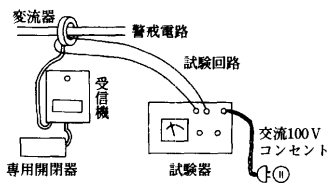
第12　漏電火災警報器

1　機器点検

点　検　項　目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)
受　信　機	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　周囲に可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのない安全な場所に設けられていること。
	外　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表　示	目視により確認する。	ア　検定合格証が貼付されていること。 イ　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 ウ　銘板等がはがれていないこと。 エ　2 以上の受信機が設けられている場合は、警戒電路の種別(例えば電灯用と動力用等)の表示が設けられていること。
	電源表示灯(電源表示灯が設けられているものに限る。)	目視により確認する。	正常に点灯していること。
	スイッチ類	目視及び所定の操作により確認する。なお、自動復帰、手動復帰の切替式のものは、切替スイッチの位置を点検票に記入すること。	開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	試験装置	目視及び所定の操作により確認する。	漏電表示灯が点灯し、音響装置が鳴動すること。
	表示灯	目視及び所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結線接続	目視及びドライバー等を用いて確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接　地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	感度調整装置	漏洩電流設定値を確認する。	ア　設定値が適正であること。 イ　誤報のおそれのない値となっていること。 ※(ア)　設定値は、警戒電路に設けられている場合は、おおむね100mAから 400mA、B 種接地線に設けられている場合は、おおむね400mA から 800mA の範囲内で、警戒電路の負荷電流、使用電線、電線こう長等を考慮し、適正に定められていること。 (イ)　誤報等のため設定値を変更する場合には、不十分な調査のまま過大値に設定しないように保守担当者から実情をよく聞いて適正値を決めること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
変　流　器	外　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

	表　示	目視により確認する。	ア　検定合格証が貼付されていること。 イ　表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。 ウ　銘板等がはがれていないこと。 エ　互換性型にあっては、形式番号が受信機により指定されたものであること。 オ　非互換性型にあっては、製造番号が受信機の製造番号と同一であること。 ※　旧規格品にあっては、互換性、非互換性の表示がないため、受信機と変流器に表示された定格電流値が同一であること。
	未　警　戒	低圧幹線の引込口から変流器までの電路の変更工事等による未警戒を確認する。	ア　防火対象物に2種以上の電源が供給されている場合には、それぞれ別の漏電火災警報器が設置されていること。 イ　すべての低圧幹線が変流器を貫通していること。 ※　変電設備の変圧器の B 種接地線に変流器を設置している場合には、変電設備の増設、改修等によりB種接地線が増加し、変流器を貫通しない接地線ができることがあるので注意すること。
	容　量	警戒電路に設けられたものにあっては、変流器に表示された定格電流値と警戒電路の最大負荷電流値により確認する。	変流器の定格電流値が警戒電路の最大負荷電流値以上であること。 ※　最大負荷電流値は、当該建築物の警戒電路における負荷電流(せん頭負荷電流を除く。)の総和とする。
		B種接地線に設けられたものにあっては、変流器に表示された定格電流値と警戒電路の定格電圧値により確認する。	変流器の定格電流値は当該警戒電路の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。
音響装置	外　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取付状態	目視により確認する。	ア　脱落、緩み等がないこと。 イ　周囲に音響効果を妨げるものがなく、常時人がいる場所に設けられていること。
	音　圧　等	試験装置を操作し確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※　遮断機構のない場合は、なるべく通常の操業状態で鳴動させ、他の音等との区別を確認すること。
遮断機構（遮断機構を有する漏電火災警報器に限る。）	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留していないこと。
	外　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	定格電流容量	遮断機構に表示された定格電流値と警戒路の定格電流値により確認する。	定格電流値は、警戒電路の定格電流値以上であること。
	作動状況	所定の操作により確認する。 ※　電気の供給を停止することが困難な場合は、装置の結線接続状況等を目視により確認することにかえることができる。	確実に遮断すること。

2　総合点検

<table>
<tr><th>点　検　項　目</th><th>点検方法(留意事項は※で示す。)</th><th>判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)</th></tr>
<tr><td>作動範囲</td><td rowspan="4">漏電火災警報器試験器等を用いて漏洩電流検出試験を行い、次により確認する。
(1)　作動電流値における作動電流を2～3回測定する。
(2)　音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で、騒音計(A特性)を用いて規定の音圧が得られるかどうかを確認する。

第12-1図　漏電火災警報器試験器の接続
※(1)　漏洩電流検出試験中、負荷はできるだけ減らして測定するのが望ましい。本当の漏電があると、試験用の分との合計で測定することになるので、判定に疑義のある場合は、負荷を完全に遮断し試験電流だけにして測定をすること。
(2)　漏洩電流検出試験には、漏電火災警報器試験器を用いる方法のほか、漏電遮断器試験器を用いる方法及び各種の測定器具を組み合わせて現場で回路を構成する方法もある。なお、現場で回路を構成する方法を用いる場合は、電気主任技術者又は電気工事士などの協力のもとに行うこと。</td><td>正常に作動し、すべての作動電流値は、公称作動電流値(作動電流設定値)に対して+10%、-60%の範囲であること。
※　許容誤差の範囲を超えている場合は、メーカーに修理を依頼すること。</td></tr>
<tr><td>漏電表示灯</td><td>正常に点灯すること。</td></tr>
<tr><td>音響装置の音圧</td><td>音圧は、1級漏電火災警報装置器では70dB、2級漏電火災警報器では60dB以上であること。
※　住宅地域以外では、暗騒音が多くブザーが鳴動しなくとも騒音計の指針が振れている場合もある。このようなときには次の補正を行うこと。表の使い方は、例えばブザーの鳴らないときに72dBを指示し、鳴ったときには76dBであったならば、76-72=4dBが表の上段(指示の差)であるから、下段の補正値と計算して(76-2=74)補正した値は74dBとなる。
第12-1表　暗騒音の影響のある場合の補正
(単位:dB)<table><tr><td>対象の音があるときとないときの指示の差</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10以上</td></tr><tr><td>補正値</td><td>－3</td><td colspan="2">－2</td><td colspan="4">－1</td><td>0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>遮断機構(遮断機構を有する漏電火災報知器に限る。)</td><td>遮断が確実に行われること。</td></tr>
</table>

電源
S
スライド
トランス
mA
ミリアン
ペア計
変流
器
受信
機
ブザー
B
S
F15A
負荷
擬似漏電試験法
電源100V　1φ3W
受信機
スライドトランス
(単相100V1A以上)
電球100W
(100V)
電流計
接地点
負荷
入力端子
出力端子
人工漏電法（電圧法）

第 12-2 図

第13　消防機関へ通報する火災報知設備

1　一般的留意事項

(1)　専用又は利用度の低いアナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災報知装置の回線切替スイッチが接続されている回線種別(ダイアル回線10パルス、同20パルス又はプッシュ回線)に適合していることを確認すること。

(2)　点検に際しては、当該火災警報装置に適応した試験装置を使用すること。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		電圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
		切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充電装置	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ　作動状況が適正であること。
	本体	周囲の状況	目視により確認する。	ア　使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示	目視により確認する。	ア　取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　銘板等がはがれていないこと。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動機能	手動起動装置を操作して確認する。	起動信号が正常に送出されたことが、試験装置に可視表示又は可聴音で表示されること。
		優先通報機能	火災通報装置が接続されている電話回線を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">通報頭出し機能</td><td>手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。</td><td>蓄積音声情報が常に冒頭から始まること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">蓄積音声情報</td><td>手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。</td><td>蓄積音声情報の内容が適切であること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">再呼出し機能</td><td>試験装置の消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。</td><td>自動的に再呼出しすること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="4">通話機能等</td><td>消防機関側からの呼返し</td><td rowspan="4">手動起動装置を操作して確認する。</td><td>蓄積音声情報を送出した後に、自動的に5秒間電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号により応答し、通話することができること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>不応答時の通報継続</td><td>蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側からの呼返しが送出されない場合において、繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>切　替</td><td>蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>通話中断時の呼返し</td><td>通報中に強制的に電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号が送出された場合に、火災通報装置側で応答し通話できること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">モニター機能</td><td>電話回線を捕捉せずに手動起動装置を操作して確認する。</td><td>選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）</td><td colspan="2">周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">表示</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　名称、操作内容等の表示が適正にされていること。
イ　変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">起動</td><td>押しボタン等の操作により確認する。</td><td>起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあっては、正常に点灯すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）</td><td rowspan="4">発信機</td><td colspan="2">周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">機能</td><td>押しボタン等を操作して確認する。</td><td>発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">結線接続</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標　識</td><td rowspan="2">標識板</td><td>外　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。</td></tr>
<tr><td>常夜灯</td><td>目視により確認する。</td><td>正常に点灯していること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">標識灯</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。</td></tr>
</table>

第14　非常警報器具及び設備

1　一般的留意事項

(1)　複合装置に内蔵している起動装置、ベル及びサイレン、表示灯については、それぞれの点検項目により行うこと。

(2)　連動停止スイッチが設けられているものにあっては、連動停止にしておき、音声警報音又は火災音信号が鳴動することによって、起動信号を確認すること。

(3)　音声警報音にあっては、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して、感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うものがあること。

(4)　地区音響装置を省略している自動火災報知設備と連動しているものにあっては、当該自動火災報知設備の鳴動方式によること。

2　機器点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法　(留意事項は※で示す。)</th></tr>
<tr><td rowspan="6">非常電源(内蔵型のものに限る。)</td><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示</td><td>目視により確認する。</td><td>所定の電圧及び容量の表示が適正にされていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">端子電圧</td><td>非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計又は回路計により確認する。</td><td>電圧計等の指示値が規定値(電圧計にあっては、赤線目もり)以上であること。
※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">切替装置</td><td>常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。</td><td>常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">充電装置</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">結線接続</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">非常ベル及び自動式サイレン</td><td rowspan="4">起動装置</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td>表示</td><td>目視により確認する。</td><td>汚損、不鮮明な部分がないこと。</td></tr>
<tr><td>機能</td><td>押しボタンの操作により確認する。</td><td>音響装置が正常に鳴動すること。</td></tr>
<tr><td>操作部及び複合装置</td><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
</table>

操作部

複合装置

第 14-1 図　操作部及び複合装置の例

		表　　　示	目視により確認する。	ア　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。 イ　スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 ウ　銘板等がはがれていないこと。
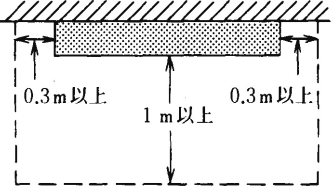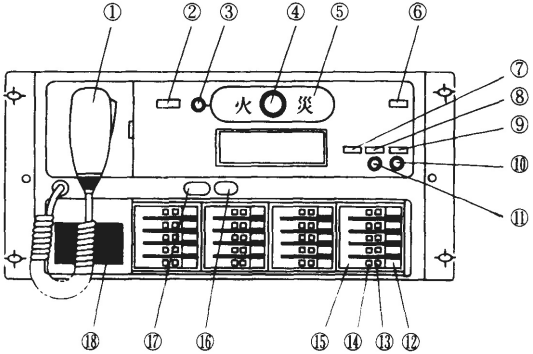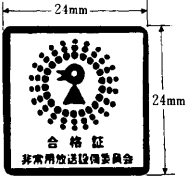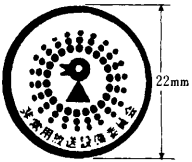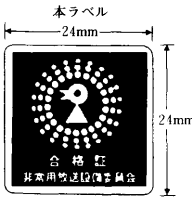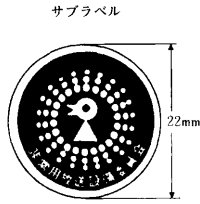
				18mm 第14-2図　認定証票
		電　圧　計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
		スイッチ類	目視及びドライバー等により確認する。	ア　端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継　電　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		表　示　灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接　　地	目視又は回路計により、確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	ベル及びサイレン	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音　圧　等	起動装置の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 ※　他の機械等の音がある部分に設けられたものにあっては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴　　動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア　一斉鳴動の場合 　起動装置の操作により全館の音響装置が一斉に鳴動すること。 イ　区部鳴動の場合 　地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物に設ける音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 （ア）　出火階が2階以上の場合

				出火階とその直上階 （イ）　出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 （ウ）　出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ　相互鳴動の場合 2 以上の操作部又は複合装置が設けられている防火対象物の音響装置は、いずれの操作部又は複合装置からも鳴動できること。 エ　再鳴動の場合 再鳴動機能を有する音響装置は、機能が正常であること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取り付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できること。
放送設備	起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　起動装置である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		外形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		押しボタン等	押しボタンの操作により確認する。	操作部において音声警報装置音又は火災音信号を発すること。
		自動火災報知設備の発信機及び非常電話	音声警報音を発しないものは、非常電話(子機)の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、火災音信号が鳴動すること。 第 14-3 図　非常電話(子機)の例
			音声警報音を発するものにあっては、自動火災報知設備の発信機又は非常電話(子機)の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送が行われること。

			非常電話及び操作部（親機）の操作により確認する。	操作部（親機）の呼出し音が鳴動し、相互通話が明瞭にできること。 第 14-4 図　非常電話（親機）の例
			2 以上の非常電話の操作により確認する。	操作部において任意の選択が確実に行われ、選択された以外の非常電話には話中音が流れること。
		自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）	自動火災報知設備を作動させて確認する。	ア　音声警報音を発しないものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、火災音信号又は音響装置が鳴動すること。 イ　音声警報装置を発するものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、感知器発報放送を行い、感知器発報放送後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送を行うこと。 （ア）　発信機又は非常電話からの信号 （イ）　火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあっては、第 1 報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号 （ウ）　非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動した旨の信号 （エ）　放送設備で設定された時間が経過した旨の信号 ウ　出火階表示灯が点灯すること。 エ　出火階表示灯は、火災信号が復旧するまで点灯していること。 オ　相互に機能障害がないこと。
	増幅器、操作部及び遠隔操作器	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。 イ　操作部又は遠隔操作器のうち一のものは、常時人がいる場所であること。 ア　自立型　　イ　自立型 0.6ｍ以上。ただし、背面に扉のないものは必要なし。 0.5ｍ以上　0.5ｍ以上　2ｍ以上 0.5ｍ以上　0.5ｍ以上　2ｍ以上

				ウ　壁掛型 0.3m以上　1m以上　0.3m以上 (点線内は、必要な空間) ：増幅器、操作部及び遠隔操作機 第14-5図　使用上及び点検上必要な空間の例
		外　　　形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。 火　災 ①　マイクロホン ②　主電源表示装置 ③　非常復旧スイッチ ④　非常起動スイッチ ⑤　火災表示 ⑥　発報連動停止表示 ⑦　発報放送表示 ⑧　火災放送表示 ⑨　非火災放送表示 ⑩　非火災放送スイッチ ⑪　火災放送スイッチ ⑫　放送階選択スイッチ ⑬　階別作動表示/短絡表示 ⑭　出火階表示 ⑮　表示カード ⑯　放送復旧スイッチ ⑰　一斉放送スイッチ ⑱　モニタースピーカー 第14-6図　操作部及び遠隔操作器の例
		表　　　示	目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。 本ラベル　24mm　24mm　合格証　非常用放送設備委員会 サブラベル　22mm 地　　　色･･･････金色　　地　　　形････････金色 図形、文字･･････黒色　　図形、文字･･･････黒色 第14-7図　認定証票(音声警報音を発するもの)

				本ラベル 24mm 24mm 地　　色……黒色 図形、文字……白色 サブラベル 22mm 地　　色……黒色 図形、文字……白色 第 14-8 図　認定証票(音声警報音を発しないもの
		電　圧　計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
		スイッチ類	目視及び開閉操作により確認する。	ア　端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		保　護　板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継　電　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		計　器　類	電圧計及び出力計をスイッチ等の操作及び放送することにより確認する。	指針の作動が正常であること。
		表　示　灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接　　　地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
		回路選択	階別選択スイッチは報知区域ごとに操作し、また、一斉放送スイッチを操作することにより確認する。	選択された回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
		2 以上の操作部又は遠隔操作器(2 以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送	操作部又は遠隔操作器を相互に作動させることにより確認する。	一の操作部又は遠隔操作器を作動させた場合、相互の機能が正常であり、報知区域並びに操作部又は遠隔操作器の表示が適正であること。
			同時に通話できる設備により確認する。	相互の呼出し及び通話が明瞭であること。

		設備に限る。）		
		遠隔操作器の連動（遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）	操作部及び遠隔操作器のいずれかの操作スイッチを操作することにより確認する。	ア　操作部及び遠隔操作器の継電器、モニタースピーカー、出力計等が正常に作動すること。 イ　遠隔操作器の起動操作により、一斉放送が確認できること。 ウ　遠隔操作器の回路選択スイッチの操作により任意の階に放送できること。 エ　遠隔操作器のモニタースピーカーにより、放送内容の確認ができること。 ※　モニタースピーカーが内蔵されていないものにあっては同一室内に設けられたスピーカーでモニターできること。
		非常用放送切替	一般放送状態にしておき、非常用放送を行うことにより確認する。	一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。
		回路短絡	警報音を放送した状態で、回路短絡を行うことにより確認する。	短絡した回路にあっては、短絡保護回路が遮断し、かつ、短絡した旨の表示がされるとともに、他の回路には異常がなく放送されていること。 ※　遠隔操作器にあっては、中央管理室に設けるものを除きスピーカー回路の短絡の有無を表す表示装置は一括でもよい。
		音声警報音（音声警報音を発する放送設備に限る。）	起動操作することにより確認する。	感知器発報放送、火災報放送及び非火災報放送の音声警報音に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※　音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。
		火災音信号（火災音信号を発する放送設備に限る。）	起動装置を操作することにより確認する。	火災音信号に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※　音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。
		マイクロホン（音声警報音を発する放送設備に限る。）	操作部等において音声警報音を鳴動させてマイクロホンによる放送を行うことにより確認する。	マイクロホンによる放送の起動と同時に音声警報音が停止すること。また、マイクロホンによる放送が終了と同時に、音声警報音が鳴動開始すること。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	スピーカー	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	操作部又は遠隔操作器の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア　一斉鳴動の場合 全館のスピーカーが一斉に鳴動すること。 イ　区分鳴動の場合 次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 （ア）　出火階が２階以上の場合

				出火階とその直上階 （イ） 出火階が１階の場合 出火階とその直上階及び地階 （ウ） 出火階が地階の場合 出火階とのその直上階及びその他の地階 ウ 相互鳴動の場合 ２以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている防火対象物のスピーカーは、いずれの操作部又は遠隔操作器からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有するものは、機能が正常であること。
		音量調整器	非常用放送状態で音量調整器を操作して確認する。	音量調整器の調整位置にかかわらず、非常用放送が有効に行われること。
	表示灯		目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
警鐘及びゴング等	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	機能		聞き取りにより確認する。	有効に報知できること。
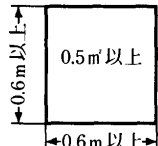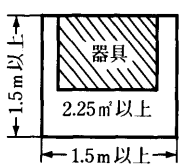
２ 総合点検
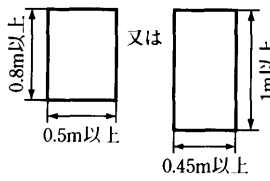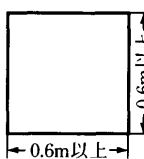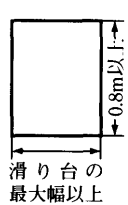
ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。
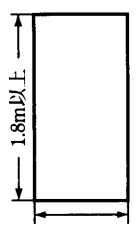
点検項目	点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
音響装置及びスピーカーの音圧	音響装置及びスピーカーの取り付けられた位置の中心から前面1mの位置で騒音計(A特性)により確認する。	ア ベル及びサイレンの音圧が90dB以上であること。 イ スピーカーの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。ただし、音声警報音を発しないものは、90dB以上であること。 ウ 音声警報音を発する放送設備のスピーカーの音圧は、第２シグナルにより測定すること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。	火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 ※ 非常電源に切り替える場合は、常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断して行うこと。

第 15　避難器具

1　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
周囲の状況	設置場所	目視により確認する。	ア　設置後の模様替え等により、個室、倉庫等に変更され、接近しにくくなっていないこと。 イ　設置されている室の出入口は、施錠されていないこと。 ウ　接近を妨げるもの等が置かれていないこと。 エ　格納場所の付近に物品等が置かれており、当該器具の所在が分かりにくくなっていないこと。 オ　格納場所が変更されて、所定の設置場所から著しく離れていないこと。 カ　使用方法の確認、操作等が安全にかつ円滑に行うことができる明るさが確保されていること。
	操作面積等	目視により確認する。	ア　器具に応じた操作面積（第 15-1 表）が確保されていること。 イ　操作面積内に軽量で移動容易なものを除き、操作上支障となる障害物が置かれていないこと。 ウ　格納箱の上に操作に支障となるような物品等が置かれていないこと。 ※　操作面積内の大きさが第 15-1 表によらない場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。

第 15-1 表　操作面積

避難器具の種類	操作面積
避難はしご 緩降機 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの） すべり棒 避難ロープ	0.5 ㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上であり、当該器具の操作に支障のないもの 0.5㎡以上 0.6m以上 0.6m以上
救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の面積は 2.25 ㎡以上とする。 器具 2.25㎡以上 1.5m以上 1.5m以上
すべり台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ

	開　口　部 (器具が取り付けられるものに限る。)	目視により確認する。	ア　開口部に避難の障害となるものが取り付け、又は置かれていないこと。 イ　ストッパー、戸車等が錆ついてなく、開口部が容易に開閉できること。 ウ　扉、蓋等を開けた場合のストッパーは確実にかかり、振動、衝撃等ではずれないこと。 エ　床から開口部下端までの高さは 120 cm以下であること。 オ　避難上支障のおそれのある高さの開口部には、適正な固定式又は半固定式の踏台等があること。 カ　踏台等は使用不能の状態となっていないこと。 キ　開口部は器具に応じた大きさ(第 15-2 表)であること。 ※　開口部の大きさが第 15-2 表によらない場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。

第 15-2 表　開口部の大きさ

避難器具の種　類	取付部の開口部の大きさ※
避難はしご(避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 すべり棒 避難ロープ	○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ　0.8m 以上 幅　0.5m 以上 又は 高さ　1m 以上 幅　0.45m 以上 ○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合 直径 0.5m 以上の円が内接できるものであること。 0.8m以上 0.5m以上 又は 1m以上 0.45m以上
救助袋(避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	高さ及び幅がそれぞれ 0.6m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。 0.6m以上 0.6m以上
すべり台	高さ　0.8m 以上 幅　すべり台の滑り面部分の最大幅以上 0.8m以上 滑り台の最大幅以上
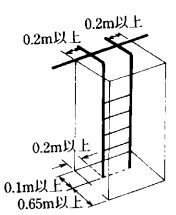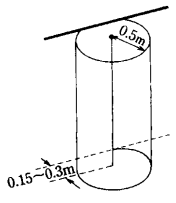
			<table><tr><td>避　難　橋 避難用タラップ</td><td>高さ　1.8m以上 幅　　避難橋又は避難用タラップ最大幅以上 1.8m以上 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</td></tr></table>※　避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
	降　下　空　間	目視により確認する。	ア　降下空間は、器具に応じた大きさ、(第15-3表)であること。 イ　看板等の新設や樹木の成長等で障害となっていないこと。 ウ　電線がある場合は、降下空間から120㎝以上の間隔を有していること。ただし、当該架空電線部分に絶縁措置が構じられていて安全と認められる場合は、この限りではない。 ※　降下空間の大きさが第15-3表によらない場合及び多人数用緩降機の場合は、設計図書を参照にするか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。 第15-3表　降下空間 <table><tr><td>避難器具の種類</td><td>降　下　空　間</td></tr><tr><td>避難用はしご(避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</td><td>縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向)に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 0.2m以上　0.2m以上　0.2m以上　0.1m以上　0.65m以上</td></tr><tr><td>緩　降　機</td><td>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。 ※　降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。 0.5m　0.15～0.3m</td></tr></table>
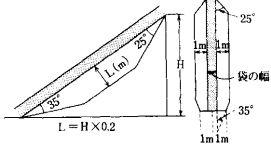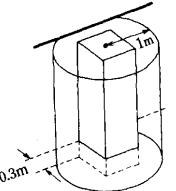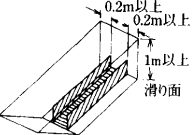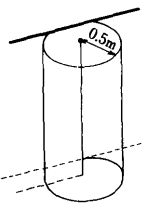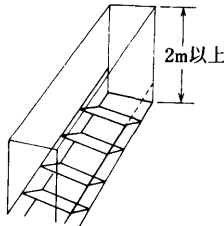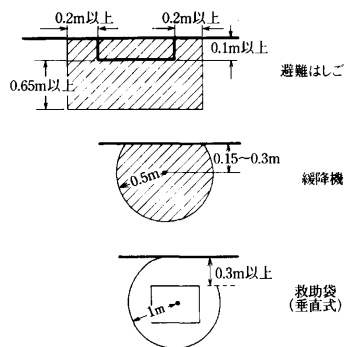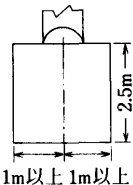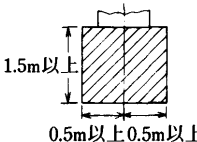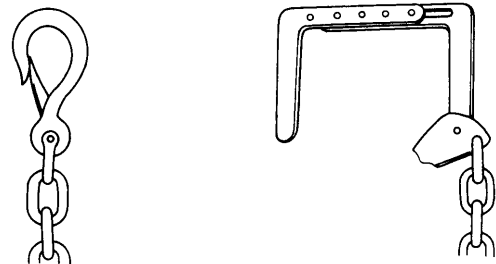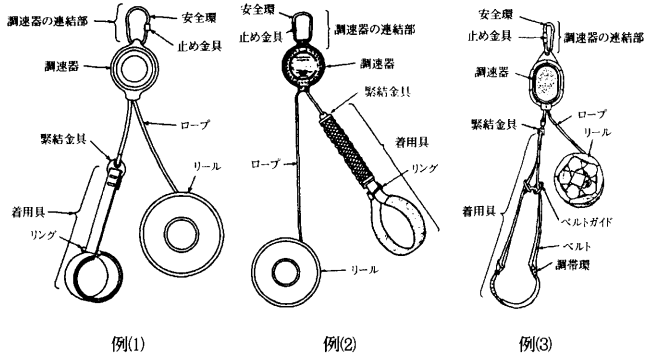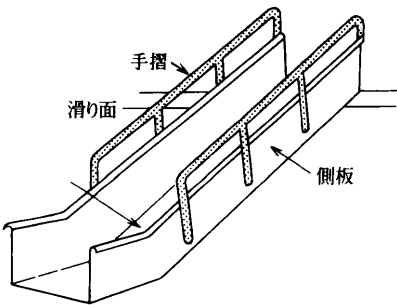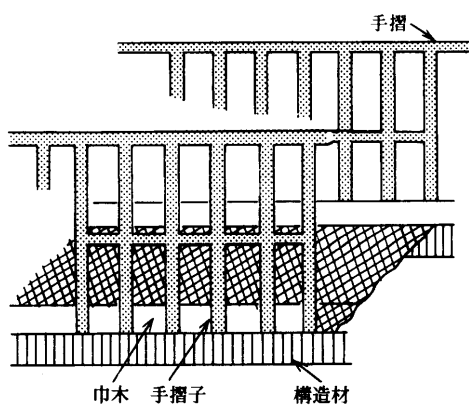
救　助　袋 （斜降式）	救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあっては25°、下部にあっては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m(突起物が入口金具から下方3m 以内の場合にあっては 0.3m))以上とする。
救　助　袋 （垂直式）	救助袋の中心から半径1mの円形柱の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上とする。 ※　降下空間及び避難空地を他の垂直式救助袋と共用する場合にあっては器具相互の外面を1mまで接近させることができる。
すべり台	すべり台の滑り面から上方に1m以上及び滑り面の両端から外方向に0.2m以上の範囲内
すべり棒 避難ロープ	器具を中心とした半径0.5m の円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては、壁面に沿って降下する場合の側面側に対しては、この限りでない。
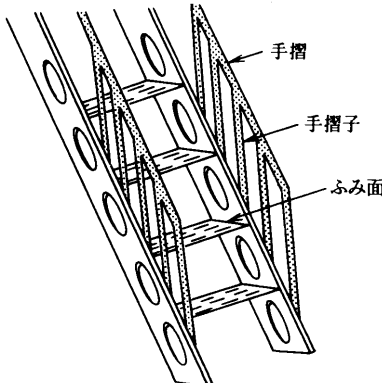
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>避　難　橋
避難用タラップ</td><td>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方 2m 以上及び当該器具の最大幅以上</td></tr>
<tr><td>避難はしご
(避難器具用ハッチに格納したもの)
救助袋(避難器具用ハッチに格納したもの)</td><td>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>避　難　空　地</td><td>目視により確認する。</td><td>
ア　避難空地は、器具に応じた大きさ(第 15-4 表)であること。
イ　避難空地に障害物がないこと。
ウ　避難器具に応じた幅員以上の避難上有効な通路で広場、道路等に通じていること。
※　避難空地の大きさが第 15-4 表によらない場合及び多人数用緩降機の場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判断する。
第 15-4 表　避難空地
<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th>避　難　空　地</th></tr>
<tr><td>避難はしご
緩　降　機
救　助　袋
(垂　直　式)
救助袋(避難器具用ハッチに格納したもの)</td><td>降下空間の水平投影面積以上の面積</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			救助袋（斜降式）：展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅（図：2.5m、1m以上 1m以上） すべり台：すべり台の下部先端から前方 1.5m 以上及びすべり台の中心線から左右それぞれ 0.5m 以上の範囲（図：1.5m以上、0.5m以上 0.5m以上） すべり棒、避難ロープ、避難橋、避難用タラップ：避難上支障のない広さ
標識		目視により確認する。	ア　標識は第 15-5 表に適合するものであること。 イ　変形、損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　他の物品で見えなくなっていないこと。

救助袋（斜降式）	展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅
すべり台	すべり台の下部先端から前方 1.5m 以上及びすべり台の中心線から左右それぞれ 0.5m 以上の範囲
すべり棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ

第 15-5 表　標識

標識の種類	設置場所	大きさ等	色	備考
避難器具の位置を示す標識	避難器具直近の見やすい箇所 避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等	縦 12cm 以上 横 36cm 以上 「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有すること。ただし、容易にわかるシンボルマークを表示した場合はこの限りでない。	地色と文字の色は相互対比色とする。	避難器具の設置場所が容易にわかる場合はこの限りでない。
使用方法を表示する標識	避難器具直近の見やすい箇所	図及び文字を用いてわかりやすく表示する。		使用方法の簡単なものにあっては設置しないことができる。

器具本体	避難はしご	縦　　　棒		目視及び操作により確認する。	ア　変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ　チェーン、溶接箇所に割れ、損傷がなく、ワイヤロープ、繊維製ロープにほつれ、糸切れがないこと。
		横　さ　ん			ア　変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ　踏み面の滑り止めは、磨耗、はがれ等がなく、適正であること。
		突　　　子			変形、損傷、錆、腐食等がなく、所定の長さであること。
		結　合　部　等			ア　接合部のかしめや割りピンに、変形、損傷、割れ、腐食等がないこと。 イ　ボルト･ナットに緩み止めの措置が施されており、繊維製ロープと横さん結合部は堅固で緩みがないこと。 ウ　本体との接合部は、堅固で緩みがないこと。
		可動部	外　形		変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
			機　能		ア　回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。 イ　固定収納式にあっては、止め金の作動が円滑であること。
		つりさげ金具			ア　各部に変形、損傷、錆、著しい腐食等がなく、チェーンはねじれ、接合部の損傷等がないこと。 イ　固定部材に確実に取り付けられているか、又は容易に取り付けられる状態にあること。 なすかん　　自在金具 第 15-1 図　つり下げ金具の例
	緩降機	調速器	外　形	目視及び操作により確認する。	ア　ビス、ナット、リベット等に変形、損傷、腐食、緩み、脱落等がなく、封印部に異常がないこと。 イ　著しい打痕その他の損傷、著しい錆等がないこと。 ウ　注油を禁じているものにあっては、注油の痕跡がないこと。 エ　油圧式のものには、油漏れがないこと。
			機　能		調速器を固定し、ロープを手動で往復走行させ、作動状況に異常がないこと。 ア　ロープが円滑に走行すること。 イ　適度の抵抗感があり、不安定な抵抗感でないこと。 ※(ア)　目視により異常のあるものは、作動事項で必ずしも異常を感じなくとも、内部に異常を発生させる原因を有しているものとすること。 (イ)　不安定な抵抗感のあるものは、性能及び強度上欠陥があるものとすること。

			例(1)　例(2)　例(3) 第 15-2 図　緩降機の例
	調速器の連結部	目視及び操作により確認する。	ア　変形、著しい損傷、腐食、錆等がないこと。 イ　作動部は円滑に作動すること。 ウ　安全環、止め金具に異常がないこと。
	ロ　ー　プ	目視により確認する。	ア　損傷、腐食、著しい糸切れや磨耗、吸湿等による老化、錆等がないこと。 イ　ロープの長さは、使用状態において設置場所に応じた長さであること。 ※　所定の長さに適合していないものは、当該器具が所定の階数(位置)から移動されていないかを確認すること。
	着　用　具	目視及び操作により確認する。	ア　変形、著しい損傷、腐食、著しい磨耗及び老化の原因となる薬品、油、錆、かび、その他強度を減少させるものが付着していないこと。 イ　各部品の作動が円滑であること。 ウ　最大使用者数に応じた着用具の数がロープの末端に緊結されていること。
	ロープと着用具の緊結部	目視により確認する。	ア　緊結金具は、著しい損傷、腐食、緩み、錆等により強度上に異常のないこと。 イ　堅固に結合されていること。 ウ　分解した痕跡のないこと。
すべり台	底板及び側板	目視及び操作により確認する。	ア　底板及び側板の表面は、平滑で段差、隙間等がなく、変形、損傷、錆、腐食等がないこと。ただし、ローラー式の滑降面は、滑降に支障のない隙間を有していること。 イ　半固定式のもので下端を持ち上げておく部分の止め金等は、簡単な操作ではずすことができ、振動、衝撃等によって容易にはずれず、変形、損傷、錆、腐食等がないこと。

			第15-3図　すべり台の例
	すべり面の勾配		滑り面の勾配(らせん状のものは滑り面の幅の中心線の勾配)は、おおよそ25～35度であること。
	手すり		表面が平滑であり、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
すべり棒		目視により確認する	ア　すべり棒の器具本体は均一な円柱で表面が平滑であり、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ　上部及び下部は棒が離脱及び回転しないよう堅固に固定されており、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
避難ロープ	ロープ本体	目視及び操作により確認する。	変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗、著しい吸湿等がないこと。
	結合部		結合部及び結び目が緊結されていること。
	つりさげ金具		著しい変形、損傷、錆、腐食等がなく、取付具に確実に取り付けられていること。
避難橋	床板、手すり等	目視及び操作により確認する。	ア　各部に著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ　安全上十分なかかり長さを有していること。 ウ　床板に隙間がなく、滑り止めの措置を講じてあること。また、勾配を有する床面の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。 エ　床板と手すりの中間部に転落防止の措置を講じてあること。 第15-4図　避難橋の例

	接　合　部			ア　接合部に亀裂、変形、損傷等がないこと。 イ　指示部は堅固で緩みがないこと。
	可動部	外　形		変形、損傷、著しい腐食、錆等がないこと。
		機　能		回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。
避難用タラップ	踏み板、手すり等		目視及び操作により確認する。	ア　各部に著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ　タラップの踏み板の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。 ウ　半固定式のものの止め金等は簡単な操作ではずすことができ、振動、衝撃等ではずれるおそれがないこと。 第 15-5 図　避難用タラップの例
	接　合　部			固定される部分は堅固で、亀裂、変形、損傷、錆、腐食、緩みがないこと。
	可動部	外　形		変形、損傷、著しい腐食、錆等がないこと。
		機　能		回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。
救助袋	本体布及び展張部材		目視及び感触により確認する。	ア　袋本体の長さは使用状態において、垂直式、斜降式共に「表示の長さ」であり袋本体の下部出口と降着面との間隔が無荷重の状態で 50cm 以下であること。 イ　袋の用布及び展張部材（ロープ、ベルト等をいう、以下同じ。）に穴、切り傷、裂け傷、破れ等の損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗（摩擦によりケバ立ちが生じその部分が弱くなっていることをいう、以下同じ。）がないこと。 ウ　袋本体は著しい吸湿、むれ及び著しい変色がないこと。 エ　袋本体は薬品、油脂、錆、かび、その他強度を減少させるものが付着していないこと。
	縫い合せ部			ア　袋本体と入り口金具との結合のため、鳩目を使用しているものにあっては、鳩目が損傷及び脱落していないこと。また、縫糸等を使用しているものにあっては、糸切れ及び著しい磨耗がなく、かつ、用布の針目に切れ等がないこと。 イ　袋の用布と展張部材との結合が緊結されていること。
	保護装置（斜降式の救助袋に限る。）			転落防止用ネット及び用布は、損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

結合部			ア　展張部材と入口金具の結び目に緩み、損傷等がないこと。 イ　取手は損傷及び著しい摩耗がないこと。 ウ　下部出口と保護マットの結合は強固で、縫い糸切れがないこと。
可動部	外形		変形、損傷、腐食等がないこと。
	機能		回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。
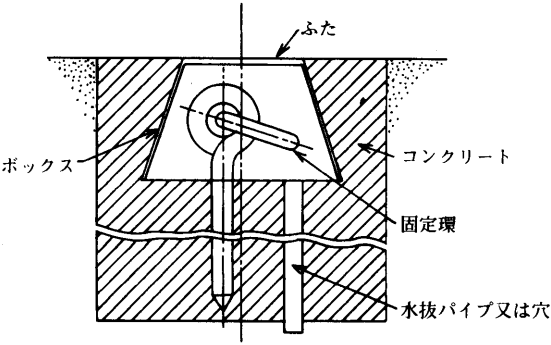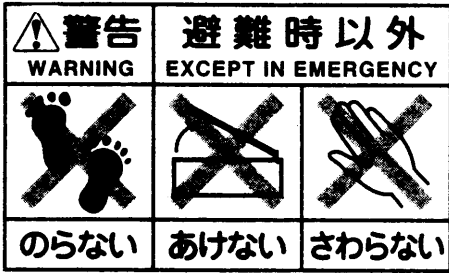
第 15-6 図　斜降式救助袋(角型)

(らせん式のすべり台状の通路
を設けたもの)

第 15-7 図　垂直式救助袋　　第 15-8 図　ハッチ用垂直式救助袋

<table>
<tr><td rowspan="4">取付具及び支持部</td><td>取　付　具</td><td>目視、操作及びトルクレンチ等により確認する。</td><td>ア　著しい変形、損傷、錆、腐食、ねじれ、曲がり等がないこと。
イ　固定部材等に堅固に取り付けられ、ボルト、ナットの緩み又は脱落等がないこと。
ウ　ナットの締め付けトルクは、第 15-6 表に適合する締め付けトルク値であること。
第 15-6 表　アンカーネジの締付強度<table><tr><th>アンカーネジの呼び</th><th>締付強度(トルク値)N･cm</th></tr><tr><td>M10×1.5</td><td>1,500～2,500</td></tr><tr><td>M12×1.75</td><td>3,000～4,500</td></tr><tr><td>M16×2</td><td>6,000～8,500</td></tr></table>※　トルクレンチを用いて測定したときのゲージの目盛りを読んで、それぞれ使用アンカーにより表と対照すること。</td></tr>
<tr><td>可　動　部</td><td>目視及び操作により確認する。</td><td>ア　取付具等の回転部分が円滑であること。
イ　取付具の結合部に著しいガタつき及び過大な横方向の遊びがないこと。
ウ　入口金具を電動等により作動させるものにあっては、作動が正常であること。</td></tr>
<tr><td>支　持　部</td><td>目視、操作及びトルクレンチ等により確認する。</td><td>ア　支持部は堅固で緩みがなく、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
イ　ボルト･ナットの緩み又は脱落がないこと
※　ナットの締め付けトルク値は、第 15-6 表に適合する締め付けトルク値であること。
ウ　固定ベースは、き裂等の破損が生じていないこと
エ　斜降式救助袋下部支持装置の滑車の巻締めロープ等に、損傷、腐食等がなく、滑車の回転が円滑であること。

第 15-9 図　巻締ロープの例</td></tr>
<tr><td>固定環(斜降式の救助袋に限る。)</td><td>目視及び操作により確認する。</td><td>ア　保護蓋の上に土砂のたい積等がないこと。
イ　保護蓋は、著しい腐食、破損及び変形がなく、容易に開放できること。
ウ　保護蓋は紛失しないような措置が講じられていること。
エ　保護蓋の階数標示は汚れ、摩耗等により判別しにくい状態になっていないこと。</td></tr>
</table>
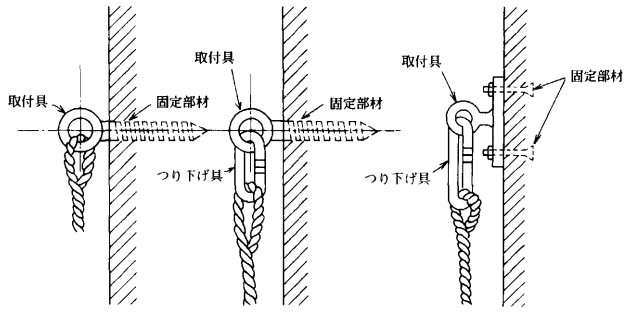
				第 15-10 図　固定環(具)の例
	ハッチ	上　　蓋	目視及び操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、錆等がなく、雨水等の浸入防止及び漏らない処置が適正であること。 イ　開閉操作が容易にできること。
		下　　蓋	目視及び操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、錆等がなく、排水措置が適正であること。 イ　開閉操作が容易にできること。
		使用方法の表示	目視により確認する。	使用方法及び警告ラベルが適正にされていること。 第 15-11 図　警告ラベル
格 納 状 況	格　　納　　箱		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、錆、雨水の浸入等がなく、蓋等が容易に開閉できること。 イ　所定の位置に置いてあること。 ウ　器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられていること。
	格　納　状　況			ア　器具本体に適合した格納箱等に､使用に支障のないよう整理されて格納してあること。 イ　取付具は、使用時に支障のないように収納してあること。

2　総合点検

(1)　点検終了後、使用時に支障がないよう元の状態に復しておくこと。

(2)　総合点検は、機器点検の内容が完全に行った後に実施するもので、避難器具を使用状態にしてその機能が適正であるかどうか確認する。

点検項目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法（留意事項は※で示す。）
避難はしご	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	ア　つり下げ式のものは、はしごの全長が円滑に伸長し、突子が壁側に向いており壁と横さんとの間隔は 10cm 以上を有し、縦棒は垂直に、横さんは水平となっており、最下部横さんから降着面等までの高さが 50cm 以下であること。 イ　固定収納式のものは、収納された縦棒が円滑に展開し、下端は堅固な地面等に接しており、縦棒は垂直に、横さんは水平となっていること。
	降下	目視及び器具の使用により確認する。	降下に支障がなく、つり下げ式のものは、壁と横さんとの間隔は 10cm 以上を有し、固定収納式のものは、使用の際に縦棒及び横さんが著しく動揺しないこと。
	格納	目視及び操作により確認する。	ア　つり下げ式のものは、各部に変形がなく円滑に元の状態に復することができること。 イ　固定収納式のものは、各部に変形がなく、円滑に収納され、止め金が確実にかかること。
緩降機	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	ア　緩降機の連結部(フック等)の安全環の止め金具を締め、取付具に完全に取り付けられていること。 イ　ロープを展張した際、もつれ等がなくつり下がり、長い方の着用具が降着面からプラスマイナス 0.5m の範囲となっていること。
	降下	次により確認する。 (1)　短い方のロープについている着用具を頭からかぶり、リングが胸の中央にくるように装着する。 (2)　２本のロープを握り、外壁に出て体重をロープにかけてつり下がる。 ※　２本のロープを握っていれば降下しない。 (3)　壁面に向い、体が安定したらロープから手をはなし降下する。 ※　両手をかるく前に伸ばし、降下姿勢の安定をはかること。 (4)　降下を完了したら、着用具をはずす。 ※①　降下する直前において、降下側のロープをたるませるとロープに急激な荷重をかけることとなるので注意すること。 ②　多人数用の緩降機を使用する際は、同時に降下姿勢を整えてから降下を開始するよう、互いに気をくばること。	ア　降下距離及び降下時間を計測して降下速度を算出し、規定の降下速度の範囲内であること。 ※　平均的な降下速度は毎秒 80cm～100cm、降下最高速度は毎秒 150cm 以内であること。 イ　降下後、機器点検を実施し器具本体、取付具等に異常が発生していないこと。 ※　調速器の構造によっては、発熱が認められるものがあるが、異常を生じたものではない。
	格納	目視及び操作により確認する。	各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。

			※　ロープの巻取りに際しては、ロープにねじれをつけないようにリール自体を回転させてロープを巻き取ること。
すべり台	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	ア　半固定式のものの下部は円滑に展開し、固定部との接続箇所及び着地点は滑降に支障のある段差、障害物等がないこと。 イ　滑面に著しい亀裂、穴等がないこと。
	降下	目視及び器具の使用により確認する。	ア　滑降は円滑で、かつ、着地に危険のない滑降速度であること。 イ　滑降時において各部に動揺がなく、変形、損傷、緩み等を生じないこと。
	格納	目視及び操作により確認する。	ア　使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ　各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
すべり棒	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	棒に著しい亀裂、棒及び上部並びに下部の固定部に、著しい変形、損傷、緩み等がないこと。
	降下	目視及び器具の使用により確認する。	ア　降下が円滑であること。 イ　着地部分に着地の衝撃を和らげる砂等が適量であること。
	格納	目視及び操作により確認する。	使用部への出入口の扉等の開閉が正常であること。
避難ロープ	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	ア　ロープが円滑に伸長し、下端は着地面上 50cm 以下であること。 イ　つり下げ具及び取付具に異常がなく、ロープに著しい損傷、ほつれ、糸切れ等がないこと。 第 15-12 図　取付具及び支持部の例
	降下	目視及び器具の使用により確認する。	足がかり等の脱落、緩み等がなく、安全に降下できること。
	格納	目視及び操作により確認する。	ア　使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ　各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
避難橋	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	ア　各部にたわみ、著しい変形、損傷等がなく、かかり長さに変化がないこと。 イ　移動式のものは、十分なかかり長さを有するように架橋され、固定部又は支持部との接続箇所は避難に支障がないこと。

	降　　　下	目視及び器具の使用により確認する。	橋の踏み面に変形等がなく、安全に渡れること。
	格　　　納	目視及び操作により確認する。	ア　使用に支障のないよう適正に格納できること。 イ　各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
避難用タラップ	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	半固定式のものは、円滑に架設され、固定部との接続箇所は降下に支障がなく、動揺がないこと。
	降　　　下	目視及び器具の使用により確認する。	ア　本体各部及び支持部に、著しい変形、損傷等がないこと。 イ　手すりは、踏板等に堅固に固定されており、動揺がないこと。
	格　　　納	目視及び操作により確認する。	ア　使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ　各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
救　助　袋 （斜降式救助袋）	器具の取付け等	次により確認する。 (1)　上部点検者の手順 ①　格納箱を取りはずす。 ②　袋本体を固定してあるバンドを解く。 ③　誘導綱の結束を解き砂袋等の錘りを投下し、その後地上点検等の合図をまって、袋本体を降下させる。 ※　袋本体は先端をくり出せば残りは自重により自動的に降下するので、手や衣服を巻きこまれないように注意すること。 ④　袋本体が降下し終わったら入口金具を引き起こす。 (2)　地上点検者の手順 ①　誘導綱を受けとる。 ②　袋本体が窓や庇等の障害物に引っかからないように誘導綱を引き袋本体を降下させる。 ※　誘導綱が下部支持装置の先端に取り付けてあるものについては取りはずすこと。 ③　固定環(具)の蓋をはずす。 a　下部支持装置の張設ロープの先端のフックを固定環に引っ掛け張設ロープの末端を滑車間のロープの中を通し、袋本体の下部出口が地上より50cm以下になるよう十分に引き、張設ロープを逆に引っ張ってこのロープを滑車間のロープの間に入れて固定する。 ※(a)　左右を間違えて固定しないこと。 (b)　左右を均一に張ること。 b　更にロープに結びをかけて安全に固定できたかを確かめる。	ア　格納箱のおさまり具合及びローラーの作動は円滑であること。 イ　誘導綱は袋本体又は下部支持装置に確実に取り付けられていること。 ウ　袋を展張したとき、展張部材は入口金具との結合部において著しく伸びていないこと。 エ　袋本体の用布と展張部材との結合部は破損及び著しい摩耗がないこと。 オ　袋本体と入口金具との結合部は破損及び糸切れがないこと。 カ　入口金具の引起こしは容易であること。 キ　袋を展張したとき、袋は降下に支障のあるよじれ、片だるみ等の変形がないこと。 ク　袋を展張したとき、下部出口は無荷重の状態で地盤面等より50cm以下であること。 ※(ア)　袋本体に荷重がかかったとき、力の作用が不均等とならないこと。 (イ)　下部出口に乗ってゆすったとき下部出口が地盤面等に接触するようであれば張設ロープを更に引っ張り接触しないよう修正すること。 入口金具 ワイヤロープ 取付具 袋取付枠 第15-13図　取付具及び入口金具の例

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>

第 15-14 図　固定方法の例

第 15-15 図　誘導綱</td></tr>
<tr><td></td><td>降　　下</td><td>次により確認する。
(1)　降下に際して降下者は地上点検者に合図をしてから降下する。
(2)　降下者はステップに足をかけ袋取付枠に足から入り、姿勢を整えて降下する。
(3)　降下姿勢は使用方法に従い降下する。
※①　降下時の初速が速いほど、降下速度が速く危険であるから反動をつけての降下は絶対にしないこと。
②　点検を確実、かつ、詳細に行うため点検者を上部(降下口)と地上(脱出口)にそれぞれ 1 名以上配置するよう配慮すること。
③　点検者は身体の露出部を少なくするため軍手、作業服(長袖)を着用する等して危険防止を図ること。</td><td>ア　降下は円滑であること。
イ　降下速度は適正であること。
ウ　降下時の衝撃はゆるやかであること。</td></tr>
</table>

	格　　納	次により確認すること。 (1)　引上げの手順 ①　地上点検者は張設ロープを最大限の長さまで緩め、フックをはずし固定環の蓋をする。 ②　地上点検者は張設ロープのからみ及びもつれをなくし下部支持装置をそれぞれの袋の種類に応じ収納するか、又は下部支持装置の先端のフックに誘導綱を取り付ける。 ③　上部点検者は地上点検者と協力して袋本体を引き上げる。 ※　地上点検者は引上げ当初において袋本体が窓や庇等の障害物に引っかからないよう誘導綱をもって誘導すること。 ④　誘導綱は順序よく引き上げ、輪に束ねる。 (2)　格納の手順 ①　取付具のステップをたたむ。 ②　入口金具を手前に引込みたたむ。 ③　袋本体を上部からつづら折りに折りたたみ、使用時に円滑に展張できるように納める。 ④　整理された下部支持装置、誘導綱は使用時に容易に取り出せる位置におき、袋本体をバンドで締め付ける。 ⑤　格納箱を取り付ける。 ※　点検後の収納に際しては、使用に支障のないよう正常に格納すること。	各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
救　助　袋 （垂直式救助袋）	器具の取付け等	斜降式の下部支持装置及び固定環の項を除き、斜降式の点検方法及び留意事項に準じて確認する。	操作展張、降下、引上げ及び格納について、斜降式の判定方法に準じて判定すること。 ※　袋を展張したとき、下部出口の地盤面の高さは無荷重の状態で50cm以下であること。
	降　　下		
	格　　納		

第16　誘導灯及び誘導標識

機器点検

点　検　項　目			点　検　方　法	判　定　方　法　（留意事項は※で示す。）
誘導灯	外箱及び表示面	種　類	目視により確認する。	ア　避難口誘導灯 （ア）　防火対象物の用途、設置場所により適切な機種の誘導灯が設置されていること。 （イ）　機種等の組み合わせが適正になっていること。 （ウ）　機種等により適正な距離が保たれていること。 （エ）　方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 イ　通路誘導灯 （ア）　防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 （イ）　機種等の組み合わせが適正になっていること。 （ウ）　機種等により適正な距離が保たれていること。 （エ）　方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 ウ　客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。
		視認障害等		ア　所定の位置に設置されていること。 イ　誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ　誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ　防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。
		外　形		ア　変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ　取付状態が適正であること。 ※　表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
		表　示		ア　スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　誘導灯及び誘導標識の基準に適合するものであるか、又は認定に合格した旨の表示が付されていること。 ウ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定証票が貼付されていること。

				⑴　普通形誘導灯器具　⑵　60分定格誘導灯器具　⑶　減光形誘導灯器具 認定　誘導灯認定委員会　JLA.79 Jul. 30 認定　誘導灯認定委員会　JIL 60分間 認定　誘導灯認定委員会　JLA. 76 Jul. 2　減光形 地色：銀色又は白色 シンボル及び認定、誘導灯認定委員会の文字：緑 JIL60分間、減光形及び信号装置の文字：黒 第 16-1 図　認定証票(誘導灯認定委員会)の例 ⑴　器具（一般用）　⑵　点滅形器具　⑶　誘導音付加点滅形器具 点　滅　形　　点滅誘導音 第 16-2 図　認定証票(指定認定機関)の例
	非常電源（内臓型のものに限る）	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表　示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
		機　能	非常電源に切り替えて確認する。	ア　不点灯、ちらつき等がないこと。 イ　定格の時間、非常点灯するかを確認する。 ※(ア)　定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、抜取方式により行うことができる。 (イ)　抜取法式は次により行う。 a　各階ごとに 10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b　点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。
	光　源		目視により確認する。	ア　汚損、著しい劣化、ちらつき等がなく、正常に点灯していること。 イ　誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。
	点検スイッチ		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。
	ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられているもの。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

	信号装置等 （消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩みがないこと。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		機能・動作	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。	ア　正常に点滅すること。 イ　正常な音声等が鳴動すること。 ウ　正常に点灯すること。（消灯型又は減光型に限る。）
誘導標識	外　　形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
	視認障害等		目視により確認する。	ア　所定の位置に設置されていること。 イ　誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ　誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。 エ　防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。
	採　　光			識別に十分な採光があること。

第17　消防用水

機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
水源	貯水槽		目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。 ※(ア)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通じて常に規定水量が確保されていること。 （イ）　一般ポンプの増設等により水量が規定量確保できない場合があるので注意すること。 （ウ）　加圧送水装置を使用するものにあっては、遠隔起動装置の操作により、加圧送水装置を作動させて点検を行うこと。なお、この場合の点検要領は、屋内消火栓設備の点検要領に準じて行うこと。
	水量		目視及び所定の操作により確認する。	規定量以上確保されていること。なお、有効水量は、地盤面からの深さが4.5m以内の部分にあること。
	水状		目視により確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないこと。
	給水装置		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
吸管投入孔及び採水口	周囲の状況		目視及び関係図書により確認する。	ア　周囲に使用上及び消防自動車の接近の障害となるものがなく、消防ポンプ自動車が2m以内に容易に接近できるように設けてあること。 イ　建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下の位置にあること。
	吸管投入孔		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、蓋又は扉等の開閉が確実にできること。 イ　吸管の投入に支障のない大きさを有していること。
	採水口	本体	吸管の着脱及び目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がないこと。 イ　吸管等の着脱が容易にできること。
		開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷等がなく、開閉動作が容易にできること。
	標識		目視により確認する。	吸管投入孔又は採水口である旨の表示に損傷、脱落、汚損等がないこと。

第18　排煙設備

1　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
防煙区画壁	固定壁		目視により確認する。	ア　壁面に著しい変形、損傷、亀裂等がないこと。 イ　間仕切りの変更等により撤去されていないこと。 ウ　壁が撤去されてなく、他の部分へ貫通する開口部が設けられていないこと。
	可動壁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に開閉の障害になるようなものが置かれたり、又はつり下げられたりしていないこと。 ※　模様替え、増改築、用途変更の有無を確認し、防煙区画の状態をチェックすること。
		外形	目視により確認する。	変形、損傷、亀裂等がないこと。
		機能	目視及び降下又は開閉操作により確認する。	ア　シャッターのガイドレールに損傷等がなく、防火戸が開閉式のものにあっては、ストッパー等の脱落、破損等がないこと。 イ　閉鎖時において間隙を生じないこと。 ウ　確実に作動すること。 ※　遠隔操作による場合は、空調機器等に支障がないかどうかを確認してから行うこと。
排煙口及び給気口	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に煙の流動等に障害となるような棚、物品等が置けれたり、造られたりしていないこと。
	外形		目視により確認する。	枠、パネル、排煙ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。
	機能		目視及び開閉操作により確認する。	ア　排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ　排煙ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ　ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。 エ　ロック部に錆つき、塵あいの付着等がないこと。 ※　排煙機、給気機と連動しているものは、連動機構を停止してから行うこと。
風道	周囲の状況		目視により確認する。	可燃物（木材、紙、電線等）が接触していないこと。
	外形			ア　著しい変形、亀裂、損傷等がなく、断熱材等の脱落もないこと。 イ　防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。 ウ　フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。
	支持部		目視及び所定の操作により確認する。	ア　支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されていること。
	防火ダンパー		目視及び所定の操作により確認する。	ア　取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。 イ　塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。

	接続部		目視により確認する。	ア　排煙機、給気機及び排煙口、給気口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。 イ　パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。
電動機の制御装置	制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
		外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
	電圧計及び電流計		外形及び指針を目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器		目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地		目視及び回路計により確認する	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
起動装置	自動式起動装置		煙感知機は自動火災報知設備の要領に準じて確認する。	ア　煙感知機の機能は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　感知器の作動により排煙機が確実に作動すること。
	手動式起動装置 手動操作箱	周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示		損傷、脱落、汚損等がなく手動起動装置である旨の表示が適切であること。
	手動式起動装置	ハンドル及びレバー等	目視及びハンドル又はレバー等の操作により確認する。	ア　ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきがないこと。 イ　ハンドルは、片手で容易に回転して開放装置が作動すること。
排煙機及び給気機	外形		目視及び手で触れることによって確認する。	ア　排煙機又は給気機の周囲は、点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。 イ　室内に設けられているものにあっては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。 ウ　室外に設けられているものにあっては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。 エ　排煙機又は給気機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。

				オ　風道との接続部(フランジ部)にナットに緩み、破損等がないこと。
	電動機	回転軸	目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
		軸受部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
		動力伝達装置	目視及び所定の操作により確認する。	ア　プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい磨耗等がないこと。 イ　Vベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、磨耗、油脂の付着等がないこと。
		機能	目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。 ※(ア)　操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 (イ)　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源をしゃ断して行うこと。
	回転羽根	回転軸	所定の操作により確認する。	ア　回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ　回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ　回転羽根とケージングが接触しないこと。
		軸受部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
排煙出口			目視により確認する。	ア　雨露に接する部分に著しい腐食、損傷等がないこと。 イ　排煙出口の周囲に煙の排出に障害となる物等がないこと。 ※　隣接建築物に増改築等が行われ、風向、風速等が変わる場合があるので合わせて確認すること。

2　総合点検

点検項目	点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法
排煙機及び給気機	非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動操作により確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	排煙口、給気口等の開放と連動して、排煙機及び給気機が確実に起動すること。
可動壁		可動壁が確実に作動すること。
電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運転状況		運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。
回転羽根		回転及び回転方向が正常であり、かつ、異常な振動等がないこと。

第19　連結散水設備

機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
送水口	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。 イ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 ウ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。 埋込み式双口形送水口（例）　スタンド式双口形送水口（例） 第19-1図　送水口の例
	本体	目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具を用いて確認する。	ア　パッキンの老化、損傷等がないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。
	標識及び系統図	目視により確認する。	ア　連結散水設備の送水口である旨の標識並びに送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図が適正に設けられていること。 イ　標識等に損傷、脱落、汚損等がないこと。
選択弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	表示	目視により確認する。	開閉方向及び選択弁である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正にされていること。
	外形	目視により確認する。	漏れ、変形、損傷等がなく、操作部分に緩み、脱落等がないこと。

	機能	開閉操作により確認する。	開閉操作が容易にできること。
一斉開放弁（電磁弁を含む）	周囲の状況等	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれのない放水区域外等の場所に設けられているか又は耐熱保護板等による耐熱措置が適切に講じられていること。
	外形	目視及びドライバー等により確認する。	漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子に緩み、脱落等がないこと。
	機能	一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部を操作し、確認する。	開閉機能が正常であること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れるにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	耐熱措置（配管の接続にフランジ継手を用いるものに限る。）	目視により確認する。	ア　配管の継手及びバルブ類の耐熱措置に脱落、破損等がないこと。 イ　耐熱措置が適正に講じられていること。
	バルブ類	目視及び操作により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
散水ヘッド	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 イ　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものにあっては、漏れがないこと。
	散水分布障害	目視により確認する。	ヘッドに散水分布の障害となる塗装、異物の付着等がなく、かつ、周囲に散水分布の障害となるものがないこと。
	感熱障害（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）		ア　感熱を妨げるおそれのある塗装、異物の付着等がないこと。 イ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等による未警戒部分がないこと。 ※　散水に影響を与えるヘッドとその周囲との関係は、スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの点検要領に準じること。
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

第 20　連結送水管

1　機器点検

点検項目			点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法（留意事項は※で示す。）
送水口	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。 イ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 ウ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。 埋込み式双口形送水口(例)　スタンド式双口形送水口(例) 第 20-1 図　送水口の例
	本体		目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具により確認する。	ア　パッキンの老化、損傷等がないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。
	標識		目視により確認する。	ア　連結散水管の送水口である旨の標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
放水用器具格納箱等	放水用器具格納箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。
		標識	目視により確認する。	表示の汚損、不鮮明な部分がなく、適正に設けられていること。

ホース及びノズル	外形及び機能	ホース及びノズルを放水用器具格納箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　ホース及びノズルは必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。 イ　ホース及びノズルに変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
	ホースの耐圧性能(ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を5分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(昭和 43 年自治省令第 27 号)によりホースの種類に応じて定められた使用圧とする。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
放水口	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、漏水等がなく、ホースの接続に支障をきたさないこと。 イ　異物が入っていないこと。 消防隊専用 放水口 蝶番 (550) 500 (450) 400 65×50mm放水口 200 200 200 第 20-2 図　放水口の例

			標　　　識	目視により確認する。	ア　連結送水管の放水口である旨の標識が適正に設けられていること。 ※　放水用器具格納箱の上部に赤色の位置表示灯を設けるものにあっては、球切れ、損傷等の状況を確認すること。 イ　損傷、脱落、不鮮明等がないこと。
			開　閉　弁	目視及び手で操作することにより確認する。	開閉操作が容易にできること。
加圧送水装置	電動機の制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外　　　形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表　　　示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適切になされていること。
		電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
		開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継　電　器		目視、ドライバー及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		表　示　灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接　　　地		目視又は回路計により確認する	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外　　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表　　　示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
			機　　　能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
		遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　表示が適正であること。
			外　　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表　　　示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。

	機　　　能	押しボタン等の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が設けられているものにあっては点灯すること。
電動機	外　　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回　転　軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸　継　手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機　　　能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外　　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回　転　軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸　受　部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。
	連成計及び圧力計	(1)　ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2)　ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性　　　能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上であること。
	バルブ部	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置	目視及び排水弁の操作等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置	(1)　目視により確認する。 (2)　補給水弁を閉じ、排水弁の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。

中間水槽等	中間水槽	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。
		水　　状	目視及びバケツ等を用いて採水し確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。
	給　水　装　置		目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認すること。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、手動操作によりボールを水中に没することにより減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計		目視又は検尺により水位を測定し、水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。 イ　確実に作動すること。
	バ　ル　ブ　類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　排水管、補給水管等のバルブ類に漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
配　管　等	管及び管継手	外　　形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
		配管の耐圧性能(配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。)	送水口から動力消防ポンプ又はそれと同等の試験を行うことができる機器を用いて送水した後、締切静水圧を3分間かけて確認する。 ※①　配管内の空気を排出した後、テスト弁を締め切ること。 ②　締切静水弁は、設計送水圧力(加圧送水装置を設けた場合は、締切圧力)とする。 ③　危険防止及び水損防止のため急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。 ④　乾式の場合は、次の事項に留意すること。 a　充水に先立ちテスト弁を除きすべての放水口等が閉止状態にあることを確認すること。 b　寒冷地で凍結のおそれがある場合は、点検終了後、配管内の排水を十分に行うこと。	送水口本体、配管、接続部分、弁類等の変形、漏水等がないこと。
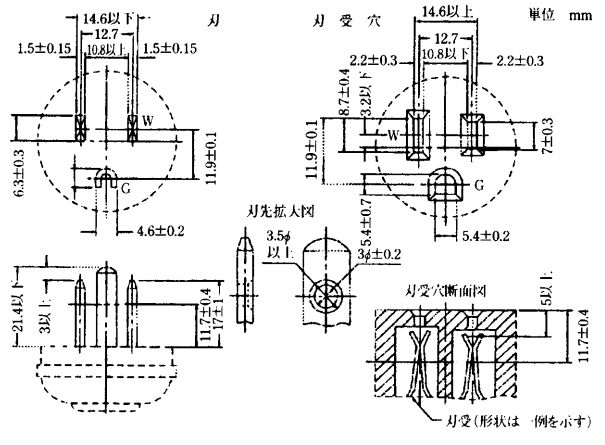
		⑤　加圧送水装置を設けている場合の一次側の圧力は、ポンプの設計押込圧力以下とすること。	
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が適正であり、開閉操作が容易にできること。
	ろ　過　装　置	目視及び分解して確認する。	ろ過網の漏れ、変形、損傷、異物のたい積等がないこと。
	逃　し　配　管	ポンプを締切運転させて、逃し水量を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$ q:逃し水量(ℓ/min) L_s:ポンプ締切運転時出力(kW) C:860kcal(1kW時あたりの水の発熱量) Δt:30℃(ポンプ内部の水温上昇限度) ※　逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
耐　震　措　置		中間水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点　検　項　目	点検方法(留意事項は※で示す。)	判　定　方　法(留意事項は※で示す。)
加　圧　送　水　装　置	非常電源に切り替えた状態で、直接操作部又は遠隔操作部の操作により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	加圧送水装置が確実に作動すること。
電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運　転　状　況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動、発熱等がないこと。 ※　ブースターポンプにおいて、逃し配管のないものにあっては、点検中の締切運転の場合、水温が異常に上昇しないうちに判定を行うよう留意すること。
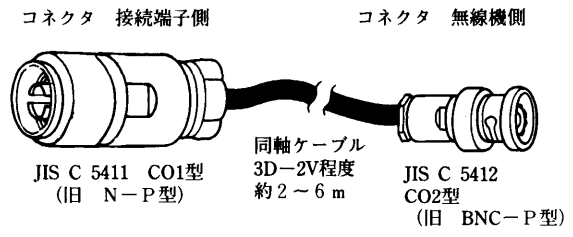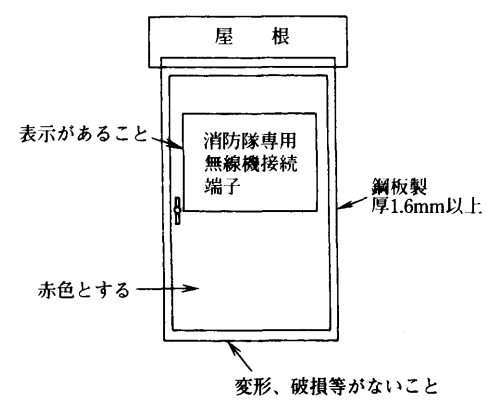
第21　非常コンセント設備
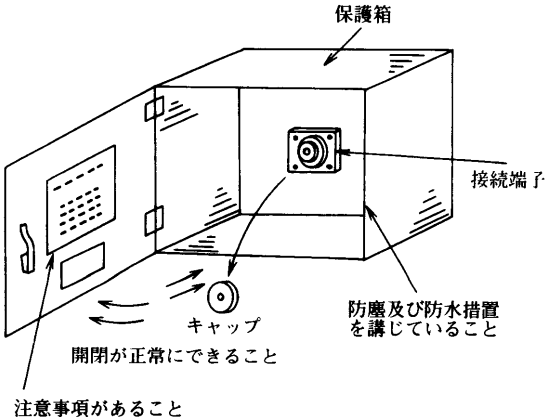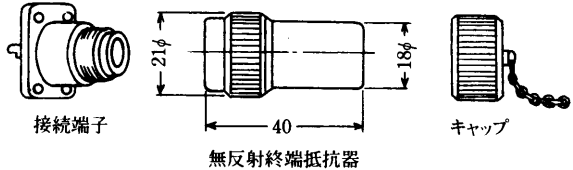
機器点検
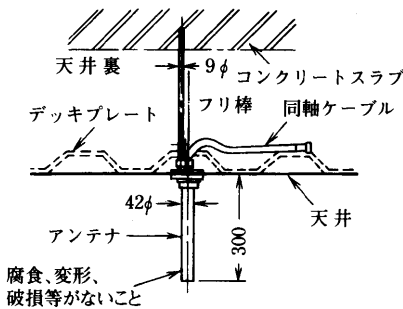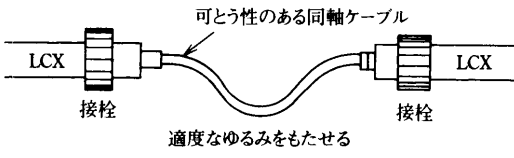
点検項目		点検方法	判定方法
保護箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉が確実にできること。 イ　金属製の保護箱にはD種接地工事がなされていること。
	表示	目視により確認する。	保護箱の表面に「非常コンセント」である旨の表示が適正になされていること。
	表示灯	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
さし込接続器		目視及びプラグの着脱操作により確認する。	ア　非常コンセントのさし込接続器は単相交流 100V 用にあっては JISC8303(定格 125V、15A)の接地型2極さし込接続器に、三相交流 200V 用にあっては JISC8303(定格 250V、30A)4極さし込接続器に適合するもので、変形、損傷、著しい腐食、異物のつまり等がないこと。 イ　さし込接続器の刃受部分にはD種接地工事がなされていること。 ウ　プラグが確実かつ容易に着脱できること。 第21-1図　接地型2極さし込接続器
開閉器		目視及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常に行われること。
端子電圧		常用電源及び非常電源の電圧を電圧計により確認する。	規定の範囲内であること。
相回転(定格電圧　200V の機器を接続する非常コンセント設備に限る。)		相回転計等により確認する。	電動機を接続した場合、その回転が正回転(右回転)方向であること。

第22　無線通信補助設備

機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
保護箱	周囲の状況	目視により点検する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視及び扉の開閉操作により点検する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　保護箱に著しい錆等が発生していないこと。 ウ　保護箱内部に塵、水等が侵入していないこと。 エ　扉の開閉が確実にできること。 オ　地上に設けてある保護箱は、みだりに開閉できない構造であること。 カ　保護箱内に接続用ケーブルが収納されていること。 第22-1図　接続用ケーブル
	表示	目視により点検する。	ア　保護箱は赤色とし、表面に「無線機接続端子」の表示があること。 イ　保護箱内の見やすい位置に最大許容入力、使用できる周波数帯及び注意事項の表示があること。 ウ　表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　銘板等がはがれていないこと。

			第 22-2 図　保護箱
無線機接続端子	外　形	目視及びコネクタの着脱操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　端子に無反射終端抵抗器又はキャップがあること。 ウ　コネクターが確実、かつ、容易に着脱できること。 第 22-3 図　端　子
	無反射終端抵抗器･キャップ		
	コ ネ ク タ ー		
増　幅　器		目視により確認する。	ア　設置場所は防災センター、中央管理室、常時人がいる室等で、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に建築基準法第 2 条第 9 号に規定する防火設備を設けた室に設けられていること。 イ　耐火性能を有するパイプシャフト等に設けられていること。
分　配　器　等		目視により確認する。	ア　接続部分の緩み、損傷等がないこと。 イ　ゴムパッキン等の劣化がないこと。 ウ　防水措置に異常がないこと。
空　中　線		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　通行上及び避難上障害にならないこと。 ウ　機械的損傷を受けるおそれがある場所に設けているものは、適切な防護措置がなされていること。

			アンテナの外観図(一例) 第 22-4 図　空中線
漏洩同軸ケーブル	支　持　部	目視により確認する。	支持金具に変形、損傷、脱落等がなく、堅固に支持されていること。
	防　湿　措　置	目視等により確認する。	接続部分の接栓に変形、損傷、緩み等がなく、防湿上有効であること。
	耐　熱　保　護	目視により確認する。	損傷、脱落等がないこと。 ※　不燃材料で造られた天井裏に設けられたもの及び耐熱型のものにあっては、耐熱保護のないものがある。
	可　と　う　性	目視により確認する。	接栓用同軸ケーブルは、可とう性を有していること。 第 22-5 図　接　　栓
結　線　接　続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

第23　非常電源(非常電源専用受電設備)

1　一般的留意事項

非常電源として設置されている非常電源専用受電設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての摘要を受けるので、点検はその施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いの下に行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うよう計画することが適当であること。

2　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法
設備状況	周囲の状況	目視により確認する。	ア　第23-1表に掲げる保有距離を有していること。 イ　キュービクル式非常電源専用受電設備(以下「キュービクル式」という。)は、その前面に1m以上の幅の空地を有していること。 ウ　キュービクル式を屋外に設ける場合は、キュービクル式自家発電設備以外の自家発電設備若しくはキュービクル式蓄電池設備以外の蓄電池設備又は建築物等から1m以上隔離しているものであること。 エ　キュービクル式以外の受電設備(以下「その他の受電設備」という。)を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物又は工作物から3m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、3m未満の水平距離でよい。 オ　その他の受電設備を室内に設ける場合は、不燃専用室内に設置されていること。 カ　アに規定する保有距離及びイに規定する空地内には、使用上及び点検上の支障となる物品が置かれていないこと。 キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

第23-1表

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離	記事
キュービクル式非常電源専用受電設備及びその他の受電設備の周囲	操作面	1.0m以上	
	点検面	0.6m以上	
	その他の面	0.2m以上	ただし、換気口を有しない面については、この限りでない。
配電盤及び分電盤	操作面	1.0m以上	ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上
	点検面	0.6m以上	ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td rowspan="2">変圧器コンデンサ</td><td>点 検 面</td><td>0.6m以上</td><td>ただし､点検を行う面が相互に面する場合は､1.0m以上</td></tr><tr><td>その他の面</td><td>0.1m以上</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>区　画　等</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　キュービクル式の外箱及び扉は、変形、損傷、著しい腐食及び塗料のはく離がなく、計器窓･検針窓の窓ガラス類は損傷していないこと。
イ　扉の施錠装置は、変形、損傷、脱落等がないこと。
ウ　不燃専用室は、コンクリート、レンガ、鉄鋼、瓦、モルタル、しっくい等に損傷、脱落、ずれ、劣化、はく離がなく、フェンス等に変形、損傷、腐食等がないこと。また、防火扉には、変形、損傷、著しい腐食、剥離がなく、窓ガラス類は損傷していないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>水の浸透</td><td>目視により確認する。</td><td>水が浸透して機能に障害を及ぼすおそれがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>換　気</td><td>目視及び手動運転により確認する。</td><td>ア　換気口等の開口部に直径 10m/m の丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。
イ　機械換気装置が設けられている場合は､その運転が適正であるかどうかを手動運転により確認し、異常がないこと。
ウ　キュービクルの箱内及び不燃専用室内の温度は 40℃以下であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>照　明</td><td>目視及び照度計により確認する。</td><td>ア　使用上及び点検上必要な照明設備は、正常に点灯すること。
イ　照度は、盤面で 100Lx 以上、その他の箇所で 50Lx 以上であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>標　識</td><td>目視により確認する。</td><td>｢変電設備｣等の標識に汚損、損傷等がなく、見やすい状態で取り付けられていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧受電盤（キュービクル式の高圧部分を除く。)及び配分電盤</td><td>外　形</td><td rowspan="2">目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、著しい腐食、はく離等がないこと。
イ　非常電源回路に用いる配線用遮断器(以下｢MCCB｣という。)及び MCCB から電線引出口までいたる配線に、耐火電線又は MI ケーブル以外の電線を用いた場合、防火のために設けた隔壁に変形、損傷、著しい腐食、脱落等がないかどうかを確認し、異常がないこと。</td></tr>
<tr><td>表　示</td><td>ア　キュービクル式の場合
（ア）　キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和 50 年消防庁告示第 7 号、以下｢7 号告示基準｣という。)に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
（イ）　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は､総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定証票が貼付されていること。
（ウ）　配電盤面に｢非常電源確認表示灯｣、｢非常用電源｣、｢点検灯用コンセント｣等非常電源として必要な事項についての表示が付されていること。
イ　配分電盤の場合
（ア）　配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
（イ）　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は､総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定証票が貼付されていること。
ウ　その他の受電設備の場合
（ア）　7 号告示基準に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
（イ）　高圧の受電盤側に｢高圧危険｣等の表示及び人が容易に触れないための防護がなされていること。</td></tr>
</table>

			（ウ）　配電盤面に「非常電源確認表示灯」、「非常用電源」、「点検灯用コンセント」等非常電源として必要な事項についての表示が付されていること。
	計　器　類		ア　変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。 イ　正常に動作すること。
	開閉器及び遮断器（低圧のものに限る。）		ア　容量は負荷に対して適正なものであること。 イ　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置（「入」、「切」、「ON」、「OFF」）及び開閉機能が正常であること。
	表　示　灯		非常電源確認表示灯及びその他の表示灯のグローブ及びレンズに損傷等がなく、正常に点灯すること。
	ヒューズ類（低圧のものに限る。）		損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器（低圧のものに限る。）		ア　端子の緩み、脱落、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　設定値が適正であり、機能が正常であること。
変　圧　器		目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏油、異臭、過熱等がないこと。 イ　モールド形の場合は、モールド部の損傷･汚損がないこと。
コ　ン　デ　ン　サ		目視により確認する。	変形、損傷、漏油、異臭、過熱等がないこと。
開閉器及び遮断器		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置（「入」、「切」、「ON」、「OFF」）及び開閉機能が正常であること。 イ　容量は負荷に対して適正なものであること。
接地（低圧のものに限る。）		目視により確認する。	著しい腐食、断線、損傷等がないこと。
結　線　接　続		目視及びドライバー等により確認する。	ア　引込みケーブルの端末処理部に変形、損傷、ひび割れ及び切断等がないこと。 イ　機器の端子部に緩み、変色、脱落及び加熱等がないこと。 ウ　電線、中性線等の締付部に緩み、脱落、損傷、変色等の異常がないこと。 エ　充電部にカバー又はテープ巻が施され、露出していないこと。
耐　震　措　置		目視及びスパナ等により確認する。	アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食、ナットの緩み等がないこと。
予備品等（低圧のものに限る。）		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品及び回路図、取扱説明書等が備えてあること。

3　総合点検

点　検　項　目	点　検　方　法	判　定　方　法　（留意事項は※で示す。）
接　地　抵　抗	接地抵抗測定器により測定し、確認する。	第23-2表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる数値であること。 第23-2表 （区分：電圧の種別による機器／設置工事の種類／接地線の種類｜接地抵抗値）

第 23-1 図　接地抵抗測定方法例

高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱		A 種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6 ㎜以上の軟銅線	10Ω以下
高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）		B 種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4 ㎜以上の軟銅線（高圧電路又は電気設備の技術基準の解釈第 133 条に規定する特別高圧架空電線路の電路と低圧電路とを変圧器により結合する場合は、引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6 ㎜以上の軟銅線）	計算値（注 1）
高圧計器用変成器の 2 次側一端子		D種	引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6 ㎜以上の軟銅線	100Ω以下（注 2）
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱	300V 以下のもの。ただし、直流電路及び 150V 以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。			
	300V を超えるもの	C 種		10Ω以下（注 2）

(注 1)　変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地路電流のアンペア数で 150(変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超え 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電圧を遮断する装置を設けるときは 300、1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600)を除した値に等しいオーム数

(注 2)　低電圧路において、当該電路に地絡を生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは、500Ω

※(ア)　電源を確実に遮断し、更に検査電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから設置極抵抗値を測定すること。

（イ）　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができる。

絶縁抵抗	絶縁抵抗測定器により測定する。	第 23-3 表に示す値であること。

			第23-3表　絶縁抵抗値 <table><tr><td colspan="2">電路の使用電圧の区分</td><td>絶縁抵抗値</td></tr><tr><td rowspan="2">300V以下</td><td>対地電圧150V以下</td><td>0.1MΩ</td></tr><tr><td>対地電圧 150V を超え 300V 以下</td><td>0.2MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">300Vを超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">3,000V高圧電路</td><td>3.0MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">6,000V高圧電路</td><td>6.0MΩ</td></tr></table>※　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができる。
保護継電器等		継電器用試験器を用いて確認する。	作動状況が適正であること。
高圧又は特別高圧の非常電源専用受電設備	開閉器及び遮断器	手動又は継電器の作動等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量は負荷に対して適性であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の容量のものが使用されていること。
	接地	接地抵抗測定器により確認する。	著しい腐食、断線、損傷等がなく、接地抵抗地が適正であること。

第24　非常電源（自家発電設備）

1　一般的留意事項

非常電源として設置されている自家発電設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検はその施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うように計画することが適当であること。

2　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
設置状況	周囲の状況	目視により確認する。	ア　第24-1表に掲げる保有距離を有していること。 イ　キュービクル式自家発電設備は、その前面に1m以上の幅の空地を有していること。 ウ　キュービクル式自家発電設備を屋外に設ける場合は、キュービクル式以外の非常電源専用受電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等から1m以上離れていること。 エ　キュービクル式以外の自家発電設備を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は3m未満の水平距離でよい。 オ　キュービクル式以外の自家発電設備を室内に設ける場合は、不燃専用室に設置されていること。 カ　アに規定する保有距離及びイに規定する保有空地内には、使用上及び点検上の障害となる物品が置かれていないこと。 キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

第24-1表　自家発電設備の保有距離

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離	記　事
自家発電装置	相互間	1.0m以上	
	周囲	0.6m以上	
制御装置	操作面	1.0m以上	
	点検面	0.6m以上	点検に支障とならない部分については、この限りでない。
	換気面	0.2m以上	
燃料タンクと原動機	予熱する方式の原動機	2.0m以上	燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場

	その他の方式の原動機	0.6m以上	合は、この限りでない。
キュービクル式の周囲	操　作　面	1.0m以上	
	点　検　面	0.6m以上	キュービクル式自家発電設備が屋外に設けられている場合、キュービクル式以外の受電設備、蓄電池設備、又は建築物等と相対する部分については1.0m以上

	区　画　等	目視により確認する。	ア　発電機室(不燃専用室)の区画、防火戸等に変形、損傷、き裂、脱落等がないこと。 イ　キュービクル式自家発電設備のものにあっては、キュービクルの外箱、扉、換気口等に著しい変形、損傷がないこと。 ウ　屋外用キュービクル式自家発電設備のものにあっては、換気口に目づまりがなく、雨水等の浸入防止装置に変形、損傷等がないこと。 エ　発電機室(不燃専用室)に取り付けられているＩビーム、チェーンブロック等に、さび、取付ボルトの緩み等がなく、作動部の動きが円滑であること。
	水の浸透	目視により確認する。	発電機室(不燃専用室)内又はキュービクル内に、水の浸透、水たまり、冷却水配管等からの漏水等がないこと。
	換　気	目視又は手動運転により確認する。	自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であること。
	照　明	目視により確認する。	自然発電設備の使用上及び点検上に支障がない位置に配置されており、正常に点灯すること。 ※　移動灯とコンセント設備又は懐中電灯を用意すること。
	標　識	目視により確認する。	次に示す標識に汚損、損傷等がなく、見やすい状態で取り付けられていること。 ア　「発電設備」 イ　「少量危険物貯蔵取扱所」(該当する場合のみ)
表　示		目視により確認する。	ア　自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)に示されている表示が、見やすい位置になされていること。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定証票が貼付されていること。 ウ　自家発電設備始動用蓄電池設備に「自家発電設備始動用」の表示がされていること。(該当する場合のみ)
自家発電装置(原動機と発電機を連結したものをいう。)	原動機及び発電機	目視により確認する。	ア　原動機及び原動機付属の機器類に変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がなく、取付状態が正常であること。 イ　発電機出力端子、保護カバー等に変形、損傷、腐食等がないこと。 ウ　発電機の巻線部及び導電部周辺にじんあい、油脂等による汚損がなく、周辺が乾燥状態にあること。 エ　発電機のスペースヒータ及び回路に断線、過熱等がないこと。 ※　発電機の巻線部及び導線部周辺に汚損がある場合は、圧縮空気、真空掃除機等を使用して清掃すること。

	冷却装置	ラジエータ、配管等	目視により確認する。	ア　ラジエータ本体に変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　ラジエータ内部に汚損、つまり等がないこと。 ウ　冷却水に著しい汚れ又は腐敗等がなく、所定の水量があること。 ※　ラジエータ内部に汚れがある場合は、内部洗浄を指示すること。洗浄の方法は、ラジエータ内に洗浄剤を添加し、所定時間洗浄運転を行い、排水の上、新しい冷却水を給水する。
		冷却ファン	目視及び触手により確認する。	冷却ファンに変形、損傷、腐食及びファン駆動用Vベルトに緩み、損傷等がなく、円滑に駆動すること。
	潤滑油類		目視により確認する。	ア　次の箇所の油量が、規定量満たされていること （ア）　原動機の油受け （イ）　過給機 （ウ）　調速機 （エ）　燃料ポンプ （オ）　発電機の軸受け イ　発電機の軸受油脂に規定のものが使用され、規定量満たされていること。 ウ　製造者の指定する銘柄及び粘度のものが使用され、著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、軽油、灯油等による著しい希釈がないこと。 ※　製造者の指定する種類、銘柄等と異なる場合は交換すること。
	その他の付属機器類		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がないこと。
始動装置	始動用蓄電池設備		蓄電池設備の点検要領に準じて確認する。	ア　蓄電池設備に準じること。 イ　原則として、蓄電池設備の点検票を添付すること。
	始動用空気圧縮設備	外型	目視により確認する。	空気圧縮機、空気だめ(空気タンク)、空気制御盤等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		空気だめ	空気圧力は、空気だめ(空気タンク)等に取り付けられた圧力計により確認する。	空気圧力が、自動充気装置の上限値付近に保持されていること。
		潤滑油類	目視により確認する。	ア　空気圧縮機の軸受の潤滑油、グリース等の油脂量が規定量満たされていること。 イ　製造者の指定する銘柄及び粘度のものが使用され、著しい汚れ、変質等がないこと。
制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上支障となるものがないこと。
	発電機盤		目視により確認する。	ア　盤本体及び内部配線(母線、制御、操作、表示及びその他の配線)に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。 イ　励磁装置内の自動電圧調整装置(AVR)等に変形、損傷、著しい腐食、じんあいの付着、接触不良、端子部の緩み等がないこと。
	自動始動盤		目視により確認する。	ア　盤本体及び内部配線(母線、制御、操作、表示及びその他の配線)に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。 イ　制御回路部、制御電源スイッチ、自動･手動の切替スイッチ、自動始動制御機器等に、変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食、汚損、過熱等がないこと。
	補機盤		目視により確認する。	ア　盤本体及び内部配線(母線、制御、操作、表示及びその他の配線)に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。

			イ　制御回路部、計器、継電器、電磁接触器、切替スイッチ、電源スイッチ、コンデンサ等に、変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食、汚損、過熱等がないこと。 ウ　補機の運転が正常で、かつ、運転時の電流値が適正であること。
	電源表示灯	目視により確認する。	変形、損傷、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
	表示灯	目視及びランプチェック回路のあるものは、これを操作して確認する。	ア　表示灯に損傷、球切れ等がなく、取付け、接触状態等が良好であること。 イ　各状態、作動時における点灯の状態が正常であること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が自動運転待機状態として正常であること。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　容量は負荷に対して適正であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視により確認する。	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
保護装置		保護装置の各検出部を作動又は短絡させ、保護装置の動作により確認する。	保護装置の作動、表示及び警報が第 24-2 表のとおりで、かつ、正常であること。 ※(ア)　保護装置の作動で、小容量、低圧のもので、配線用遮断器(MCCB)を使用しているものは、遮断器が「断」とならない場合もあるが、差し支えない。 (イ)　保護装置の作動値の確認は、過回転試験のように実作動でしか試験できないものは実作動で実施してよい。

第 24-2 表　保護装置の作動

項目	原動機停止	遮断器「断」	個別表示	警報	記事
過電流	―	○	○	○	
過回転	○	○	○	○	
冷却水断水又は冷却水温度上昇	○	○	○	○	水冷式のみ
タービン入口ガス温度上昇	○	○	○	○	ガスタービンのみ
空気だめ（空気タンク）圧力低下	―	―	○	○	空気始動式のみ
蓄電池液面低下	―	―	○	○	電気始動式で減液警報装置が設けられているもの
その他	・				取り付けられている保護項目の全てについて確認

計器類		目視により確認する。	変形、損傷、指針の狂い、著しい腐食等がなく、指示のゼロ点に異常がないこと。
燃料容器等	外形	目視により確認する。	変形、損傷、漏油等がなく、所定の燃料が使用されていること。

	燃料貯蔵量	目視により確認する。	定格出力における連続運転可能時間以上の運転に十分な貯蔵量があること。 ※　ガスを燃料とするもので、燃料が安定して供給される場合を除く。
冷却水タンク	外形	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、内部のさび等がないこと。
	水量	目視及び所定の操作により確認する。	ア　専用の冷却水タンクにあっては、定格出力で連続運転可能時間以上運転するに十分な水量が確保されていること。 イ　自動給水装置が確実に作動すること。
排気筒	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に可燃物が置かれてないこと。
	外形		排気伸縮管、排気管、断熱覆等に変形、損傷、脱落、き裂等がなく、支持金具の緩み等がないこと。
	貫通部		ア　貫通部の遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落、き裂等がないこと。 イ　排気管の貫通部の支持部材の取付状態が適正であること。
配管		目視により確認する。	次の配管に変形、損傷、漏れ等がなく、支持金具の緩み等がないこと。 ア　燃料系統配管 イ　冷却水系統配管 エ　潤滑油系統配管 オ　始動空気系統配管
結線接続		目視により確認する。	ア　ケーブル等の変形、損傷、ひび割れ、切断、端末処理部等に異常がないこと。 イ　温度検出用テープ、塗料等の変色、取付状態等に異常がないこと。(該当する場合のみ) ウ　主回路、制御回路、補機回路等の配線に、端子の緩み、端子部保護覆いの損傷、テープ巻き保護部の損傷、断線、異常な温度上昇がないこと。
接地		目視により確認する。	接地線の断線、接続部の端子の緩み、損傷、著しい腐食等がないこと。
始動性能		次の操作等により確認する。 (1)　「試験スイッチ」等を手動操作し、停電発生と同じ状態で自動始動させる。 (2)　試験スイッチ「入」から、電圧確立及び切替信号送出するまでの時間(始動時間)をストップウォッチにより測定する。	ア　停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの自動始動動作がタイムスケジュール及びシーケンスどおりに完了すること。 イ　始動時間が、次の時間内であること。 (ア)　普通形・長時間形　40秒以内 (イ)　即時普通形・即時長時間形　10秒以内 ※(ア)　即時形のものにあっては、始動補助装置が作動している状態で始動試験を実施してよい。 (イ)　始動時の動作時間測定例 前回点検時の時間と比較して大差がないこと。 試験スイッチ「入」　原動機始動　電圧確立　切替信号送出 秒 秒 秒

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（ウ） 始動前の確認事項
始動前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。
a 所定の始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）の確認
b 自動始動盤のスイッチが「自動始動」側になっているか。
c 原動機の運転ハンドルが、「始動」又は「運転」の位置にあるか。
d 次の機器の電源スイッチが「閉」になっているか。
(a) 制御電源スイッチ
(b) 補機電源スイッチ
・セルモータ電源スイッチ
・充電装置の入出力電源スイッチ
・空気圧縮機用電動機電源スイッチ
・冷却水ポンプ用電動機電源スイッチ
・室内換気装置用電源スイッチ
e 燃料容器出口弁が「開」になっているか。
f 冷却水タンク出入口弁が「開」になっているか。
g 始動空気だめ（空気タンク）の常用側の主弁及び充気弁が「開」になっているか。
h 機械換気装置の操作回路が「自動運転」側になっているか。
i 始動補助装置のあるものは、始動補助装置が作動しているか。
j 接地線が確実に接続されていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転性能</td><td>無負荷で、5～10 分運転し、運転状態等を測定し確認する。</td><td>ア 漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がないこと。
イ 発電機軸受にオイルリングがあるものは、その作動が円滑で十分潤滑が行われていること。
ウ 発電機にブラシがあるものは、ブラシ部に著しい火花が発生していないこと。
エ 回転速度は、定格回転速度（0～＋5%の範囲内）で、製造者の指定する値であること。
オ 無負荷時の電圧は定格電圧（±2.5%以内）であること。
カ 周波数は電圧確立までに安定すること。
キ 電圧計、周波数計の計器の指示値が適正で指針の作動が円滑であること。
ク 各部の温度、潤滑油圧力、冷却水圧力、給気圧力等が、製造者の指定する値と大差ないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">停止性能</td><td>手動停止</td><td rowspan="2">目視及び次の操作により確認する。
(1) 「試験スイッチ」等により、復電と同じ状態で自動停止させる。自動停止ができない構造のものは「手動停止装置」を操作して停止させる。
(2) 動作時間をストップウォッチにより確認する。</td><td rowspan="2">ア タイムスケジュール及びシーケンスどおりに、自動停止作動が完了すること。
イ ストップウォッチ等により確認したシーケンス並びに切替動作、機関停止及び運転待機への動作が正常であること。
ウ 手動停止装置による手動停止動作が確実に行われ、再始動しないこと。
エ 非常時の手動停止装置は赤色で、操作方法が明示されていること。
オ 自動停止動作が確実に行われること。
※(ア) ガスタービンの場合は、回転低下中の回転変化が滑らかで、ガスタービン内部にこすれ音等の異常音が発生しないこと。
(イ) 停止性能の確認後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。</td></tr>
<tr><td>自動停止（自動停止できる自家発電設備に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震措置</td><td>目視により確認する。</td><td>ア 防振ゴム又はばねにひび割れ、変形、損傷、個々のたわみの差がないこと。
イ ストッパー等の偏荷重、溶接部のはずれ等がないこと。</td></tr>
</table>

		ウ　防振装置及びアンカーボルトに、変形、損傷、ナットの緩み等がないこと。 ※　点検時に、すべての増締めを行うこと。 エ　可とう式管継手等には、変形、損傷、著しい腐食、漏れ、ゴム状のもののひび割れ等がなく、取付け状態が正常で、その寸法が適正であること。寸法の目安は、第24-3表のとおりとする。
予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品及び回路図、取扱説明書等が備えてあること。

第24-3表　可とう式管継手の長さ

管の呼び（A）	長　さ（cm）
25未満	300
25以上　50未満	500
50以上	800

3　総合点検

点検項目	点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
接地抵抗	所定の接地抵抗計により測定し、確認する。なお、測定方法は非常電源専用受電設備の点検要領に準じること。	接地抵抗値は、第24-4表に示す数値であること。なお、共通母線に接続されている場合は、その測定値を記録すること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。

第24-4表　接地抵抗

区分			接地抵抗値
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	
高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線	10Ω以下
高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）	B種	引張り強さ2.46kN以上の金属線又は直径4mm以上の軟銅線	計算値（注1）
高圧計器用変成器の2次側の一端子	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下（注2）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">低圧用機械器具の鉄台及び金属製箱</td><td>300V以下のもの。ただし、直流電路又は150V以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td></td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>300Vを超えるもの</td><td>C種</td><td>10Ω以下
（注2）</td></tr>
</table>
（注1）　変圧器の高圧側の電路の1線地絡電流アンペア数で150（変圧器の高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、1秒を超え2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは600）を除した値に等しいオーム数
（注2）　低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω
※　電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され、安全であることを確認してから接地極の抵抗を測定すること。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">絶　　縁　　抵　　抗</td><td>次の機器、回路別を所定の絶縁抵抗計により確認する。なお、測定方法は、配線の点検要領に準じること。
(1)　発電機関係
①　電機子巻線及び主回路（発電機出力回路の遮断器又は遮断器の1次側まで）
②　界磁回路
③　制御回路
(2)　機器及び配線
①　各種電磁弁及び同回路
②　始動補助装置用各種ヒータ及び同回路
(3)　電動機類
①　各種電動機及び同回路
②　始動電動機及び同回路</td><td>絶縁抵抗値は、第24-5表に示す数値であること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。
※　半導体、調整装置等の絶縁抵抗測定ができないものは除く。

第24-5表　絶縁抵抗値
<table>
<tr><th colspan="2">試　験　個　所</th><th>絶縁抵抗値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">電機子巻線及び主回路</td><td>低　　圧</td><td>2.0MΩ以上</td></tr>
<tr><td>高　　圧</td><td>4.0MΩ以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">界　　磁　　回　　路</td><td>2.0MΩ以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">制　　御　　回　　路</td><td>1.0MΩ以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電動機機器等</td><td>150V以下のもの</td><td>0.1MΩ以上</td></tr>
<tr><td>150Vを超え300V以下のもの</td><td>0.2MΩ以上</td></tr>
<tr><td>300Vを超えるもの</td><td>0.4MΩ以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">始 動 装 置</td><td>始動用蓄電池設備</td><td>蓄電池設備の点検要領（総合点検）に準じて確認する。</td><td>ア　蓄電池設備の点検要領（総合点検）に準じること。
イ　原則として蓄電池設備の点検票を添付すること。</td></tr>
<tr><td>始動用空気圧縮設備</td><td>次の操作により確認する。
(1)　安全弁の作動圧力
空気圧力を上げて確認する。</td><td>ア　安全弁の吹出し圧力は、空気だめ（空気タンク）に刻印された最高使用圧力以下であること。
イ　空気だめ（空気タンク）の圧力が自家発電装置を連続して3回以上始動できる圧力以下に低下した場合に、空気圧縮機が自動的に作動すること及び圧力低下警報が出ること。</td></tr>
</table>

		(2) 空気圧縮機 空気だめ(空気タンク)の圧力を低下させ、空気圧縮機の自動充気開始及び圧力低下の警報が出ることを確認する。 (3) 自動充気装置 空気圧力で加減して所定の圧力範囲の上限、下限で作動することを確認する。	ウ 自動充気装置の作動状態が適正で、空気圧力値が、メーカー指定値の範囲内にあること。
	始動補助装置	目視及び操作等により確認する。	取付けられている装置の性能が、製造者の指示する値であること。
保護装置		各装置の検出部を実動作で作動させて確認する。	保護装置の作動値が、設置時の試験結果の設定範囲であること。

第 24-6 表 保護装置の設定範囲

種類	設定値		記事
	内燃機関	ガスタービン	
過電流	定格電流の135%以下		
過回転	定格回転速度の116%以下	定格回転速度の111%以下 多軸式の場合は116%以下	
冷却水断水又は冷却水温度上昇	メーカ指定値以下		水冷式機関のみ
タービン入口ガス温度上昇		メーカ指定値	ガスタービンのみ
蓄電池液面低下	メーカ指定値による		電気始動式で減液警報装置が設けられたもののみ
空気だめ（空気タンク）圧力低下	メーカ指定値による		空気始動式のみ
その他	メーカ指定値による		

負荷運転	運転状況	擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の 30%以上の負荷で必要な時間連続回転を行い確認する。	ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。 イ 運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。 ※(ア) 擬似負荷装置の設定については、容量、設置場所、仮説給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者及び防火管理者と十分打合せを行って実施すること。 (イ) 負荷運転前の確認事項 負荷運転前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。 a 機器点検における始動試験の始動前の確認事項

			b　原動機と発電機のカップリング部のボルト、ナットに緩みがなく、フレキシブルカップリングの緩衝用ゴムにひび割れ等の損傷がないこと。 c　原動機潤滑油の汚損がないことをオイル試験紙等で確認すること。 d　吸排気弁の開閉時期及び燃料噴射時期が製造者の指定値範囲であること。 e　燃料噴射弁の噴射状態が正常で、噴射圧力が製造者の指定値範囲であること。 f　燃料及び潤滑油こし器に異常なごみ、金属粉のたい積がなく、損傷、変形等がないこと。 g　予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。 h　点火栓に変形、損傷、絶縁不良等がないこと。 i　継電器の本体、ケース、コイル、内部配線及び部品の損傷、主接点及び補助接点に接触不良、接点荒れ等の異常、円板と磁石間にじんあい、鉄粉等の付着がないこと。 （ウ）　負荷運転後の確認事項 a　負荷運転の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。 b　消費した燃料、冷却水が補給されることを確認すること。
	換　　　　気	定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状況を室内温度等により確認する。	発電機室又はキュービクル内の自家発電装置の周囲温度が 40℃以内であること。

第25　非常電源(蓄電池設備)

1　一般的留意事項

消防用設備等の非常電源として附置する蓄電池設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検は、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いの下に行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うように計画することが適当であること。

2　機器点検

点検項目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法(留意事項は※で示す。)
設置状況	周囲の状況	目視により確認する。	ア　第25-1表に掲げる保有距離を有していること。 イ　キュービクル式蓄電池設備は、その前面に1m以上の幅の空地を有していること。 ウ　キュービクル式蓄電池設備を屋外に設ける場合は、キュービクル式以外の非常電源専用受電設備若しくはキュービクル式以外の自家発電設備又は建築物等から1m以上離れていること。 エ　キュービクル式蓄電池設備を屋外又は主要構造物を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、3m未満の水平距離でよい。 オ　キュービクル式以外の蓄電池設備を室内に設ける場合は、不燃専用室に設置されていること。 カ　アに規定する保有距離及びイに規定する保有空地内には、使用上及び点検上の障害となる物品が置かれていないこと。 キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

第25-1表　蓄電池設備の保有距離

構造	設置場所	保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
キュービクル式のもの	不燃専用室(機械室等)	操作面		1.0m以上
		点検面		0.6m以上。ただし、キュービクル式以外の変電設備、発電設備又は建築物と相対する場合については1.0m以上
		その他の面		換気口を有する面については0.2m以上
キュービクル式以外のもの	不燃専用室(蓄電池室)	蓄電池	列の相互間	0.6m以上。ただし、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては1.0m以上
			点検面	0.6m以上

	その他の面	0.1m以上。ただし、電槽相互間は除く。
充電装置	操作面	1.0m以上
	点検面	0.6m以上
	その他の面	換気口を有する面については0.2m以上
蓄電池と充電装置を同一の室に設ける場合		充電装置を鋼製の箱に収納し、その前面に1m以上の幅の空地を有すること。

	区画等	目視により確認する。	ア　不燃専用室の区画、防火戸等に著しい変形、損傷等がないこと。 イ　キュービクル式構造のものにあっては、外箱、外箱取付部品、扉、換気口等に著しい変形、損傷等がないこと。 ウ　屋外用キュービクル構造のものにあっては、換気口の目づまり、雨水等の浸入防止装置に著しい変形、損傷等がないこと。
	水の浸透	目視により確認する。	不燃専用室内又はキュービクル内に、水の浸透、水溜り等がないこと。
	換気	目視及び手動運転等により確認する。	ア　自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であること。 イ　室内の温度が40℃以下であること。
	照明	目視により確認する。	蓄電池設備の使用上及び点検上に支障がない位置に配置されており、正常に点灯すること。 ※　点検には、移動灯、コンセント設備又は懐中電灯を用意すること。
	標識	目視により確認する。	「蓄電池設備」の標識に汚損、損傷がなく見やすい状態で取り付けられていること。
蓄電池	外形	目視により確認する。	ア　全セルについて電槽、ふたに変形、損傷、著しい腐食、き裂、漏液等がないこと。 イ　全セルについて各種せん体、パッキン等に変形、損傷、著しい腐食、き裂、漏液等がないこと。制御弁式据置鉛蓄電池及び触媒栓の交換時期を確認し、期限内であること。 ウ　封口部にはがれ、き裂等がないこと。 エ　架台、外箱に著しい変形、著しい損傷、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)に示されている表示が見やすい位置に行われていること。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定証票が貼付されていること。
	電解液	(1)　比重及び温度 鉛蓄電池の電解液の比重及び温度は、比重計及び温度計による全セルについて確認する。制御弁式据置鉛蓄電池については、電解液比重及び温度は測定しない。ただし、蓄電池表面温度を表面温度計により測定する。	ア　電解液比重は、CS CS-E形では、1.025(20℃)以上、HS HS-E形では、1.230(20℃)以上で、各セル間に0.03以上の差がないこと。 イ　電解液温度(制御弁式据置鉛蓄電池は蓄電池表面温度)は、45℃以下で、各セルは全セルの平均値の±3度以内であること。 ※(ア)　比重は、電解液の温度により変化するので、20℃に換算した値で適正かどうかを判定すること。標準温度(20℃)と実測温度との間に差があるときは、次の式により温度換算する。

※① 比重計は、JIS B 7525(比重浮ひょう)に規定された精度±0.005の浮ひょう又はこれと同等以上の精度をもつ比重計を使用すること。

② 温度計は、JIS B 7411(ガラス製棒状温度計(全浸没))に規定された精度±1℃の温度計又はこれと同等以上の精度をもつ温度計を使用すること。ただし、水銀温度計は使用しないこと。

(2) 電解液比重の測定方法は、次によること。

① 第25-1図に示すように、ゴム球を強く押さえてスポイトの先端を液中に挿入し、ゴム球の力を徐々に弱めてスポイト内に液を吸い込む。

② スポイト内の比重計(浮ひょう)が内部に触れないよう正しく浮かし、液の気泡の消えるのを待って拡大図に示すように液面の盛り上った上縁の比重計の目盛を読む。

第25-1図 電解液の比重の測り方

$$D_{20}=D_t+0.0007(t-20)$$

D_{20}：20℃における電解液比重

D_t：t℃における電解液比重

t：比重を測定したときの電解液温度(℃)

(イ) 比重は、第25-2図に示すように、放電の場合は放電量にほぼ比例して低下するが、充電の場合は充電量に比べて比重の上昇は少なく、充電終期にガスの発生量とともに攪拌されて急激に上昇するので、充電中の比重を測定しても充電量を判断することはできない。

また、充電終期電圧を低く、例えば2.3V/セルとした充電方式では、充電終期の電流が少ないため、ガスによる攪拌が行われず、自然拡散にまたなければならない。このため、この充電方式では、常温で約4週間、低温では約6週間経過した後の比重値によって判断する必要がある。

第25-2図 鉛蓄電池における放電及び充電時の電解液比重の推移の一例

(ウ) アルカリ蓄電池の電解液比重は、充放電しても変化しないので、年1回、パイロットセルについて、トリクル充電又は浮動充電中の比重を測定し、製造者の指定する値以上であるかを確認することが望ましい。

(3) 電解液面

全セルについて電解液の量を目視により確認する。

全セルの液面が、最高液面線と最低液面線の中間の範囲にあること。

※(ア) 電解液は、鉛蓄電池では希硫酸を、アルカリ蓄電池ではかせいカリ溶液を使用しているため、皮膚に付着すると炎症を起こし、機器に付着すると腐食、発錆させるおそれがあるので、十分注意して行うこと。

(イ) 電解液が皮膚や被服に付着したときは、水で洗うこと。目に入ったときは、直ちに清水で十分洗い流したのち、すぐに医師の手当を受けること。

(ウ) 電解液を床にこぼしたときは、すぐ拭き取ること。

(エ) 電解液の減少が著しいとき(液面が最高液面線より最低液面線まで低下するには、夏期でも2か月以上を要する。)又は少数のセルのみ減少が著しいときは故障と考え、蓄電池設備整備資格者に不良内容の修理又は整備を依頼する等適切な処置をとること。

(オ) シール形蓄電池で、液面の点検ができないものにあっては、点検を省略することができる。
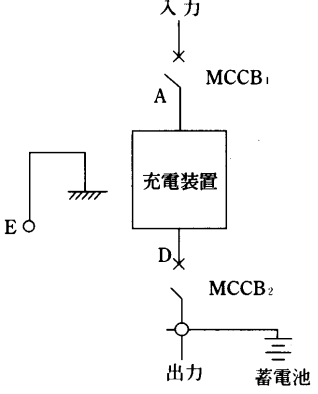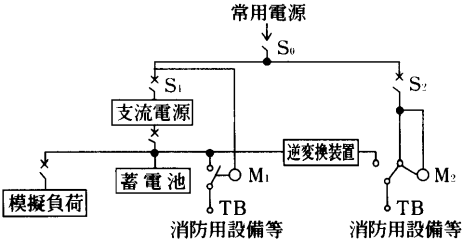
	減液警報用電極	目視により確認する。	変形、損傷、腐食、断線等がないこと。
	総電圧	トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧値を直流電圧計により確認する。 ※　直流電圧計は、JIS C 1102(直動式指示電気計器)に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器を使用すること。	ア　測定値は、製造者の指定するトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値の±1%以内であること。 イ　トリクル充電電圧値又は浮動充電電圧値は、1セルあたりのトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値とセル数との積とする。
	セル電圧	トリクル充電又は浮動充電中のセルの電圧値を直流電圧計により全セルについて確認する。 ※　直流電圧計は、JIS C 1102(直動式指示電気計器)に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器を使用すること。	測定値は、次に示す範囲内であること。 ア　すえ置鉛蓄電池は CS　CS-E形　2.15±0.05V HS　HS-E形　2.18±0.05V HSE　MSE型　製造者指定値に対し 2V電池:±0.10V 6V電池:±0.20V 12V電池:±0.30V イ　ベント形アルカリ蓄電池、シール形据置アルカリ蓄電池は、製造者の指定する電圧値の±5%以内とする。
	負荷容量	設置図面と照合して確認する。	負荷の容量に変化があった場合、蓄電池容量で全負荷に対して、規定時間放電できること。 ※　負荷容量が増加し判定できない場合は、製造者又は蓄電池設備整備資格者に判定を依頼すること。
	均等充電	均等充電の実施を記録により確認する。	製造者指定の期間どおりに均等充電が実施されていること。 ※セル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定される場合、又は均等充電が実施されていない場合は、均等充電を実施しなければならない。
充電装置	外形	目視等により確認する。	ア　外箱、扉、換気口、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、過熱、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置(「入」、「切」、「ON」、「OFF」)及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量が負荷に対して適正なものであること。
	交流入力電圧	目視により確認する。	盤面の電圧計により確認し、適正であること。また表示灯のあるものは点灯していること。
	トリクル充電電圧及び浮動充電電圧	盤面電圧計で確認する。	ア　蓄電池総電圧値と差異がないこと。 イ　測定値は、トリクル充電電圧又は浮動充電電圧の値の±1%の範囲内であること。 ウ　表示灯が正常に点灯していること。 ※　トリクル充電電圧又は浮動充電電圧値は、1セルあたりのトリクル充電電圧値又は浮動充電電圧値とセルの数の積とする。

	均等充電電圧	目視及び直流電圧計により確認する。	ア　製造者指定の電圧値の範囲内にあること。 イ　表示灯が正常に点灯していること。
	出力電流	盤面の電流計により確認する。	出力電流値が正常であること。
	負荷電圧	盤面の直流電圧計により確認する。	負荷電圧値が正常であること。
	負荷電流	盤面の直流電流計により確認する。	負荷電流値が正常であること。 ※(ア)　充電装置が正常に作動しているかどうかは、充電電圧により判定する。常時、蓄電池は最適のトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値に保たれており、電流は蓄電池の自己放電を補う程度のごくわずかの電流が流れていればよいものである。 (イ)　第 25-3 図のように、消防用設備等以外に常時給電する負荷が接続されている場合は、その負荷電流値(I)が、ほぼ浮動充電時の電流計の指示値となる。 常用電源 蓄電池設備 充電装置 停電検出 I 蓄電池 I 切替装置 常時負荷 (機器操作・表示灯等) 消防用設備等 第 25-3 図　蓄電池設備の使用例 (ウ)　点検時点が、停電後常用電源が回復して間もないときは、充電装置は自動的に回復充電を行っているので、電圧計、電流計とも高い値を指示することがある。この場合は、製造者が発行する取扱説明書を参照して、指示値に異常がないかを確認する。
	自動充電切替	充電装置の入力開閉器の操作により確認する。	充電装置の入力開閉器を開放し、再び投入したとき自動的に充電に入ること。また、24 時間以内に充電が完了し、自動的にトリクル充電又は浮動充電に切り替わること。
	接地	目視等により確認する。	接地線及び接続部に断線、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。
逆変換装置	外形	目視等により確認する。	ア　外箱、扉、換気口、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	蓄電池設備の基準(昭和 48 年消防庁告示第 2 号)に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置(「入」、「切」、「ON」、「OFF」)及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量が負荷に対して適正なものであること。
	交流出力電圧	盤面の交流電圧計で確認する。	定格電圧値の±10%以内であること。

	交流出力電流	盤面の交流電流計で確認する。	定格電流値以内であること。
	周波数	盤面の周波数計で確認する。	定格周波数値の±5%以内であること。
	接地	目視等により確認する。	接地線及び接続部に断線、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。
結線接続		充電装置、逆変換装置、蓄電池端子と配線及び蓄電池間の接続部の全セルについて目視、触手又はトルクレンチ等を用いて確認する。	ア　鉛蓄電池は、蓄電池間の接続部に断線、端子の緩み、発熱、焼損、腐食等がないこと。 イ　アルカリ蓄電池は、製造者の指定する方法により緩みがないこと。 ウ　充電装置、逆変換装置は、機器の端子と配線との接続部に断線、端子の緩み、発熱、損傷、腐食等がないこと。 ※(ア)　電解液の付着や浸透により接続部に腐食を生じることがあり、これが不導通や焼損、ときには誘爆の原因となることがあるので、十分点検すること。 (イ)　接続部に緩みを認めたときは、関係者に連絡する等適切な処置をとること。増締めを行うときには、短絡及び締め過ぎに注意すること。 (ウ)　触手により点検するときは、手袋等を用い、感電したり、電解液が手に付着しないよう注意をすること。
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食、緩み等がないこと。
予備品等		目視により確認する。	電球、ヒューズ等の予備品、電圧計、比重計、ビーカー等の保守用具、設計図書、取扱説明書等が備えてあること。

3　総合点検

点検項目	点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法(留意事項は※で示す。)
接地抵抗	接地抵抗計を用いて確認する。 ※　詳細な点検方法に関しては非常電源専用受電設備の点検要領に準ずること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。	接地抵抗計を用いて第25-2表に掲げる区分により接地抵抗を測定し、その測定値は第25-2表に示す値であること。

第25-2表　接地抵抗

区分				接地抵抗値
電圧の種別による機器		接地工事の種類	接地線の太さ	
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属栓又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下(注)
	300Vを超えるもの	C種		10Ω以下(注)

		(注)　低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは、500Ω ※(ア)　電源を確実に遮断し、更に検査電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから設置極抵抗値を測定すること。 (イ)　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができる。
絶縁抵抗	目視及び次の事項により確認する。 (1)　電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから、充電部と外箱との間の絶縁抵抗を、絶縁抵抗計(DC500V メガー)を用いて測定する。 ※　測定方法に関しては、配線の点検要領に準ずること。 (2)　絶縁抵抗測定法は、例えば第 25-4 図において、配線用遮断器(MCCB1,MCCB2)を遮断し、次の間の絶縁抵抗を測定すること。 ①　交流側(A)と大地(非充電金属部)(E)との間(AE) ②　直流側(D)と大地(非充電金属部)(E)との間(DE) ③　交流側(A)と直流側(D)との間(AD) ※　測定開始時回路を遮断する場合は負荷から行い、終了時の投入は電源側から行うこと。	充電部と外箱との間の絶縁抵抗測定値は 0.2MΩ以上であること。ただし、回路電圧が 300V を超える場合は、0.4MΩ以上であること。 第 25-4 図　絶縁抵抗測定位置の例
容量	入力開閉器を開放し、第 25-5 図のように、模擬負荷を接続し、第 25-3 表に示す電流値で 10 分間放電したときの蓄電池端子電圧値を確認する。この場合の電解液温度は 10℃以上であること。	蓄電池端子電圧値が第 25-3 表に示す電圧値×セル数以上であること。 ※(ア)　点検中に判定基準値まで蓄電池電圧が低下したときは、直ちに放電を停止し、充電を行うこと。 (イ)　容量不足と判定されるものは、その原因が蓄電池にあるのか、充電装置にあるのか等総合的に判断する必要があるので製造者又は蓄電池設備整備資格者に整備を依頼する等適切な処置をとること。 第 25-5 図　容量点検回路の例

第25-3表

蓄電池の種類		放電電流（A）	蓄電池電圧（1セルあたり）（V）
鉛蓄電池	C S 形	0.35C	1.8
	H S 形	0.52C	
	H S E形	0.52C	
	M S E形	0.60C	
	M 形	0.63C	
アルカリ蓄電池	A M 形	0.38C	1.1
	A M H形	0.58C	
	A H 形	0.77C	
	A H H形	1.14C	
	K R 形	1.00C	

(C:蓄電池の定格容量)

切替装置	所定の操作により作動を確認する。	ア 常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。 イ 消防用設備等の出力端子に電圧が印加されていること。 ※ この点検は、容量の点検と同時に行うことが望ましいものであること。
電圧計及び周波数計	直流電圧計、交流電圧計、周波数計を用いて確認する。	盤面計器の指示値と照合し、差異がないこと。
警報動作	回路を異常状態にして確認する。	外部警報送出を含む警報について、回路を異常状態にして警報が正常に作動すること。
減液警報装置	減液警報装置用電極の取り付けてある蓄電池より、電解液を注液スポイトを用いて抜き取り、最低液面線より液面を低下させるか、検出器端子を短絡又は開放して確認する。なお、点検が終了後は必ずもとの状態に戻すこと。	ア 減液警報装置が作動し、音響を発し表示灯が点灯すること。 イ ベント形すえ置鉛蓄電池は、液面が最低液面線の5㎜上から極板上までの間の範囲で警報作動すること。 ウ ベント形アルカリ蓄電池は、液面が最低液面線の15㎜上から5㎜下までの間の範囲で警報作動すること。 ※(ア) スポイトは、鉛蓄電池用とアルカリ蓄電池用とを区別し、専用のものを使用すること。また、電解液を抜き取るときは、こぼさないように注意すること。 (イ) 通常、減液警報装置の検出器(電極)は、100V用では2個、48V以下用では1個取り付けられている。取り付けてあるものすべてを点検すること。 a 減液警報装置の方式は、製造者によって違いがあるので、取扱説明書等により確認してから行うこと。 b ブザー、ベル等の警報スイッチは、点検終了時には必ず(ON)位置にあることを確認すること。
電圧調整範囲	直流電圧計により確認する。	製造者の指定する範囲であること。

	※　直流電圧計は、JIS C 1102(直動式指示電気計器)に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器とすること。	
負　荷　電　圧　補　償　装　置	目視により確認する。	降下電圧値が適正であること。
タ　　　イ　　　マ　　　ー	目視により確認する。	設定値及び作動状況が適正であること。

第 26　配線

総合点検

<table>
<tr><th>点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法　・留　意　事　項　(※)</th></tr>
<tr><td>専用回路</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。
イ　消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐されてないこと。</td></tr>
<tr><td>開閉器及び遮断器</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。
イ　接続部が確実に接続されていること。</td></tr>
<tr><td>ヒューズ類</td><td>目視により確認する。</td><td>損傷、溶断等がなく、回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
※　ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第 37 条に基づいて取り付けられていること。</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗</td><td>(1)　測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第 26-1 図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。
(2)　測定時の結線は、第 26-2 図のように行う。
(3)　低圧電路にあっては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を 100V、125V、250V 又は 500V の絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。
(4)　高圧電路にあっては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を 1,000V、2,000V 又は 5,000V の絶縁抵抗計を用いて測定する。</td><td>電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、附属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第 26-1 表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。
※(ア)　静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電源を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。
(イ)　静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。
(ウ)　測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。
(エ)　測定器は水平にして測定すること。
(オ)　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。

第 26-1 表
<table><tr><th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th><th>絶縁抵抗値〔MΩ〕</th></tr><tr><td rowspan="2">300V以下</td><td>対地電圧150V以下</td><td>0.1</td></tr><tr><td>対地電圧150Vを超え300V以下</td><td>0.2</td></tr><tr><td colspan="2">300Vを超えるもの</td><td>0.4</td></tr><tr><td colspan="2">3,000V高圧電路</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="2">6,000V高圧電路</td><td>6</td></tr></table></td></tr>
</table>

DS
CB
SC
Tr
Tr
①
電気室
電源回路
の絶縁抵抗測定
配電盤
又は分電盤
②
③
④
※①から④の間で測定し
必ず①④は開（off）
とし②③は閉（on）
の状態で行う
※大地間は一括でもよい
が一般には各相（線）
ごとに行う
消防用設備
操作回路
表示灯回路
警報回路
感知器回路
附属装置回路
その他の回路
の絶縁抵抗測定

第 26-1 図　測定箇所

		第26-2図　測定時の結線例
耐　熱　保　護	目視により確認する。	ア　電源回路にあっては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋設(耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合)されている場合は、その埋設部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。 イ　電源回路以外(操作回路、警報回路、表示灯回路等)にあっては、耐火配線又は耐熱配線であってその保護部分に損傷等がないこと。 ア　屋内消火栓設備 イ　屋外消火栓設備

ウ　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

エ　二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

オ　自動火災報知設備

注　*1　中継器の非常電源回路（中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

*2　発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

カ　ガス漏れ火災警報設備

キ　非常ベル、自動式サイレン

ク　放送設備

ケ　誘導灯

非常電源　誘導灯

コ　排煙設備

サ　連結送水管

シ　非常コンセント設備

ス　無線通信補助装置

（注）■■■は耐火配線、▨▨▨は耐熱配線、―― は一般配線、‐‐‐‐は水管又は

第 26-3 図　耐火・耐熱保護配線の範囲

第 26-2 表　耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

	電　線　の　種　類	工　事　方　法
耐火配線	600Ｖ 2 種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1. 金属管、2 種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に納め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に 15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前 1 と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火電線 ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。
耐熱配線	600Ｖ 2 種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画

耐熱配線	鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。
	耐熱電線 耐火電線 ＭＩケーブル 耐熱光ファイバーケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

第27　操作盤

1　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示	目視により確認する。	種別、定格容量、定格電圧等の表示が適正であること。
	端子電圧	予備電源試験スイッチを操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※　電圧計等の指示が適当でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認する。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
本体	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり、使用上及び点検上必要な空間等は確保されていること。
	外形	目視により確認する。	半径、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　銘板等がはがれていないこと。かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　時計装置が適正な日時を表示していること。 ウ　個別確認済みのものにあっては確認ラベルが貼付されていること。
	表示部	目視及び所定の操作により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がなく、適正に表示されること。
	操作部	目視及び所定の操作により確認する。	変形、損傷等がなく、操作が確実にできること。
	相互通話装置	送受話器を操作し、確認する。	操作盤が設けられている防災監視場所と副防災監視場所相互間で、同時通話が正常にできること。
	電圧計	目視及び計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視及び所定の操作により確認する。	ア　端子の緩みがなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	表示灯	所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

<table>
<tr><td colspan="2">接　　　　　　地</td><td>目視及び回路計により確認する。</td><td>著しい腐食、断線等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表　示　機　能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　火災表示、日時(異常信号の)が適正に表示されること。
イ　別表第1の表示項目が適正にされること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">警　報　機　能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>別表第2の警報項目に係る警報が適正に鳴動されること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">操作機能</td><td>警報停止機能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>別表第3の操作項目の警報音又は音声警報音が停止すること。</td></tr>
<tr><td>連動移報切替機能</td><td>(1)　連動
　連動移報切替スイッチを連動側に入れ、所定の操作により火災表示試験等を行い、確認する。
(2)　非連動
　連動移報切替スイッチを非連動側に入れ、所定の操作により火災表示試験等を行い、確認する。</td><td>ア　連動の場合、連動移報の信号が正常に出力されること。
イ　非連動の場合、連動移報の信号が出力されず、連動移報の切替装置が非連動である旨が表示されること。
※　連動移報先として消火設備、放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</td></tr>
<tr><td>表示切替機能</td><td>(1)　画面切替スイッチ等を操作し、確認する。
(2)　CRT 等の画面が表示状態の時、後続信号を入力し、確認する。</td><td>ア　警戒区域図等は定められたシンボル等により適正に表示すること。
イ　CRT 等の画面が表示状態の時、後続信号を入力した場合、該当する選択押しボタン等が点滅等し、この押しボタン等を操作した場合、CRT 等の画面が切り替わること。</td></tr>
<tr><td>復旧機能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>正常に復旧すること。</td></tr>
<tr><td>遠隔起動機能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>消防用設備等の種別に応じ、別表第3の操作項目欄に掲げる項目について適正に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">情 報 伝 達 機 能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　情報伝達機器が適正に作動すること。
イ　内線電話及び消防機関と通話できる専用電話機が正常であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">制　御　機　能</td><td>所定の操作により、確認する。</td><td>システムを構成する部分の異常又は故障等を確認できる機能が正常であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">記　録　機　能</td><td>目視及び所定の操作により確認する。</td><td>ア　記録紙が十分装てんされ、インクリボン等が乾燥していないこと。
イ　火災情報等が適正に記録されること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防活動支援機能</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　CRT 等に感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動したすべての階の平面図及び当該階に係る次の事項を分かりやすく表示できること。
（ア）　発報した感知器、押下された発信機の位置又は警戒区域
（イ）　ガス漏れを検知したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断弁の作動状況
（ウ）　防火区画等を構成する壁の表示及び防火戸、防火･防煙シャッター、ダンパー、可動防煙垂れ壁等の作動状況
（エ）　排煙機及び排煙口の作動状況
（オ）　スプリンクラー設備等の自動消火設備の作動状況
イ　CRT 等には、次の階の平面図が分かりやすく、簡単な操作で表示されること。
（ア）　感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動した階(出火階)の平面図
（イ）　出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動した階の平面図
（ウ）　出火階の直上階の平面図
（エ）　出火階の直下階の平面図</td></tr>
</table>

	運用管理支援機能（運用管理支援機能を有する操作盤に限る。）	シミュレーション機能	所定の操作により確認する。	ア　消防用設備等に係る表示、警報又は操作に係る機能（以下「主機能」という。）に影響を与えずに、確実に作動すること。。 イ　消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合には通常の作動状態に優先的に切り替わること。
		ガイダンス機能		主機能に異常を与えずに、確実に作動すること。
		履歴機能		主機能に影響を与えずに、確実に作動すること。
		自己診断機能		ア　主機能に影響を与えず、に確実に作動すること。 イ　消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合には、通常の作動状態に優先的に切り替わること。
	予　備　品　等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

2　総合点検

点　検　項　目	点　検　方　法	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
総　合　作　動	予備電源又は非常電源に切り替えた状態で、各消防設備等及び防災設備等の操作等により確認すること。 ※　電源装置（UPS 等）がある場合には、USP 等に切り替えた状態で確認することができる。	ア　別表第 2 及び別表第 3 に係る警報、操作が正常であること。 イ　別表第 1 に係る項目が CRT 等に適正に表示されていること。 ウ　印字内容及び記録内容が正常であること。 ※（ア）　USP 等に切り替えた状態で実施する場合は、蓄電池の容量でできる時間を考慮すること。 （イ）　各消防設備等の総合点検が行われたものは記録装置の記録により確認されたものとする。

別表第１

消防用設備等の種別	表示項目
屋内消火栓設備	イ　加圧送水装置の作動状態 ロ　加圧送水装置の電源断の状態 ハ　呼水槽の減水状態 ニ　水源水槽の減水状態 ホ　操作盤の電源の状態 ヘ　連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
スプリンクラー設備	イ　自動警報装置の受信部の表示事項（スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドが開放した階又は放水区域の表示） ロ　減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ハ　加圧送水装置の作動状態 ニ　加圧送水装置の電源断の状態 ホ　呼水槽の減水状態 ヘ　水源水槽の減水状態 ト　操作盤の電源の状態 チ　手動状態（開放型スプリンクラー設備で自動式のものに限る。） リ　感知器の作動の状態（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。） ヌ　連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
水噴霧消火設備	イ　放射区域図 ロ　流水検知装置の作動した放射区域 ハ　加圧送水装置の作動状態 ニ　加圧送水装置の電源断の状態 ホ　呼水槽の減水状態 ヘ　水源水槽の減水状態 ト　操作盤の電源の状態 チ　連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
泡消火設備（移動式のものを除く。）	イ　放射区域図 ロ　流水検知装置の作動した放射区域 ハ　加圧送水装置の作動状態 ニ　加圧送水装置の電源断の状態 ホ　呼水槽の減水状態 ヘ　水源水槽の減水状態 ト　操作盤の電源の状態 チ　感知器の作動の状態（専用のものに限る。） リ　連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）
不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）	イ　防護区画図 ロ　音響警報装置又は感知器の作動 ハ　放出起動 ニ　消火剤放出 ホ　起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ　閉止弁の閉止 ト　圧力異常（低圧式のものに限る） チ　手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） リ　操作盤の電源の状態 ヌ　連動断の状態（自動火災報知器設備等の作動と連動して起動するものに限る。）

ハロゲン化物消火設備(移動式のものを除く。)	イ　防護区画図 ロ　音響警報装置又は感知器の作動 ハ　放出起動 ニ　消火剤放出 ホ　起動回路異常(地絡又は短絡) ヘ　手動状態(自動式の起動装置を有するものに限る。) ト　操作盤の電源の状態 チ　連動断の状態(自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。)
粉末消火設備(移動式のものを除く。)	イ　防護区画図 ロ　音響警報装置又は感知器の作動状態 ハ　放出起動 ニ　消火剤放出 ホ　起動回路異常(地絡又は短絡) ヘ　手動状態(自動式の起動装置を有するものに限る。) ト　操作盤の電源の状態 チ　連動断の状態(自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。)
屋外消火栓設備	イ　加圧送水装置の作動状態 ロ　加圧送水装置の電源断の状態 ハ　呼水槽の減水状態 ニ　水源水槽の減水状態 ホ　操作盤の電源の状態
自動火災報知設備	イ　受信機の表示事項(感知器、中継器又は発信機の作動した警戒区域の表示) ロ　警戒区域図(随時表示) ハ　警戒区域図上の火災警報 ニ　操作盤の電源の状態
ガス漏れ火災警報設備	イ　受信機の表示事項(検知器の作動した警戒区域の表示) ロ　警戒区域図(随時表示) ハ　警戒区域図上のガス漏れ警報 ニ　操作盤の電源の状態
非常警報設備(放送設備に限る。)	イ　放送設備の操作部の表示事項(起動装置又は自動火災報知設備の作動した階又は区域の表示) ロ　連動断の状態(非常電話、自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。) ハ　操作盤の電源の状態
誘導灯(自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。)	イ　作動状態 ロ　連動断の状態 ハ　操作盤の電源の状態
排煙設備	イ　排煙口の作動位置 ロ　排煙機の作動状態 ハ　機械換気設備又は空気調和設備の停止 ニ　自動閉鎖装置の作動位置 ホ　操作盤の電源の状態
連結散水設備(選択弁を設ける場合に限る。)	イ　散水区域図 ロ　操作盤の電源の状態
連結送水管(加圧送水装置を設ける場合に限る。)	イ　加圧送水装置の作動状態 ロ　加圧送水装置の電源断の状態 ハ　中間水槽の減水状態 ニ　操作盤の電源の状態
非常コンセント設備	イ　非常コンセントの位置 ロ　電源断の状態
無線通信補助設備(増幅器を設ける場合に限る。)	イ　端子の位置 ロ　電源断の状態

別表第2

消防用設備等の種別	警　報　項　目
屋内消火栓設備	イ　加圧送水装置の電源断の状態 ロ　減水状態(呼水槽又は水源水槽)
スプリンクラー設備	イ　流水検知装置の作動状態 ロ　減圧状態(二次側に圧力設定を必要とするものに限る。) ハ　加圧送水装置の電源断の状態 ニ　減水状態(呼水槽又は水源水槽)
水噴霧消火設備	イ　流水検知装置の作動状態 ロ　加圧送水装置の電源断の状態 ハ　減水状態(呼水槽又は水源水槽)
泡消火設備(移動式のものを除く。)	イ　流水検知装置の作動状態 ロ　加圧送水装置の作動状態 ハ　減水状態(呼水槽又は水源水槽)
不活性ガス消火設備(移動式のものを除く。)	イ　音響警報装置又は感知器の作動 ロ　起動回路異常(地絡又は短絡) ハ　閉止弁の閉止(表示が点灯の場合に限る。) ニ　圧力異常(低圧式のものに限る。)
ハロゲン化物消火設備(移動式のものを除く。)	イ　音響警報装置又は感知器の作動 ロ　起動回路異常(地絡又は短絡)
粉末消火設備(移動式のものを除く。)	イ　音響警報装置又は感知器の作動 ロ　起動回路異常(地絡又は短絡)
屋外消火栓設備	イ　加圧送水装置の電源断の状態 ロ　減水状態(呼水槽又は水源水槽)
自動火災報知設備	受信機の警報項目
ガス漏れ火災警報設備	受信機の警報項目
排煙設備	排煙機の作動状態
連結送水管(加圧送水装置を設ける場合に限る。)	イ　加圧送水装置の電源断の状態 ロ　減水状態(中間水槽)

別表第３

消防用設備等の種別	操作項目
屋内消火栓設備	警報停止
スプリンクラー設備	警報停止
水噴霧消火設備	警報停止
泡消火設備	警報停止
不活性ガス消火設備	警報停止
ハロゲン化物消火設備	警報停止
粉末消火設備	警報停止
屋外消火栓設備	警報停止
自動火災報知設備	イ　受信機の操作事項 ロ　復旧 ハ　連動移報切替え ニ　表示切替え
ガス漏れ火災警報設備	イ　受信機の操作事項 ロ　復旧 ハ　連動移報切替え ニ　表示切替え
非常警報設備（放送設備に限る。）	放送設備の操作部の操作事項
誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。）	イ　一括点灯 ロ　手動消灯 ハ　点検切替え
排煙設備	イ　遠隔起動 ロ　警報停止
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ　加圧送水装置の遠隔起動 ロ　警報停止